官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務六七）　二
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八七）　六
○社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令（同八八）　三
○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（同八九）　三
〔法規的告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件の一部を改正する件（法務三六）　一九
○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（厚生労働二〇〇）　一九
○派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（同二〇一）　三三
○事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する件（同二〇二）　四四
○短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針の一部を改正する件（同二〇三）　七七
○労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（同二〇四）　四五
〔その他告示〕
○短時間・有期雇用労働者対策基本方針（厚生労働二〇五）　四六
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産六四七）　五二
○花巻空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通五九一）　五三
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一二六）　五三
〔官庁報告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　五五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
共済組合定款の一部変更・改正（参議院・警察・裁判所・農林水産省・林野庁）、国立研究開発法人土木研究所役員の任命の公表、独立行政法人大学入試センター試験問題作成者、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録換え・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記・記章紛失、日本弁護士連合会懲戒処分関係　六八
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一〇一
会社その他
会社決算公告　一〇八

省　令

○総務省令第六十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

様式第30の２（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　月末現在

サービスの種類　ＦＴＴＨアクセスサービス

事業者名

法人番号

端末系伝送路設備を設置等する電気通信事業者名	法人番号	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものの回線数
合計		
参考事項		

［注１・２　略］

３　「端末系伝送路設備を設置等する電気通信事業者名」の欄には、自ら設置する共同住宅等内のＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備と接続する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者の名称を記載すること。ただし、当該電気通信事業者以外の他の電気通信事業者が当該端末系伝送路設備と自らの電気通信設備との接続（当該端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者が提供する卸電気通信役務の利用に係るものを除く。）をし当該端末系伝送路設備に係る料金その他の提供条件を定めて提供する卸電気通信役務を利用している場合（二以上の段階にわたって提供される当該卸電気通信役務を利用している場合を含む。）には、当該他の電気通信事業者の名称を記載すること。

［４～６　略］

改正前

様式第30の２（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　月末現在

サービスの種類　ＦＴＴＨアクセスサービス

事業者名

法人番号

端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名	法人番号	共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるものの回線数
合計		
参考事項		

［注１・２　同左］

３　「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名」の欄には、自ら設置する共同住宅等内のＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備と接続する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者の名称を記載すること。

［４～６　同左］

様式第31（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス

事業者名
法人番号

１　自らが最終利用者に提供する回線数

回線数（電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を除く。）

参考事項	

２　一次ＭＶＮＯに提供する回線数

事業者名	法人番号	(1)　回線数	(2)　(1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数	(3)　(1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
合計				
参考事項				

［注１～３　略］

４　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて当該卸電気通信役務の回線に係る周波数と他の回線に係る周波数とを一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

［５～９　略］

様式第31の３（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　全国ＢＷＡアクセスサービス

事業者名
法人番号

回線数

参考事項	

様式第31（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス

事業者名
法人番号

１　自らが最終利用者に提供する回線数

回線数（電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を除く。）

参考事項	

２　一次ＭＶＮＯに提供する回線数

事業者名	法人番号	(1)　回線数	(2)　(1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数	(3)　(1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
合計				
参考事項				

［注１～３　同左］

４　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

［５～９　同左］

様式第31の３（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　全国ＢＷＡアクセスサービス

事業者名
法人番号

回線数

参考事項	

［注１～４　略］

５　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて当該卸電気通信役務の回線に係る周波数と他の回線に係る周波数とを一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

［６～８　略］

様式第31の４（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　地域ＢＷＡアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

［注１～４　略］

５　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて当該卸電気通信役務の回線に係る周波数と他の回線に係る周波数とを一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

［６～８　略］

様式第31の５（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

［注１～４　略］

５　衛星アクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第31の６で報告すること。

６　［略］

７　［略］

［注１～４　同左］

５　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

［６～８　同左］

様式第31の４（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　地域ＢＷＡアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

［注１～４　同左］

５　他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

［６～８　同左］

様式第31の５（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　公衆無線ＬＡＮアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

［注１～４　同左］

［新設］

５　［同左］

６　［同左］

様式第31の６（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　衛星アクセスサービス

事業者名
法人番号

回線数
参考事項	

［注１～３　略］

4　外国籍の船舶又は航空機に設置される電気通信設備と接続されている端末系伝送路設備を用いて提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

5　［略］

6　［略］

様式第31の７（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　仮想移動電気通信サービス（携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）

事業者名
法人番号

ＭＮＯ		一次ＭＶＮＯ		(1)　回線数	(2)　(1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務（同条第１号及び第２号チに掲げるものを除く。）の回線数	(3)　(1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号			
合計						
参考事項						

様式第31の６（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　衛星アクセスサービス

事業者名
法人番号

回線数
参考事項	

［注１～３　同左］

［新設］

4　［同左］

5　［同左］

様式第31の７（第９条第２号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　　月末現在

サービスの種類　仮想移動電気通信サービス（携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）

事業者名
法人番号

ＭＮＯ		一次ＭＶＮＯ		(1)　回線数	(2)　(1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務（同条第１号及び第２号チに掲げるものを除く。）の回線数	(3)　(1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号			
合計						
参考事項						

［注１～３　略］

４　他の電気通信事業者に対し提供する卸電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

５　卸電気通信役務を利用して提供する仮想移動電気通信サービス（携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）が、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて当該卸電気通信役務の回線に係る周波数と他の回線に係る周波数とを一体として提供するものであるときは、当該サービスの回線数は自らの回線数に含めないこと。

６～９　［略］

［注１～３　同左］

４　卸電気通信役務を利用して提供する仮想移動電気通信サービス（携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係るものに限る。）が、無線設備規則第49条の６の９第１項第１号ヘに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供するものであるときは、当該電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

５～８　［同左］

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十七号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第三十一条の二第二項第一号及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第六条第一項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十五条の十六　法第三十一条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　法第三十一条の二第四項の規定による説明を求めることができる旨 六　（略）	**第二十五条の十六**　法第三十一条の二第二項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　（略） （新設） 五　（略）

（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六条第一項の明示事項及び明示の方法） **第二条**　法第六条第一項の厚生労働省令で定める短時間・有期雇用労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　法第十四条第二項の規定による説明を求めることができる旨 五　（略） 2～4　（略）	（法第六条第一項の明示事項及び明示の方法） **第二条**　法第六条第一項の厚生労働省令で定める短時間・有期雇用労働者に対して明示しなければならない労働条件に関する事項は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） （新設） 四　（略） 2～4　（略）

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第八十八号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則等の一部を改正する省令（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則の一部改正）

第一条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公示送達の方法） **第八条**　法第十五条第三項の厚生労働省令で定める方法は、地方厚生局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）	（新設）

と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（地方厚生局の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　地方厚生局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十五条第三項に規定する旨を同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2　前項の規定は、社会保険審査会が行う再審査請求及び審査請求の手続に係る公示送達について準用する。この場合において、前項中「法第十五条第三項」とあるのは「法第四十四条において読み替えて準用する法第十五条第三項」と、「地方厚生局」とあるのは「厚生労働省」と読み替えるものとする。

第九条・第十条　（略）

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第二条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公示送達の方法） **第四十六条**　法第十二条の三第三項又は法第三十一条第四項において準用する徴収法第三十条の規定により国税徴収の例によることとされる徴収金に関する公示送達は、都道府県労働局長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を当該都道府県労働局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（当該都道府県労働局の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　都道府県労働局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの （新設） 二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの （新設）	（公示送達の方法） **第四十六条**　法第十二条の三第三項又は法第三十一条第四項において準用する徴収法第三十条の規定により国税徴収の例によることとされる徴収金に関する公示送達は、都道府県労働局長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨をその都道府県労働局の掲示場に掲示して行う。

第八条・第九条　（略）

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部改正）

第三条　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和三十一年労働省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公示送達の方法） **第七条**　法第二十条第三項の厚生労働省令で定める方法は、都道府県労働局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（都道府県労働局の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下同じ。）とを電気通信	**第七条**　削除

回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　都道府県労働局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十条第三項に規定する旨を同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

2　前項の規定は、審査会が行う再審査請求の手続に係る公示送達について準用する。この場合において、前項中「法第二十条第三項」とあるのは「法第五十条において読み替えて準用する法第二十条第三項」と、「都道府県労働局」とあるのは「厚生労働省」と読み替えるものとする。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法）	（課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法）
第二百四十九条の三　法第七十五条の五の四の規定による報告をしようとする者は、様式第百六の二による報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を、次に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第二百四十九条の三**　法第七十五条の五の四の規定による報告をしようとする者は、様式第百六の二による報告書を、次に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　電磁的記録を電子情報処理組織を使用して送信する方法	三　ファクシミリ装置を用いて送信する方法
2　前項の報告書には、課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を添付するものとする。	2　前項の報告書（第三号に規定する方法により提出するものを除く。）には、課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を添付するものとする。

3　（略）

4　第一項第三号の方法により同項に規定する電磁的記録が送信された場合は、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、同項に規定する報告書が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

（削る）

（公示送達の方法）

第二百四十九条の四の二　法第七十五条の五の八第二項及び第七十五条の五の十六第二項の厚生労働省令で定める方法は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と、法第七十五条の五の八第二項に規定する公示事項及び法第七十五条の五の十六第二項に規定する旨（以下この条において「公示事項等」という。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（厚生労働省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下この条において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項等を当該公示事項等の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

3　（略）

4　第一項第三号の方法により同項に規定する報告書が提出された場合は、厚生労働大臣が受信した時に、当該報告書が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

5　第一項第三号の方法により同項に規定する報告書の提出を行つた者は、直ちに、当該報告書の原本及び第二項に規定する資料を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

様式第百六の二中「ファクシミリ装置を用いて」を「電子情報処理組織を使用して」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（賃金総額の見込額の特例等）	（賃金総額の見込額の特例等）
第二十四条　（略）	**第二十四条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第十五条第一項の規定による申告書（労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業に係るものを除く。）の提出（保険年度の中途に保険関係が成立したものについての当該保険関係が成立した日から五十日以内に行う申告書の提出を除く。）は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。次条第三項及び第三十三条第二項において同じ。）にあつては、電子情報処理組織（都道府県労働局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第六十一条において同じ。）と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申告書の提出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。	3　法第十五条第一項の規定による申告書（労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業に係るものを除く。）の提出（保険年度の中途に保険関係が成立したものについての当該保険関係が成立した日から五十日以内に行う申告書の提出を除く。）は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。次条第三項及び第三十三条第二項において同じ。）にあつては、電子情報処理組織（政府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項、次条第三項及び第三十三条第二項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申告書の提出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。
（概算保険料の増額等）	（概算保険料の増額等）
第二十五条　（略）	**第二十五条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第十六条の規定による申告書（労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業に係るものを除く。）の提出（法第十五条第二項に規定する賃金総額の見込額が増加した場合に行う申告書の提出を除く。）は、特定法人にあつては、電子情報処理組織（都道府県労働局又は労働基準監督署の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項及び第三十三条第二項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申告書の提出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。	3　法第十六条の規定による申告書（労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業に係るものを除く。）の提出（法第十五条第二項に規定する賃金総額の見込額が増加した場合に行う申告書の提出を除く。）は、特定法人にあつては、電子情報処理組織を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申告書の提出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。
（公示送達の方法）	（公示送達の方法）
第六十一条　労働保険料その他法の規定による徴収金に関する公示送達は、公示事項を都道府県労働局の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（当該都道府県労働局の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下この条において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。	**第六十一条**　労働保険料その他法の規定による徴収金に関する公示送達は、当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

道府県労働局の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該都道府県労働局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

一　都道府県労働局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（新設）

（新設）

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第六条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（被保険者となつたことの届出）	（被保険者となつたことの届出）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2～8　（略）	2～8　（略）
9　第一項の届出は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的	9　第一項の届出は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的

会社をいう。以下同じ。）にあつては、資格取得届の提出に代えて資格取得届に記載すべき事項を電子情報処理組織（公共職業安定所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第九条及び第百四十五条を除き、以下同じ。）を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

10～12　（略）

（確認の通知）

第九条　（略）

2　公共職業安定所長は、当該確認に係る者又は当該事業主の所在が明らかでないために前項の規定による通知をすることができない場合においては、その通知に係る書類が法第九条第一項の規定による労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことの確認に係るものであること、その通知を受けるべき者の氏名及び公共職業安定所長がその書類を保管し、いつでも通知を受けるべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を当該公共職業安定所の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（当該公共職業安定所の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下この項において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち次の各号のいずれにも該当するものにより、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公

会社をいう。以下同じ。）にあつては、資格取得届の提出に代えて資格取得届に記載すべき事項を電子情報処理組織（政府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第百四十五条を除き、以下同じ。）を使用して提出することにより行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該届出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。

10～12　（略）

（確認の通知）

第九条　（略）

2　公共職業安定所長は、当該確認に係る者又は当該事業主の所在が明らかでないために前項の規定による通知をすることができない場合においては、当該公共職業安定所の掲示場に、その通知すべき事項を記載した文書を掲示しなければならない。

示事項が記載された書面を当該公共職業安定所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該公共職業安定所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を講じなければならない。

一　公共職業安定所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

3　前項の規定による措置を開始した日の翌日から起算して七日を経過したときは、第一項の規定による通知があつたものとみなす。

（新設）

3　前項の規定による掲示があつた日の翌日から起算して七日を経過したときは、第一項の規定による通知があつたものとみなす。

（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（一般拠出金申告書）	（一般拠出金申告書）
第二条の二　（略）	**第二条の二**　（略）
2　法第三十八条第一項において読み替えて準用する徴収法第十九条第一項の規定による申告書（労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業に係るものを除く。）の提出は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）にあつては、電子情報処理組織（都道府県労働局又は労働基準監督署の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申告書の提出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。	2　法第三十八条第一項において読み替えて準用する徴収法第十九条第一項の規定による申告書（労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されている事業に係るものを除く。）の提出は、特定法人（事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の時における資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構がその会員から銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第四十一条第一項及び第三項の規定により納付された同条第一項の当初拠出金の額及び同条第三項の売却時拠出金の額の合計額が一億円を超える法人、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）にあつては、電子情報処理組織（都道府県労働局又は労働基準監督署の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と特定法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、電子情報処理組織を使用しないで当該申告書の提出を行うことができると認められる場合は、この限りでない。
（公示送達の方法）	（公示送達の方法）
第二十五条　法第六十六条第四項の規定により準用する徴収法第三十条の規定により国税徴収の例によることとされる徴収金に関する公示送達は、都道府県労働局長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を当該都道府県労働局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（当該都道府県労働局の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下この条において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を当該都道府県労働局	**第二十五条**　法第六十六条第四項の規定により準用する徴収法第三十条の規定により国税徴収の例によることとされる徴収金に関する公示送達は、都道府県労働局長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨をその都道府県労働局の掲示場に掲示して行う。

の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該都道府県労働局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。	
一　都道府県労働局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの	（新設）
二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの	（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第三条、第四条及び第六条の規定　デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）

二　第二条、第五条及び第七条の規定　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）

（通知の方法に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の規定、第五条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第六十一条（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（以下「石綿救済則」という。）第二条の六において準用する場合を含む。）の規定及び第七条の規定による改正後の石綿救済則第二十五条の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

2　第六条の規定による改正後の雇用保険法施行規則第九条第二項及び第三項（同令第十一条第二項（同令第六十五条の六第五項及び第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。）、第十二条第二項及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にする同令第九条第一項（同令第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項（同令第六十五条の六第五項及び第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。）又は第十二条第一項の規定による通知（以下この項において単に「通知」という。）について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第八十九号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条の二第一項第五号二並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項及び第二項、第六十六条の三、第六十七条第四項、第百条第一項並びに第百十五条の二の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（雇入時の健康診断）	（雇入時の健康診断）
第四十三条　事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。	**第四十三条**　事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）及びガンマグルタミルトランスフェラーゼ（γ－ＧＴ）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。）	七　血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及びガンマ－グルタミルトランスペプチダーゼ（γ－ＧＴＰ）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。）
八・九　（略）	八・九　（略）
十　血清クレアチニン検査	（新設）
十一・十二　（略）	十・十一　（略）

（定期健康診断）

第四十四条　事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一～三　（略）

四　胸部エックス線検査

五～九　（略）

十　血清クレアチニン検査

十一・十二　（略）

2　第一項第三号、第四号、第六号から第十号まで及び第十二号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

3・4　（略）

（特定業務従事者の健康診断）

第四十五条　（略）

2　前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第十号まで及び第十二号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3　第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第二項中「第三号、第四号」とあるのは、「第三号」と、同条第三項中「一年間」とあるのは、「六月間」と読み替えるものとする。

4　（略）

（海外派遣労働者の健康診断）

第四十五条の二　（略）

2・3　（略）

4　第四十四条第二項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、同条第二項中「第三号、第四号、第六号から第十号まで及び第十二号」とあるのは、「第三号」と読み替えるものとする。

（健康診断結果報告）

第五十二条　常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（第四十四条又は第四十五条の健康診断であつて定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行つたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一～六　（略）

七　第四十四条第一項第三号（聴力の検査に限る。）及び第四号から第十二号までに掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数並びに当該項目について異常所見があると診断された労働者の当該項目ごとの数

八～十　（略）

2　（略）

（定期健康診断）

第四十四条　事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一～三　（略）

四　胸部エックス線検査及び喀痰（かくたん）検査

五～九　（略）

（新設）

十・十一　（略）

2　第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

3・4　（略）

（特定業務従事者の健康診断）

第四十五条　（略）

2　前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において第四十四条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、前項の規定にかかわらず、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略して行うことができる。

3　第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の健康診断について準用する。この場合において、同条第三項中「一年間」とあるのは、「六月間」と読み替えるものとする。

4　（略）

（海外派遣労働者の健康診断）

第四十五条の二　（略）

2・3　（略）

4　第四十四条第二項の規定は、第一項及び第二項の健康診断について準用する。この場合において、同条第二項中「、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号」とあるのは、「及び第四号」と読み替えるものとする。

（健康診断結果報告）

第五十二条　常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断（第四十四条又は第四十五条の健康診断であつて定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行つたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一～六　（略）

七　第四十四条第一項第三号（聴力の検査に限る。）及び第四号から第十一号までに掲げる項目について健康診断を受けた労働者の当該項目ごとの数並びに当該項目について異常所見があると診断された労働者の当該項目ごとの数

八～十　（略）

2　（略）

様式第5号（第51条関係）(1)

様式第五号を次のように改める。

健康診断個人票（雇入時）

氏名		生年月日	年　月　日	健診年月日	年　月　日
		性別	男・女	年齢	歳

業務歴		血圧	(mmHg)		
既往歴		貧血検査	血色素量	(g／dl)	
			赤血球数	(万／mm³)	
自覚症状		肝機能検査	AST	(U／l)	
			ALT	(U／l)	
			γ－GT	(U／l)	
他覚症状		血中脂質検査	LDLコレステロール	(mg／dl)	
			HDLコレステロール	(mg／dl)	
			トリグリセライド	(mg／dl)	
		血糖検査		(mg／dl)	
		血清クレアチニン検査	血清クレアチニン	(mg／dl)	
身長 (cm)			eGFR	(ml／min／1.73m²)	
体重 (kg)		尿検査	糖		－＋卄卄
BMI			蛋白		－＋卄卄
腹囲 (cm)		心電図検査			
視力 右	( )	その他の法定検査			
左	( )	その他の検査			
聴力 右 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	医師の診断			
4000Hz	1 所見なし 2 所見あり				
左 1000Hz	1 所見なし 2 所見あり	健康診断を実施した医師の氏名			
4000Hz	1 所見なし 2 所見あり	医師の意見			
胸部エックス線検査	直接　間接 撮影　年　月　日	意見を述べた医師の氏名			
		歯科医師による健康診断			
フィルム番号	No.	歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名			
備考		歯科医師の意見			
		意見を述べた歯科医師の氏名			

備　考

1　労働安全衛生規則第43条、第47条若しくは第48条の雇入時の健康診断又は労働安全衛生法第66条第４項の健康診断を行つたときに用いること。

2　BMIは、次の算式により算出すること。　　BMI＝体重(kg)／身長(m)²

3　「視力」の欄は、矯正していない場合は(　)外に、矯正している場合は(　)内に記入すること。

4　eGFRは、次の算式により算出すること。　　男性の場合：$eGFR = 194 \times 血清クレアチニン(mg/dl)^{-1.094} \times 年齢^{-0.287}$

女性の場合：$eGFR = 194 \times 血清クレアチニン(mg/dl)^{-1.094} \times 年齢^{-0.287} \times 0.739$

5　「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第４項の健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。

6　「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。

7　「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

8　「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。

9　「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

様式第5号（第51条関係）　(2)　（表面）

健　康　診　断　個　人　票

氏名		生年月日	年　月　日	雇入年月日	年　月　日
		性別	男　・　女		

健診年月日		年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
年齢		歳	歳	歳	歳	歳	歳
他の法定特殊健康診断の名称							
業務歴							
既往歴							
自覚症状							
他覚症状							
身長 (cm)							
体重 (kg)							
BMI							
腹囲 (cm)							
視力	右	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	左	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
聴力	右 1000Hz	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり
	右 4000Hz	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり
	左 1000Hz	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり
	左 4000Hz	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり	1所見なし　2所見あり
	検査方法	1オージオ　2その他	1オージオ　2その他	1オージオ　2その他	1オージオ　2その他	1オージオ　2その他	
胸部エックス線検査		直接　間接 撮影　年　月　日	直接　間接 撮影　年　月　日	直接　間接 撮影　年　月　日	直接　間接 撮影　年　月　日	直接　間接 撮影　年　月　日	
フィルム番号		No.	No.	No.	No.	No.	
血圧 (mmHg)							
貧血検査	血色素量 (g／dl)						
	赤血球数 (万／mm³)						
肝機能検査	AST (U／l)						
	ALT (U／l)						
	γ－GT (U／l)						
血中脂質検査	LDLコレステロール(mg／dl)						
	HDLコレステロール(mg／dl)						
	トリグリセライド(mg／dl)						
血糖検査 (mg／dl)							
血清クレアチニン検査	血清クレアチニン(mg／dl)						
	eGFR (ml／min／1.73m²)						
尿検査	糖	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	
	蛋白	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	－＋卄卄	
心電図検査							

様式第5号（第51条関係）　(2)　（裏面）

健診年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
その他の法定検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名					
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名					
歯科医師による健康診断					
歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名					
歯科医師の意見					
意見を述べた歯科医師の氏名					
備考					

備考

1　労働安全衛生規則第44条、第45条、第47条若しくは第48条の健康診断、労働安全衛生法第66条第４項の健康診断（雇入時の健康診断を除く。）又は同法第66条の２の健康診断を行つたときに用いること。

2　「他の法定特殊健康診断の名称」の欄には、当該労働者が特定の業務に就いていることにより行うことになつている法定の健康診断がある場合に、次の番号を記入すること。

（１．有機溶剤　　２．鉛　　３．四アルキル鉛　　４．特定化学物質　　５．高気圧作業　　６．電離放射線　　７．石綿　　８．じん肺）

3　BMIは、次の算式により算出すること。　　BMI＝体重(kg)／身長(m)^2

4　「視力」の欄は、矯正していない場合は(　)外に、矯正している場合は(　)内に記入すること。

5　「聴力」の欄の検査方法については、オージオメーターによる場合は1に、オージオメーター以外による場合は2に丸印をつけること。なお、労働安全衛生規則第44条第４項の規定により医師が適当と認める方法により行つた聴力の検査については、1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの区分をせずに所見の有無を1,000ヘルツの所に記入すること。

6　eGFRは、次の算式により算出すること。　　男性の場合：eGFR＝194×血清クレアチニン(mg／dl)$^{-1.094}$×年齢$^{-0.287}$

女性の場合：eGFR＝194×血清クレアチニン(mg／dl)$^{-1.094}$×年齢$^{-0.287}$×0.739

7　「その他の法定検査」の欄は、労働安全衛生規則第47条の健康診断及び労働安全衛生法第66条第４項の規定により都道府県労働局長の指示を受けて行つた健康診断のうち、それぞれの該当欄以外の項目についての結果を記入すること。

8　「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。

9　「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

10　「歯科医師による健康診断」の欄は、労働安全衛生規則第48条の健康診断を実施した場合に記入すること。

11　「歯科医師の意見」の欄は、歯科医師による健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について歯科医師の意見を記入すること。

様式第5号（第51条関係）　(3)

様式第八号及び様式第九号中「ＧＯＴ」を「ＡＳＴ」に、「ＧＰＴ」を「ＡＬＴ」に、「γ－ＧＴＰ」を「γ－ＧＴ」に改める。

海外派遣労働者健康診断個人票（派遣前・帰国後）

氏名		生年月日	年　月　日	健診年月日	年　月　日
		性別	男　・　女	年齢	歳

業務歴		血圧 (mmHg)		
既往歴		貧血検査	血色素量 (g／dl)	
			赤血球数 (万／mm³)	
自覚症状		肝機能検査	AST (U／l)	
			ALT (U／l)	
			γ－GT (U／l)	
他覚症状		血中脂質検査	LDLコレステロール (mg／dl)	
			HDLコレステロール (mg／dl)	
			トリグリセライド (mg／dl)	
身長 (cm)		血糖検査 (mg／dl)		
体重 (kg)		血清クレアチニン検査	血清クレアチニン (mg／dl)	
BMI			eGFR (ml／min／1.73m²)	
腹囲 (cm)		尿検査	糖	－＋ǂǂǂ
視力 右	(　)		蛋白	－＋ǂǂǂ
視力 左	(　)	心電図検査		
聴力 右 1000Hz	1 所見なし　2 所見あり	医師が必要であると認める項目		
聴力 右 4000Hz	1 所見なし　2 所見あり			
聴力 左 1000Hz	1 所見なし　2 所見あり			
聴力 左 4000Hz	1 所見なし　2 所見あり			
胸部エックス線検査	直接　間接 撮影　年　月　日	その他の検査		
		医師の診断		
		健康診断を実施した医師の氏名		
		医師の意見		
フィルム番号	No.	意見を述べた医師の氏名		
備考				

備考

1　労働安全衛生規則第45条の２の健康診断を行つたときに用いること。

2　表題中「派遣前」又は「帰国後」のうち、該当するものに丸印をつけること。

3　BMIは、次の算式により算出すること。　BMI＝体重(kg)／身長(m)^2

4　「視力」の欄は、矯正していない場合は(　)外に、矯正している場合は(　)内に記入すること。

5　eGFRは、次の算式により算出すること。　男性の場合：eGFR＝194×血清クレアチニン(mg／dl)$^{-1.094}$×年齢$^{-0.287}$

女性の場合：eGFR＝194×血清クレアチニン(mg／dl)$^{-1.094}$×年齢$^{-0.287}$×0.739

6　「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。

7　「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

（労働基準法施行規則の一部改正）

第二条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十四条の二　（略）	**第三十四条の二**　（略）
②～⑫　（略）	②～⑫　（略）
⑬　法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。 一　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十二号までに掲げる項目（同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。） 二　（略）	⑬　法第四十一条の二第一項第五号ニの厚生労働省令で定める項目は、次に掲げるものとする。 一　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第八号から第十一号までに掲げる項目（同項第三号に掲げる項目にあつては、視力及び聴力の検査を除く。） 二　（略）
⑭・⑮　（略）	⑭・⑮　（略）

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第三条　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
別表（第二十九条関係）		
有機溶剤等	項目	
（略）	（略）	
㈡　一　オルトージクロルベンゼン 二　クレゾール 三　クロルベンゼン 四　一・二―ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン） 五　前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）及びガンマグルタミルトランスフェラーゼ（γ―ＧＴ）の検査（以下「肝機能検査」という。）	
（略）	（略）	

改正前		
別表（第二十九条関係）		
有機溶剤等	項目	
（略）	（略）	
㈡　一　オルトージクロルベンゼン 二　クレゾール 三　クロルベンゼン 四　一・二―ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン） 五　前各号に掲げる有機溶剤のいずれかをその重量の五パーセントを超えて含有する物	血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）及び血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴＰ）の検査（以下「肝機能検査」という。）	
（略）	（略）	

様式第三号中「ＧＯＴ」を「ＡＳＴ」に、「ＧＰＴ」を「ＡＬＴ」に、「γ―ＧＴＰ」を「γ―ＧＴ」に、「ＩＵ／Ｌ」を「Ｕ／Ｌ」に改める。

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第四条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三及び別表第四中「血清グルタミックオキサロアセチックトランスアミナーゼ（ＧＯＴ）」を「アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ）」に、「血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ（ＧＰＴ）」を「アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）」に、「血清ガンマ―グルタミルトランスペプチダーゼ（γ―ＧＴＰ）」及び「ガンマグルタミルトランスフェラーゼ（γ―ＧＴ）」を「ガンマグルタミルトランスフェラーゼ（γ―ＧＴ）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和九年四月一日から施行する。

（じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第四十五号）附則第二条中「及び様式第六号から様式第六号の三まで」を「、様式第六号の二及び様式第六号の三」に改める。

（経過措置）

第三条　事業者は、当分の間、第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第五十二条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。

第四条　この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳は、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則様式第八号による健康管理手帳とみなす。

第五条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法規的告示

○法務省告示第三十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準（令和八年国土交通省告示第五百四十号）の一部改正に伴い、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件（令和七年二月十七日法務省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十八日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第四条**　特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。 一～十七　（略） 十八　特定自動車運送業準備所属機関が次のいずれにも該当するものであること。 ハ　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和六年国土交通省告示第千三百六十二号）第三条第五号から第七号までのいずれにも該当すること。 ニ　（略） 十九　（略）	（特定自動車運送業準備雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準） **第四条**　特定活動告示第五十五号に規定する法務大臣が定める特定自動車運送業準備所属機関の基準は、次の各号（特定自動車運送業準備所属機関が契約により登録支援機関に適合特定自動車運送業準備外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第一号から第十一号まで、第十八号及び第十九号の各号）に掲げるとおりとする。 一～十七　（同上） 十八　特定自動車運送業準備所属機関が次のいずれにも該当するものであること。 ハ　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和六年国土交通省告示第千三百六十二号）第三条第五号から第七号までのいずれにも該当すること。 ニ　（同上） 十九　（同上）

附　則

（施行期日）

この告示は、公布の日から適用する。

○厚生労働省告示第二百号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の十二の規定に基づき、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年四月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　派遣元事業主が講ずべき措置 一～七　（略） 八　派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等 ㈠　（略） ㈡　特定有期雇用派遣労働者等について留意すべき事項 イ　（略） ロ　派遣元事業主は、労働者派遣法第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同条第一項の措置（以下「雇用安定措置」	第二　派遣元事業主が講ずべき措置 一～七　（略） 八　派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等 ㈠　（略） ㈡　特定有期雇用派遣労働者等について留意すべき事項 イ　（略） ロ　派遣元事業主は、労働者派遣法第三十条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同条第一項の措置（以下「雇用安定措置」

という。）を講ずるに当たっては、当該雇用安定措置の対象となる特定有期雇用派遣労働者等（同条第一項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。以下同じ。）（近い将来に該当する見込みのある者を含む。）に対し、キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングのうち労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うことをいう。以下同じ。）や労働契約の更新の際の面談等の機会を利用し、又は電子メールを活用すること等により、労働者派遣の終了後に継続して就業することの希望の有無及び希望する雇用安定措置の内容を把握すること。

ハ・ニ　（略）

㈢～㈤　（略）

㈥　派遣労働者の待遇の改善に向けた評価等

派遣元事業主は、派遣労働者の職務の成果等の評価、教育訓練及びキャリアコンサルティングの実施並びに就業機会の確保及び提供に当たって、その職務の成果等の向上により派遣労働者の待遇が改善するよう、次の事項に留意すること。

イ　派遣先に協力を求めつつ、派遣労働者の業務の遂行状況等を把握し、労働者派遣契約や労働契約の更新の機会等の適切な時機に当該派遣労働者の職務の成果等の評価を行うこと。また、派遣労働者の希望に応じて、当該派遣労働者に評価結果をフィードバックすること。

ロ　派遣労働者に対しキャリアコンサルティングを受けることを勧奨することが望ましいこと。また、キャリアコンサルティングの実施結果等を踏まえ、教育訓練を実施し、就業の機会を提供する等、各措置が派遣労働者の希望に応じて総合的に実施されるよう努めること。

ハ　イ及びロに掲げる取組を継続的に実施することによって、派遣労働者の希望する働き方の実現と待遇の改善に向けた好循環を生み出すことが重要であること。

㈦　（略）

㈧　労働者派遣法第三十条の四第一項の協定の締結に当たって留意すべき事項等

イ　派遣元事業主は、労働者派遣法第三十条の三の規定は、派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違を設けてはならないこと等を定めたものであり、労働者派遣法第三十条の四の規定は、同条第一項の規定により労働者の過半数で組織する労働組合等との協定（以下この㈧において「協定」という。）を定めたときは、当該協定で定めた範囲に属する派遣労働者の待遇について、一部の待遇を除き、労働者派遣法第三十条の三の規定は適用しないこと等を定めたものであることに留意すること。また、労働者派遣法第三十条の四の規定は、協定を定めた場合であっても、同条第一項第二号、第四号若しくは第五号に掲げる事項であって当該協定で定めたものを遵守していない場合又は同項第三号に関する当該協定の定めによる公正な評価に取り組んでいない場合は、労働者派遣法第三十条の三の規定による待遇の確保が求められることに留意すること。さらに、協定の締結に当たり、労働者の過半数を代表する者

という。）を講ずるに当たっては、当該雇用安定措置の対象となる特定有期雇用派遣労働者等（同条第一項に規定する特定有期雇用派遣労働者等をいう。以下同じ。）（近い将来に該当する見込みのある者を含む。）に対し、キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングのうち労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うことをいう。以下同じ。）や労働契約の更新の際の面談等の機会を利用し、又は電子メールを活用すること等により、労働者派遣の終了後に継続して就業することの希望の有無及び希望する雇用安定措置の内容を把握すること。

ハ・ニ　（略）

㈢～㈤　（略）

㈥　（新設）

㈥　（略）

㈦　（新設）

（労働者派遣法第三十条の四第一項に規定する労働者の過半数を代表する者をいう。ロにおいて同じ。）が適正に選出されていない場合は、協定を定めたものとは認められず、労働者派遣法第三十条の三の規定による待遇の確保が求められることに留意すること。

ロ　派遣元事業主が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第二十五条の六第三項の規定により、労働者の過半数を代表する者が協定に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行うに当たっては、当該配慮として、例えば、労働者の過半数を代表する者が労働者の意見の集約等を行うに当たって必要となる事務スペースや事務機器の提供（イントラネットや社内電子メールを利用させることを含む。㈨ハにおいて同じ。）を行うこと等が考えられること。

また、派遣労働者が異なる派遣先に派遣されているため意見交換の機会が少ない場合等も考えられることから、労働者の過半数を代表する者を選任するための投票等に併せて意見や希望等を提出させるなど、派遣労働者の意見がより反映されるための工夫をするよう努めること。

ハ　派遣元事業主は、協定対象派遣労働者（労働者派遣法第三十条の五に規定する協定対象派遣労働者をいう。以下同じ。）の待遇の改善を進める観点から、労働者派遣法第三十条の四第一項第二号の賃金の決定の方法を協定で定めるに当たっては、次の事項に留意すること。

㈠　労働者派遣法第三十条の四第一項第二号イの厚生労働省令で定める賃金の額（㈡において「一般賃金水準」という。）を遵守した上で、経済・物価動向及び賃金動向を勘案して協定に定める賃金の額を決定することについて労使で十分に協議することが考えられること。

㈡　一般賃金水準が下がった場合であっても、従前の協定に定める賃金の額を基礎として、公正な待遇の確保について労使で十分に協議することが望ましいこと。

㈢　労使で十分に協議を行ったとしても、待遇を引き下げる場合、労働条件の不利益変更となり得るものであり、労働条件の不利益変更には、労働契約法第九条に基づき、原則として労使双方の合意が必要であること。

ニ　派遣元事業主は、協定を締結したとき（改定したときを含む。）及び労働者を雇い入れたときは、当該協定について労働者派遣法施行規則第二十五条の十一各号に掲げるいずれかの方法により周知を行うこと。また、労働者を雇い入れようとするときも同様に周知を行うことが望ましいこと。

㈨　就業規則の作成等における派遣労働者の過半数を代表する者

イ　派遣労働者の過半数を代表する者（労働者派遣法第三十条の六に規定する派遣労働者の過半数を代表すると認められるものをいい、事業所に派遣労働者の過半数で組織する労働組合がある場合における当該労働組合を除く。以下この㈨において同じ。）は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、㈠に該当する者が

（新設）

いない事業所において同条の意見を聴く場合にあっては、(ロ)に該当する者とすること。

(イ)　労働基準法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

(ロ)　労働者派遣法第三十条の六の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、派遣元事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。

ロ　派遣元事業主は、労働者が派遣労働者の過半数を代表する者であること若しくは派遣労働者の過半数を代表する者になろうとしたこと又は派遣労働者の過半数を代表する者として正当な行為をしたことを理由として、当該労働者に対して不利益な取扱いをしないようにしなければならないこと。

ハ　派遣元事業主は、派遣労働者の過半数を代表する者が労働者派遣法第三十条の六の規定による意見の聴取に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならないこと。当該配慮としては、例えば、派遣労働者の過半数を代表する者が派遣労働者の意見の集約等を行うに当たって必要となる事務スペースや事務機器の提供を行うこと等が考えられること。

　また、派遣労働者が異なる派遣先に派遣されているため意見交換の機会が少ない場合等も考えられることから、派遣労働者の過半数を代表する者を選任するための投票等に併せて意見や希望等を提出させるなど、派遣労働者の意見がより反映されるための工夫をするよう努めること。

(十)　（略）

(七)　（略）

(ナ)　派遣元事業主がその雇用する協定対象派遣労働者に対して行う安全管理に関する措置及び給付のうち、当該協定対象派遣労働者の職務の内容に密接に関連するものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理と認められる相違等が生じないようにすることが望ましいこと。

(ニ)・(ヌ)　（略）

九　派遣労働者の待遇に関する説明等

　派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に対し、労働者派遣法第三十一条の二第四項の規定による説明を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

(一)　（略）

(二)　協定対象派遣労働者に対する説明の内容

イ　（略）

ロ　派遣元事業主は、協定対象派遣労働者の待遇（賃金、労働者派遣法第四十条第二項の教育訓練及び労働者派遣法施行規則第三十二条の三各号に掲げる福利厚生施設を除く。）が労働者派遣法第三十条の四第一項第四号に基づき決定されていること等について、派遣労働者に対する説明の内容に準じて説明すること。

(三)　派遣労働者に対する説明の方法

　派遣元事業主は、派遣労働者が説明の内容を理解することができるよう、資料を活用し、口頭により説明する方法又は説明すべき事項を全て記載した派遣労働者が容易に理解できる内容の資料を交付する等の方法により説明すること。

　また、資料を活用し、口頭により説明する場合には、派遣元事業主は、説明に活用した資料その他の関連資料を

(ハ)　派遣元事業主がその雇用する協定対象派遣労働者（労働者派遣法第三十条の五に規定する協定対象派遣労働者をいう。以下同じ。）に対して行う安全管理に関する措置及び給付のうち、当該協定対象派遣労働者の職務の内容に密接に関連するものについては、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理と認められる相違等が生じないようにすることが望ましいこと。

(九)・(十)　（略）

九　派遣労働者の待遇に関する説明等

　派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者に対し、労働者派遣法第三十一条の二第四項の規定による説明を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

(一)　（略）

(二)　協定対象派遣労働者に対する説明の内容

イ　（略）

ロ　派遣元事業主は、協定対象派遣労働者の待遇（賃金、労働者派遣法第四十条第二項の教育訓練及び労働者派遣法第三十二条の三各号に掲げる福利厚生施設を除く。）が労働者派遣法第三十条の四第一項第四号に基づき決定されていること等について、派遣労働者に対する説明の内容に準じて説明すること。

(三)　派遣労働者に対する説明の方法

　派遣元事業主は、派遣労働者が説明の内容を理解することができるよう、資料を活用し、口頭により説明することを基本とすること。ただし、説明すべき事項を全て記載した派遣労働者が容易に理解できる内容の資料を用いる場合には、当該資料を交付する等の方法でも差し支えないこと。

交付することが望ましいこと。さらに、労働者の個人情報等の漏えいを防止する等の観点から当該資料を交付することが困難な場合であっても、派遣労働者から事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするよう努めること。

㈣　比較対象労働者との間の待遇の相違の内容等に変更があったときの情報提供

派遣元事業主は、派遣労働者から説明の求めがない場合であっても、当該派遣労働者に対し、比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに労働者派遣法第三十条の三から第三十条の六までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項（㈤において「待遇の相違の内容及び理由等」という。）に変更があったときは、その内容を情報提供することが望ましいこと。

㈤　説明の求めがない場合における周知等

派遣元事業主は、派遣労働者の自らの待遇に関する納得性の向上が当該待遇に関する紛争の防止に資することを踏まえ、派遣労働者から説明の求めがない場合であっても、労働契約の更新の際等に、当該派遣労働者に対し、派遣労働者が待遇の相違の内容及び理由等について容易に理解できる内容の資料を交付することや、待遇の相違の内容及び理由等について説明を求めることができることを周知すること等が望ましいこと。

十～十六　（略）

㈣　比較対象労働者との間の待遇の相違の内容等に変更があったときの情報提供

派遣元事業主は、派遣労働者から求めがない場合でも、当該派遣労働者に対し、比較対象労働者との間の待遇の相違の内容及び理由並びに労働者派遣法第三十条の三から第三十条の六までの規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項に変更があったときは、その内容を情報提供することが望ましいこと。

（新設）

十～十六　（略）

○厚生労働省告示第二百一号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の十二の規定に基づき、派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十八号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年四月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　派遣先が講ずべき措置 一～八　（略） 九　適正な派遣就業の確保 ㈠　適切な就業環境の維持、福利厚生等 派遣先は、その指揮命令の下に労働させている派遣労働者について、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、労働者派遣法第四十条第一項から第三項までに定めるもののほか、セクシュアルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持並びに派遣先が設置及び運営し、その雇用する労働者が通常利用している物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設、駐車場等の施設の利用に関する便宜の供与の措置を講ずるように配慮しなければならないこと。また、派遣先は、同条第五項の規定に基づき、派遣元事業主の求めに応じ、当該派遣先に雇用される労働者の賃金、教育訓練、福利厚生等の実状をより的確に把握するために必要な情報を派遣元事業主に提供するとともに、派遣元事業主が当該派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金を決定できるよう、派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者の業務の遂行状況の情報を提供する等、当該派遣労働者の職務の評価等に協力をするように配慮しなければならないこと。	第二　派遣先が講ずべき措置 一～八　（略） 九　適正な派遣就業の確保 ㈠　適切な就業環境の維持、福利厚生等 派遣先は、その指揮命令の下に労働させている派遣労働者について、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、労働者派遣法第四十条第一項から第三項までに定めるもののほか、セクシュアルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持並びに派遣先が設置及び運営し、その雇用する労働者が通常利用している物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設等の施設の利用に関する便宜の供与の措置を講ずるように配慮しなければならないこと。また、派遣先は、労働者派遣法第四十条第五項の規定に基づき、派遣元事業主の求めに応じ、当該派遣先に雇用される労働者の賃金、教育訓練、福利厚生等の実状をより的確に把握するために必要な情報を派遣元事業主に提供するとともに、派遣元事業主が当該派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金を決定できるよう、派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者の職務の評価等に協力をするように配慮しなければならないこと。

(二)　労働者派遣に関する料金の額、交渉の適切な実施等	(二)　労働者派遣に関する料金の額
イ　（略）	イ　（略）（新設）
ロ　派遣先は、派遣元事業主による労働者派遣に関する料金の額に係る交渉に一切応じない場合や、派遣元事業主が労働者派遣法第三十条の三又は第三十条の四第一項の規定に基づく賃金等の待遇を確保するために必要な額を派遣先に提示した上で労働者派遣に関する料金の額に係る交渉を行ったにもかかわらず、労働者派遣に関する料金の額が当該必要な額を下回る場合は、労働者派遣法第二十六条第十一項の規定の趣旨を踏まえた対応とはいえないことに留意すること。また、派遣先は、派遣元事業主が、労働者派遣法第三十条の五に規定する協定対象派遣労働者の待遇の改善を進める観点から、労働者派遣法第三十条の四第一項第二号の賃金の決定の方法を協定で定めるに当たっては、同号イの厚生労働省令で定める賃金の額を遵守した上で、経済・物価動向及び賃金動向を勘案して協定に定める賃金の額を決定することが想定されることに留意すること。	ロ　（略）
ハ　（略）	
(三)・(四)　（略）	(三)・(四)　（略）
十～十八　（略）	十～十八　（略）

○厚生労働省告示第二百二号

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第十五条第一項の規定に基づき、事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成十九年厚生労働省告示第三百二十六号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年四月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　（略）	第一　（略）
第二　事業主が講ずべき短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等を講ずるに当たっての基本的考え方 事業主は、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等を講ずるに当たって、次の事項を踏まえるべきである。 一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）等の労働に関する法令は短時間・有期雇用労働者についても適用があることを認識しこれを遵守しなければならないこと。 二　短時間・有期雇用労働者法第六条から第十四条までの規定に従い、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等を講ずるとともに、多様な就業の実態を踏まえ、その職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験その他の就業の実態に関する事項に応じた待遇に係る措置を講ずるように努めるものとすること。 三　短時間・有期雇用労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項を公正に評価し、昇給に反映する等、公正な評価に基づき賃金を決定することが望ましいこと。例えば、短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間で共通する職務等に応じ、共通する賃金制度又は評価項目を設けることが考えられること。	第二　事業主が講ずべき短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等を講ずるに当たっての基本的考え方 事業主は、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等を講ずるに当たって、次の事項を踏まえるべきである。 一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）等の労働に関する法令は短時間・有期雇用労働者についても適用があることを認識しこれを遵守しなければならないこと。 二　短時間・有期雇用労働者法第六条から第十四条までの規定に従い、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等を講ずるとともに、多様な就業実態を踏まえ、その職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験その他の就業の実態に関する事項に応じた待遇に係る措置を講ずるように努めるものとすること。（新設）
四　（略）	三　（略）

第三　事業主が講ずべき短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

事業主は、第二の基本的考え方に基づき、特に、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　短時間・有期雇用労働者の過半数を代表する者

(一)　短時間・有期雇用労働者の過半数を代表する者（短時間・有期雇用労働者法第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この(一)及び(三)において同じ。）に規定する短時間労働者又は有期雇用労働者の過半数を代表すると認められるものをいい、事業所に短時間・有期雇用労働者の過半数で組織する労働組合がある場合における当該労働組合を除く。以下この一において同じ。）は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、イに該当する者がいない事業所において同条第一項の意見を聴く場合にあっては、ロに該当する者とする。

イ　労働基準法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

ロ　短時間・有期雇用労働者法第七条第一項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。

(二)　事業主は、労働者が短時間・有期雇用労働者の過半数を代表する者であること若しくは短時間・有期雇用労働者の過半数を代表する者になろうとしたこと又は短時間・有期雇用労働者の過半数を代表する者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。

(三)　事業主は、短時間・有期雇用労働者の過半数を代表する者が短時間・有期雇用労働者法第七条第一項の規定による意見の聴取に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。当該配慮としては、例えば、短時間・有期雇用労働者の過半数を代表する者が短時間・有期雇用労働者の意見の集約等を行うに当たって必要となる事務スペースや事務機器の提供（イントラネットや社内電子メールを利用させることを含む。）を行うこと等が考えられる。

二　（略）

三　福利厚生施設

事業主は、短時間・有期雇用労働者について、業務が適正かつ円滑に行われるようにするため、短時間・有期雇用労働者法第十二条の福利厚生施設のほか、事業主が設置及び運営し、通常の労働者に対して利用の機会を与える物品販売所、病院、診療所、浴場、理髪室、保育所、図書館、講堂、娯楽室、運動場、体育館、保養施設、駐車場等の施設の利用に関する便宜の供与の措置を講ずるように配慮しなければならないものとする。

四　通常の労働者への転換の推進

(一)　事業主は、短時間・有期雇用労働者法第十三条各号のいずれかの措置を講ずるに当たっては、通常の労働者への転換のための制度を設けるとともに複数の措置を講ずることが望ましい。

(二)　事業主は、短時間・有期雇用労働者法第十三条各号のいずれかの措置を講ずるに当たっては、労働契約の更新の際の面談等の機会を利用し、又は電子メール等を活用すること等により、当該措置の対象となる短時間・有期雇用労働者の意向を確認し、その意向に配慮しなければならないものとする。

第三　事業主が講ずべき短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等

事業主は、第二の基本的考え方に基づき、特に、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　（略）

（新設）

（新設）

五　待遇の相違の内容及び理由の説明

㈠～㈢　（略）

㈣　説明の方法

事業主は、短時間・有期雇用労働者がその内容を理解することができるよう、資料を活用し、口頭により説明する方法又は説明すべき事項を全て記載した短時間・有期雇用労働者が容易に理解できる内容の資料を交付する等の方法により説明するものとする。

また、資料を活用し、口頭により説明する場合には、事業主は、説明に活用した資料その他の関連資料を交付することが望ましい。さらに、労働者の個人情報等の漏えいを防止する等の観点から当該資料を交付することが困難な場合であっても、短時間・有期雇用労働者から事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするように努めるものとする。

㈤　説明の求めがない場合における周知等

事業主は、短時間・有期雇用労働者の自らの待遇に関する納得性の向上が当該待遇に関する紛争の防止に資することを踏まえ、短時間・有期雇用労働者から説明の求めがない場合であっても、労働契約の更新の際等に、当該短時間・有期雇用労働者に対し、短時間・有期雇用労働者が待遇の相違の内容及び理由について容易に理解できる内容の資料を交付することや、待遇の相違の内容及び理由について説明を求めることができることを周知すること等が望ましい。

二　待遇の相違の内容及び理由の説明

㈠～㈢　（略）

㈣　説明の方法

事業主は、短時間・有期雇用労働者がその内容を理解することができるよう、資料を活用し、口頭により説明することを基本とするものとする。ただし、説明すべき事項を全て記載した短時間・有期雇用労働者が容易に理解できる内容の資料を用いる場合には、当該資料を交付する等の方法でも差し支えない。

（新設）

六　労使の話合いの促進

㈠　（略）

㈡　事業主は、短時間・有期雇用労働者の就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して雇用管理の改善等に関する措置等を講ずるに当たっては、短時間・有期雇用労働者との話合いの機会を設けること又はアンケートを実施すること等により、当該事業主における関係労使の十分な話合いの機会を提供する等短時間・有期雇用労働者の意見を聴く機会を設け、当該意見を反映させるための適当な方法を工夫するように努めるものとする。

㈢　（略）

七　不利益取扱いの禁止

（削る）

三　労使の話合いの促進

㈠　（略）

㈡　事業主は、短時間・有期雇用労働者の就業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して雇用管理の改善等に関する措置等を講ずるに当たっては、当該事業主における関係労使の十分な話合いの機会を提供する等短時間・有期雇用労働者の意見を聴く機会を設けるための適当な方法を工夫するように努めるものとする。

㈢　（略）

四　不利益取扱いの禁止

㈠　事業主は、短時間・有期雇用労働者が、短時間・有期雇用労働者法第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に定める過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにするものとする。

㈡・㈢　（略）

五　（略）

（新設）

㈠・㈡　（略）

八　（略）

九　雇用管理の改善等に関する情報の公表等

事業主は、通常の労働者への転換のための制度の内容及び当該制度による転換の実績並びに職務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練等に関する取組状況に関する情報を短時間・有期雇用労働者に明示するよう努めるとともに、公的機関のウェブサイト又は自ら管理するウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により定期的に公表することが望ましい。

○厚生労働省告示第二百三号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の十二及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第十五条第一項の規定に基づき、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成三十年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年四月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　短時間・有期雇用労働者	第３　短時間・有期雇用労働者
１・２　（略）	１・２　（略）
３　退職手当	（新設）
４　各種手当（退職手当を除く。）	３　手当
５・６　（略）	４・５　（略）
第４　派遣労働者	第４　派遣労働者
１・２　（略）	１・２　（略）
３　退職手当	（新設）
４　各種手当（退職手当を除く。）	３　手当
５・６　（略）	４・５　（略）
第５　（略）	第５　（略）
第６　所定労働時間が通常の労働者と同一であり、かつ、事業主と期間の定めのない労働契約を締結している労働者等	（新設）
第１　目的	第１　目的
この指針は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号。以下「短時間・有期雇用労働法」という。）第８条及び第９条並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の３及び第30条の４に定める事項に関し、雇用形態又は就業形態にかかわらない公正な待遇を確保し、我が国が目指す同一労働同一賃金の実現に向けて定めるものである。	この指針は、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号。以下「短時間・有期雇用労働法」という。）第８条及び第９条並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の３及び第30条の４に定める事項に関し、雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇を確保し、我が国が目指す同一労働同一賃金の実現に向けて定めるものである。
我が国が目指す同一労働同一賃金は、同一の事業主に雇用される通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消並びに派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消（協定対象派遣労働者にあっては、当該協定対象派遣労働者の待遇が労働者派遣法第30条の４第１項の協定により決定された事項に沿った運用がなされていること）を目指すものである。	我が国が目指す同一労働同一賃金は、同一の事業主に雇用される通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消並びに派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違及び差別的取扱いの解消（協定対象派遣労働者にあっては、当該協定対象派遣労働者の待遇が労働者派遣法第30条の４第１項の協定により決定された事項に沿った運用がなされていること）を目指すものである。
通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等に当たっては、短時間・有期雇用労働法第８条及び労働者派遣法第30条の３第１項の規定において、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨が明確化されていること等も踏まえ、この指針に基づき、客観的及び具体的な実態に照らして対応することが求められる。	

もとより賃金等の待遇は労使の話合いによって決定されることが基本である。しかし、我が国においては、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間には、欧州と比較して大きな待遇の相違がある。政府としては、この問題への対処に当たり、同一労働同一賃金の考え方が広く普及しているといわれる欧州の制度の実態も参考としながら政策の方向性等を検証した結果、それぞれの国の労働市場全体の構造に応じた政策とすることが重要であるとの示唆を得た。

我が国においては、基本給をはじめ、賃金制度の決まり方には様々な要素が組み合わされている場合も多いため、まずは、各事業主において、職務の内容や職務に必要な能力等の内容を明確化するとともに、その職務の内容や職務に必要な能力等の内容と賃金等の待遇との関係を含めた待遇の体系全体を、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使の話合いによって確認し、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使で共有することが肝要である。また、派遣労働者については、雇用関係にある派遣元事業主と指揮命令関係にある派遣先とが存在するという特殊性があり、これらの関係者が不合理と認められる待遇の相違の解消等に向けて認識を共有することが求められる。

今後、各事業主が職務の内容や職務に必要な能力等の内容の明確化及びその公正な評価を実施し、それに基づく待遇の体系を、労使の話合いにより、可能な限り速やかに、かつ、計画的に構築していくことが望ましい。

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等に向けては、賃金のみならず、福利厚生、キャリア形成、職業能力の開発及び向上等を含めた取組が必要であり、特に、職業能力の開発及び向上の機会の拡大は、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の職業に必要な技能及び知識の蓄積により、それに対応した職務の高度化や通常の労働者への転換を見据えたキャリアパスの構築等と併せて、生産性の向上と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇の改善につながるため、重要であることに留意すべきである。

このような通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の取組を通じて、労働者がどのような雇用形態及び就業形態を選択しても納得できる待遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃することを目指す。

第２　基本的な考え方

この指針は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例並びに留意すべき事項を示したものである。事業主が、第３から第５までに記載された原則となる考え方等に反した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる等の可能性がある。なお、この指針に原則となる考え方が示されていない待遇や、具体例に該当しない場合であっても、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の待遇の相違が不合理と認められる等の可能性があり、その場合についても、不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる。このため、各事業主において、労使により、個別具体の事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。当該議論に当たっては、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の意向を十分に考慮した上で、不合理と認められる待遇の相違の解消等の取組を進めることが望ましいことや、当該取組が当該労働者の自らの待遇に対する納得性の向上にも資することに留意すべきである。

もとより賃金等の待遇は労使の話合いによって決定されることが基本である。しかし、我が国においては、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間には、欧州と比較して大きな待遇の相違がある。政府としては、この問題への対処に当たり、同一労働同一賃金の考え方が広く普及しているといわれる欧州の制度の実態も参考としながら政策の方向性等を検証した結果、それぞれの国の労働市場全体の構造に応じた政策とすることが重要であるとの示唆を得た。

我が国においては、基本給をはじめ、賃金制度の決まり方には様々な要素が組み合わされている場合も多いため、まずは、各事業主において、職務の内容や職務に必要な能力等の内容を明確化するとともに、その職務の内容や職務に必要な能力等の内容と賃金等の待遇との関係を含めた待遇の体系全体を、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使の話合いによって確認し、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者を含む労使で共有することが肝要である。また、派遣労働者については、雇用関係にある派遣元事業主と指揮命令関係にある派遣先とが存在するという特殊性があり、これらの関係者が不合理と認められる待遇の相違の解消等に向けて認識を共有することが求められる。

今後、各事業主が職務の内容や職務に必要な能力等の内容の明確化及びその公正な評価を実施し、それに基づく待遇の体系を、労使の話合いにより、可能な限り速やかに、かつ、計画的に構築していくことが望ましい。

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等に向けては、賃金のみならず、福利厚生、キャリア形成、職業能力の開発及び向上等を含めた取組が必要であり、特に、職業能力の開発及び向上の機会の拡大は、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の職業に必要な技能及び知識の蓄積により、それに対応した職務の高度化や通常の労働者への転換を見据えたキャリアパスの構築等と併せて、生産性の向上と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇の改善につながるため、重要であることに留意すべきである。

このような通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の取組を通じて、労働者がどのような雇用形態及び就業形態を選択しても納得できる待遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃することを目指す。

第２　基本的な考え方

この指針は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に待遇の相違が存在する場合に、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものであり、いかなる待遇の相違が不合理と認められるものでないのか等の原則となる考え方及び具体例を示したものである。事業主が、第３から第５までに記載された原則となる考え方等に反した場合、当該待遇の相違が不合理と認められる等の可能性がある。なお、この指針に原則となる考え方が示されていない退職手当、住宅手当、家族手当等の待遇や、具体例に該当しない場合についても、不合理と認められる待遇の相違の解消等が求められる。このため、各事業主において、労使により、個別具体の事情に応じて待遇の体系について議論していくことが望まれる。

なお、短時間・有期雇用労働法第８条及び第９条並びに労働者派遣法第30条の３及び第30条の４の規定は、雇用管理区分が複数ある場合であっても、通常の労働者のそれぞれと短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を求めるものである。このため、事業主が、雇用管理区分を新たに設け、当該雇用管理区分に属する通常の労働者の待遇の水準を他の通常の労働者よりも低く設定したとしても、当該他の通常の労働者

不合理と認められる待遇の相違の解消等に当たっては、次の事項について留意すべきである。

⑴　雇用管理区分が複数ある場合及び職務の内容等を分離した場合の取扱い

短時間・有期雇用労働法第８条及び第９条並びに労働者派遣法第30条の３及び第30条の４の規定は、雇用管理区分が複数ある場合であっても、通常の労働者のそれぞれと短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を求めるものである。このため、事業主が、雇用管理区分を新たに設け、当該雇用管理区分に属する通常の労働者の待遇の水準を他の通常の労働者よりも低く設定したとしても、当該他の通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間でも不合理と認められる待遇の相違の解消等を行う必要がある。また、事業主は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間で職務の内容等を分離した場合であっても、当該通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を行う必要がある。

さらに、短時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の目的は、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇の改善である。事業主が、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等に対応するため、就業規則を変更することにより、その雇用する労働者の労働条件を不利益に変更する場合、労働契約法（平成19年法律第128号）第９条の規定に基づき、原則として、労働者と合意する必要がある。また、労働者と合意することなく、就業規則の変更により労働条件を労働者の不利益に変更する場合、当該変更は、同法第10条の規定に基づき、当該変更に係る事情に照らして合理的なものである必要がある。ただし、短時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の目的に鑑みれば、事業主が通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等を行うに当たっては、基本的に、労使で合意することなく通常の労働者の待遇を引き下げることは、望ましい対応とはいえないことに留意すべきである。

加えて、短時間・有期雇用労働法第８条及び第９条並びに労働者派遣法第30条の３及び第30条の４の規定は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違等を対象とするものであり、この指針は、当該通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に実際に待遇の相違が存在する場合に参照されることを目的としている。このため、そもそも客観的にみて待遇の相違が存在しない場合については、この指針の対象ではない。

（新設）

⑵　通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に賃金その他の待遇の決定基準・ルールの相違がある場合等の取扱い 　通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種手当等の賃金その他の待遇に相違がある場合において、その要因として通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の待遇の決定基準・ルールの相違があるときであっても、当該待遇の相違は短時間・有期雇用労働法第８条の適用を受けるものであるが、その相違については、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待が異なるため、待遇の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りず、待遇の決定基準・ルールの相違は、短時間・有期雇用労働法第８条の規定に基づき、客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間の待遇の相違の要因として派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者の待遇の決定基準・ルールの相違があるときも同様である。	（新設）
⑶　不合理と認められる待遇の相違の解消等に当たり、就業規則の変更により労働条件を変更する場合の留意事項 　短時間・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づく通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等の目的は、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の待遇の改善であり、その目的に鑑みれば、当該待遇の相違の解消等に当たっては、通常の労働者の労働条件を不利益に変更することなく、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の労働条件の改善を図ることが求められる。 　その上で、事業主が、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消等に対応するため、やむを得ず、就業規則を変更することにより、その雇用する労働者の労働条件を不利益に変更する場合、労働契約法（平成19年法律第128号）第９条の規定に基づき、原則として、労働者と合意する必要がある。また、労働者と合意することなく、就業規則の変更により労働条件を労働者の不利益に変更する場合、当該変更は、同法第10条の規定に基づき、当該変更に係る事情に照らして合理的なものである必要がある。ただし、基本的に、こうした対応は、望ましい対応とはいえないことに留意すべきである。	（新設）
⑷　その他 　短時間・有期雇用労働法第８条及び第９条並びに労働者派遣法第30条の３及び第30条の４の規定は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間の不合理と認められる待遇の相違等を対象とするものであり、この指針は、当該通常の労働者と短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者との間に実際に待遇の相違が存在する場合に参照されることを目的としている。このため、そもそも客観的にみて待遇の相違が存在しない場合については、この指針の対象ではない。	（新設）
第３　短時間・有期雇用労働者 　短時間・有期雇用労働法第８条において、事業主は、短時間・有期雇用労働者の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないこととされており、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの相違に応じた均衡のとれた待遇とすることが求められている。	第３　短時間・有期雇用労働者 　短時間・有期雇用労働法第８条において、事業主は、短時間・有期雇用労働者の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないこととされている。

また、短時間・有期雇用労働法第９条において、事業主は、職務の内容が通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならないこととされている。

(注)

1　短時間・有期雇用労働法第８条におけるその他の事情の取扱い

短時間・有期雇用労働法第８条におけるその他の事情については、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲に関連する事情に限定されるものではない。職務の成果、能力、経験、合理的な労使の慣行、事業主と労働組合や過半数代表者等との間の交渉といった労使交渉の経緯や結果等の諸事情がその他の事情として想定されるものであり、考慮すべきその他の事情があるときに考慮すべきものである。

また、事業主が短時間・有期雇用労働法第14条第２項の規定に基づき通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の待遇の相違の内容及び理由について十分な説明を行わなかったと認められる場合や、事業主が待遇の体系に係る議論において短時間・有期雇用労働者の意向を十分に考慮せず一方的に短時間・有期雇用労働者の待遇を決定した場合には、当該事実も短時間・有期雇用労働法第８条におけるその他の事情に含まれ、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められることを基礎付ける事情として考慮されうる。

2　定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い

定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の待遇の相違については、実際に両者の間に職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の相違がある場合は、その相違に応じた待遇の相違は許容される。

さらに、有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用された者であることは、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められるか否かを判断するに当たり、短時間・有期雇用労働法第８条のその他の事情として考慮される事情に当たりうる。定年に達した後に有期雇用労働者として継続雇用する場合のそれぞれの待遇について、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められる様々な事情が総合的に考慮されて、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められるか否かが判断されるものと考えられる。したがって、当該有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用された者であることのみをもって、直ちに通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理ではないと認められるものではない。

3　「通常の労働者としての職務を遂行しうる人材の確保及びその定着を図る」等の目的で待遇を行う場合の取扱い

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種手当等の待遇に相違がある場合において、その要因として当該待遇を行う目的に「通常の労働者としての職務を遂行しうる人材の確保及びその定着を図る」等の目的があったとしても、当該待遇の相違が不合理と認められるか否かは、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該

また、短時間・有期雇用労働法第９条において、事業主は、職務の内容が通常の労働者と同一の短時間・有期雇用労働者であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては、短時間・有期雇用労働者であることを理由として、待遇のそれぞれについて、差別的取扱いをしてはならないこととされている。

（新設）

職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の他の性質及び当該待遇を行う他の目的にも照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして判断されるものであり、「通常の労働者としての職務を遂行しうる人材の確保及びその定着を図る」等の目的があることのみをもって直ちに当該待遇の相違が不合理ではないと当然に認められるものではない。

短時間・有期雇用労働者の待遇に関して、原則となる考え方及び具体例並びに留意すべき事項は次のとおりである。

1　基本給

(1)～(4)　（略）

（削る）

2　賞与

賞与であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の貢献である短時間・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、通常の労働者と同一の賞与を支給しなければならない。また、貢献に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた賞与を支給しなければならない。

（問題とならない例）

イ　賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているＡ社において、通常の労働者であるＸと同一の会社の業績等への貢献がある有期雇用労働者であるＹに対し、Ｘと同一の賞与を支給している。

短時間・有期雇用労働者の待遇に関して、原則となる考え方及び具体例は次のとおりである。

1　基本給

(1)～(4)　（略）

（注）

1　通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に賃金の決定基準・ルールの相違がある場合の取扱い

通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間に基本給、賞与、各種手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるときは、「通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との間で将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。

2　定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者の取扱い

定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものである。このため、通常の労働者と定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者との間の賃金の相違については、実際に両者の間に職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の相違がある場合は、その相違に応じた賃金の相違は許容される。

さらに、有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用された者であることは、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められるか否かを判断するに当たり、短時間・有期雇用労働法第８条のその他の事情として考慮される事情に当たりうる。定年に達した後に有期雇用労働者として継続雇用する場合の待遇について、様々な事情が総合的に考慮されて、通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理と認められるか否かが判断されるものと考えられる。したがって、当該有期雇用労働者が定年に達した後に継続雇用された者であることのみをもって、直ちに通常の労働者と当該有期雇用労働者との間の待遇の相違が不合理ではないと認められるものではない。

2　賞与

賞与であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについて、通常の労働者と同一の貢献である短時間・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、通常の労働者と同一の賞与を支給しなければならない。また、貢献に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた賞与を支給しなければならない。

（問題とならない例）

イ　賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているＡ社において、通常の労働者であるＸと同一の会社の業績等への貢献がある有期雇用労働者であるＹに対し、Ｘと同一の賞与を支給している。

ロ　Ａ社においては、通常の労働者であるＸは、生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っており、当該目標値を達成していない場合、待遇上の不利益を課されている。その一方で、通常の労働者であるＹや、有期雇用労働者であるＺは、生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っておらず、当該目標値を達成していない場合にも、待遇上の不利益を課されていない。Ａ社は、Ｘに対しては、賞与を支給しているが、ＹやＺに対しては、待遇上の不利益を課していないこととの見合いの範囲内で、賞与を支給していない。

（問題となる例）

イ　賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているＡ社において、通常の労働者であるＸと同一の会社の業績等への貢献がある有期雇用労働者であるＹに対し、Ｘと同一の賞与を支給していない。

ロ　賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているＡ社においては、通常の労働者には職務の内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間・有期雇用労働者には支給していない。

㈠　賞与については、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的として、労務の対価の後払い、功労報償、生活費の補助、労働者の労働意欲の向上等の様々な性質及び目的が含まれうるものであるが、通常の労働者と同様に短時間・有期雇用労働者にも当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当するにもかかわらず、短時間・有期雇用労働者に対し、通常の労働者との間の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの相違に応じた均衡のとれた内容の賞与を支給せず、かつ、その見合いとして、労使交渉を経て、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当しない他の短時間・有期雇用労働者に比べ基本給を高く支給している等の事情もない場合、当該賞与の相違は不合理と認められるものに当たりうることに留意すべきである。

３　退職手当

退職手当については、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的として、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な性質及び目的が含まれうるものであるが、通常の労働者と同様に短時間・有期雇用労働者にも当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当するにもかかわらず、短時間・有期雇用労働者に対し、通常の労働者との間の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの相違に応じた均衡のとれた内容の退職手当を支給せず、かつ、その見合いとして、労使交渉を経て、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当しない他の短時間・有期雇用労働者に比べ基本給を高く支給している等の事情もない場合、当該退職手当の相違は不合理と認められるものに当たりうることに留意すべきである。

４　各種手当（退職手当を除く。）

⑴～⑹　（略）

⑺　無事故手当

通常の労働者と業務の内容が同一の短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の無事故手当を支給しなければならない。

⑻　（略）

ロ　Ａ社においては、通常の労働者であるＸは、生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っており、当該目標値を達成していない場合、待遇上の不利益を課されている。その一方で、通常の労働者であるＹや、有期雇用労働者であるＺは、生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っておらず、当該目標値を達成していない場合にも、待遇上の不利益を課されていない。Ａ社は、Ｘに対しては、賞与を支給しているが、ＹやＺに対しては、待遇上の不利益を課していないこととの見合いの範囲内で、賞与を支給していない。

（問題となる例）

イ　賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているＡ社において、通常の労働者であるＸと同一の会社の業績等への貢献がある有期雇用労働者であるＹに対し、Ｘと同一の賞与を支給していない。

ロ　賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているＡ社においては、通常の労働者には職務の内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間・有期雇用労働者には支給していない。

（新設）

（新設）

３　手当

⑴～⑹　（略）

（新設）

⑺　（略）

⑼　家族手当 労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の家族手当を支給しなければならない。 （問題とならない例） Ａ社においては、通常の労働者であるＸに対しては家族手当を支給しているが、労働契約の更新を繰り返していない等、相応に継続的な勤務が見込まれない有期雇用労働者であるＹに対しては、家族手当を支給していない。 （問題となる例） Ａ社においては、通常の労働者であるＸに対しては家族手当を支給しているが、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる有期雇用労働者であるＹに対しては、家族手当を支給していない。 ㈱　配偶者の収入要件があるいわゆる「配偶者手当」については、特に女性の短時間労働者の就業調整の要因となっていると指摘されていることから、各事業主において、労使の話合いによって、働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれる。	（新設）
⑽　住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの 住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるものについて、通常の労働者と同一の転居を伴う配置の変更がある短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の住宅手当を支給しなければならない。 （問題とならない例） Ａ社においては、転居を伴う配置の変更が見込まれる通常の労働者であるＸには住宅手当を支給している。一方で、有期雇用労働者であるＹには転居を伴う配置の変更が見込まれないため、住宅手当を支給していない。 （問題となる例） Ａ社においては、転居を伴う配置の変更が見込まれることを理由として、通常の労働者であるＸに対し、住宅手当を支給しており、当該変更が見込まれないことを理由として、有期雇用労働者であるＹには住宅手当を支給していないが、Ａ社では実態として通常の労働者に対しても、転居を伴う配置の変更を命じていない。 ㈱　住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無にかかわらず支給されるものについても、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないことに留意すべきである。	（新設）
⑾・⑿　（略）	⑻・⑼　（略）
⒀　特定の地域で働く労働者に対する補償として支給される地域手当 通常の労働者と同一の地域で働く短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の地域手当を支給しなければならない。 （問題とならない例） Ａ社においては、通常の労働者であるＸについては、全国一律の基本給の体系を適用し、転勤があることから、地域の物価等を勘案した地域手当を支給している。一方で、有期雇用労働者であるＹと短時間労働者であるＺについては、それぞれの地域で採用し、それぞれの地域で基本給を設定しており、その中で地域の物価が基本給に盛り込まれているため、地域手当を支給していない。	⑽　特定の地域で働く労働者に対する補償として支給される地域手当 通常の労働者と同一の地域で働く短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の地域手当を支給しなければならない。 （問題とならない例） Ａ社においては、通常の労働者であるＸについては、全国一律の基本給の体系を適用し、転勤があることから、地域の物価等を勘案した地域手当を支給しているが、一方で、有期雇用労働者であるＹと短時間労働者であるＺについては、それぞれの地域で採用し、それぞれの地域で基本給を設定しており、その中で地域の物価が基本給に盛り込まれているため、地域手当を支給していない。

（問題となる例）

Ａ社においては、通常の労働者であるＸと有期雇用労働者であるＹにはいずれも全国一律の基本給の体系を適用しており、かつ、いずれも転勤があるにもかかわらず、Ｙには地域手当を支給していない。

5　福利厚生

⑴　福利厚生施設

通常の労働者と同一の事業所で働く短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の給食施設、休憩室及び更衣室の利用を認めなければならない。

また、福利厚生施設の利用料金・割引率等の利用条件についても短時間・有期雇用労働法第８条の適用を受けるものであり、通常の労働者と短時間・有期雇用労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

⑵・⑶　（略）

⑷　病気休職（療養への専念を目的として付与する病気休暇を含む。以下この⑷において同じ。）

短時間労働者（有期雇用労働者である場合を除く。）には、通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、有期雇用労働者にも、労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。さらに、通常の労働者に病気休職期間に係る給与の保障を行う場合には、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の給与の保障を行わなければならない。

（問題とならない例）

Ａ社においては、労働契約の期間が１年である有期雇用労働者であるＸについて、病気休職の期間は労働契約の期間が終了する日までとしている。

（問題となる例）

Ａ社においては、通常の労働者であるＸには、病気休職期間に係る給与の保障を行っているが、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる有期雇用労働者であるＹには、病気休職期間に係る給与の保障を行っていない。

⑸　夏季冬季休暇

短時間・有期雇用労働者にも、通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を付与しなければならない。

（問題となる例）

Ａ社においては、繁忙期に限定された短期間の勤務ではない有期雇用労働者であるＸに対し、通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を付与していない。

⑹　法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。）であって、勤続期間に応じて取得を認めているもの

法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。）であって、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、通常の労働者と同一の勤続期間である短時間・有期雇用労働者には、通常の

（問題となる例）

Ａ社においては、通常の労働者であるＸと有期雇用労働者であるＹにはいずれも全国一律の基本給の体系を適用しており、かつ、いずれも転勤があるにもかかわらず、Ｙには地域手当を支給していない。

4　福利厚生

⑴　福利厚生施設（給食施設、休憩室及び更衣室をいう。以下この⑴において同じ。）

通常の労働者と同一の事業所で働く短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の福利厚生施設の利用を認めなければならない。

⑵・⑶　（略）

⑷　病気休職

短時間労働者（有期雇用労働者である場合を除く。）には、通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、有期雇用労働者にも、労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。

（問題とならない例）

Ａ社においては、労働契約の期間が１年である有期雇用労働者であるＸについて、病気休職の期間は労働契約の期間が終了する日までとしている。

（新設）

⑸　法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）であって、勤続期間に応じて取得を認めているもの

法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）であって、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、通常の労働者と同一の勤続期間である短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔

労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。）を付与しなければならない。なお、期間の定めのある労働契約を更新している場合には、当初の労働契約の開始時から通算して勤続期間を評価することを要する。

（問題とならない例）

Ａ社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、通常の労働者であるＸに対しては、勤続10年で３日、20年で５日、30年で７日の休暇を付与しており、短時間労働者であるＹに対しては、所定労働時間に比例した日数を付与している。

(7)　褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するもの

褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するものについて、通常の労働者と同一の期間勤続した短時間・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の褒賞を付与しなければならない。

６　（略）

第４　派遣労働者

労働者派遣法第30条の３第１項において、派遣元事業主は、派遣労働者の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する派遣先に雇用される通常の労働者の待遇との間において、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないこととされており、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの相違に応じた均衡のとれた待遇とすることが求められている。

また、同条第２項において、派遣元事業主は、職務の内容が派遣先に雇用される通常の労働者と同一の派遣労働者であって、当該労働者派遣契約及び当該派遣先における慣行その他の事情からみて、当該派遣先における派遣就業が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該派遣先との雇用関係が終了するまでの全期間における当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては、正当な理由がなく、待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する当該通常の労働者の待遇に比して不利なものとしてはならないこととされている。

他方、労働者派遣法第30条の４第１項において、労働者の過半数で組織する労働組合等との協定により、同項各号に規定する事項を定めたときは、当該協定で定めた範囲に属する派遣労働者の待遇について、労働者派遣法第30条の３の規定は、一部の待遇を除き、適用しないこととされている。ただし、同項第２号、第４号若しくは第５号に掲げる事項であって当該協定で定めたものを遵守していない場合又は同項第３号に関する当該協定の定めによる公正な評価に取り組んでいない場合は、この限りでないこととされている。

(注)

１　労働者派遣法第30条の３第１項及び第30条の４第１項第４号におけるその他の事情の取扱い

労働者派遣法第30条の３第１項及び第30条の４第１項第４号におけるその他の事情については、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲に関連する事情に限定されるものではない。職務の成果、能力、経験、合理的な労使の慣行、派遣元事業主と労働組合や過半数代表者等との間の交渉といった労使交渉の経緯や結果等の諸事情がその他の事情として想定されるものであり、考慮すべきその他の事情があるときに考慮すべきものである。

休暇を除く。）を付与しなければならない。なお、期間の定めのある労働契約を更新している場合には、当初の労働契約の開始時から通算して勤続期間を評価することを要する。

（問題とならない例）

Ａ社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、通常の労働者であるＸに対しては、勤続10年で３日、20年で５日、30年で７日の休暇を付与しており、短時間労働者であるＹに対しては、所定労働時間に比例した日数を付与している。

（新設）

５　（略）

第４　派遣労働者

労働者派遣法第30条の３第１項において、派遣元事業主は、派遣労働者の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する派遣先に雇用される通常の労働者の待遇との間において、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないこととされている。

また、同条第２項において、派遣元事業主は、職務の内容が派遣先に雇用される通常の労働者と同一の派遣労働者であって、当該労働者派遣契約及び当該派遣先における慣行その他の事情からみて、当該派遣先における派遣就業が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該派遣先との雇用関係が終了するまでの全期間における当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されることが見込まれるものについては、正当な理由がなく、待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する当該通常の労働者の待遇に比して不利なものとしてはならないこととされている。

他方、労働者派遣法第30条の４第１項において、労働者の過半数で組織する労働組合等との協定により、同項各号に規定する事項を定めたときは、当該協定で定めた範囲に属する派遣労働者の待遇について、労働者派遣法第30条の３の規定は、一部の待遇を除き、適用しないこととされている。ただし、同項第２号、第４号若しくは第５号に掲げる事項であって当該協定で定めたものを遵守していない場合又は同項第３号に関する当該協定の定めによる公正な評価に取り組んでいない場合は、この限りでないこととされている。

（新設）

また、派遣元事業主が労働者派遣法第31条の２第４項の規定に基づき労働者派遣法第26条第８項に規定する比較対象労働者と派遣労働者との間の待遇の相違の内容及び理由について十分な説明を行わなかったと認められる場合や、派遣元事業主が待遇の体系に係る議論において派遣労働者の意向を十分に考慮せず一方的に派遣労働者の待遇を決定した場合には、当該事実も労働者派遣法第30条の３第１項及び第30条の４第１項第４号におけるその他の事情に含まれ、通常の労働者と派遣労働者との間の待遇の相違が不合理と認められることを基礎付ける事情として考慮されうる。

２　「派遣先に雇用される通常の労働者としての職務を遂行しうる人材の確保及びその定着を図る」等の目的で待遇を行う場合の取扱い

派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間に基本給、賞与、各種手当等の待遇（協定対象派遣労働者にあっては労働者派遣法第40条第２項に規定する教育訓練及び同条第３項に規定する福利厚生施設に限る。）に相違がある場合において、その要因として当該待遇を行う目的に「派遣先に雇用される通常の労働者としての職務を遂行しうる人材の確保及びその定着を図る」等の目的があったとしても、当該待遇の相違が不合理と認められるか否かは、派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の他の性質及び当該待遇を行う他の目的にも照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして判断されるものであり、「派遣先に雇用される通常の労働者としての職務を遂行しうる人材の確保及びその定着を図る」等の目的があることのみをもって直ちに当該待遇の相違が不合理ではないと当然に認められるものではない。

また、派遣元事業主に雇用される通常の労働者（派遣労働者を除く。）と協定対象派遣労働者との間に待遇（賃金を除く。）の相違がある場合も、同様である。

派遣労働者（協定対象派遣労働者を除く。以下この第４において同じ。）の待遇に関して、原則となる考え方及び具体例並びに留意すべき事項は次のとおりである。

１　基本給

⑴～⑷　（略）

（削る）

派遣労働者（協定対象派遣労働者を除く。以下この第４において同じ。）の待遇に関して、原則となる考え方及び具体例は次のとおりである。

１　基本給

⑴～⑷　（略）

㈱　派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間に賃金の決定基準・ルールの相違がある場合の取扱い

派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者との間に基本給、賞与、各種手当等の賃金に相違がある場合において、その要因として当該通常の労働者と派遣労働者の賃金の決定基準・ルールの相違があるときは、「派遣労働者に対する派遣元事業主の将来の役割期待は派遣先に雇用される通常の労働者に対する派遣先の将来の役割期待と異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」等の主観的又は抽象的な説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの相違は、当該通常の労働者と派遣労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの客観的及び具体的な実態に照らして、不合理と認められるものであってはならない。

２　賞与

賞与であって、派遣先及び派遣元事業主が、会社（派遣労働者にあっては、派遣先。以下この２において同じ。）の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについて、派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の貢献である派遣労働者には、貢献に応じた部分につき、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の賞与を支給しなければならない。また、貢献に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた賞与を支給しなければならない。

（問題とならない例）

イ　派遣先であるＡ社及び派遣元事業主であるＢ社においては、賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているところ、Ｂ社は、Ａ社に派遣されている派遣労働者であって、Ａ社に雇用される通常の労働者であるＸと同一のＡ社の業績等への貢献があるＹに対して、Ａ社がＸに支給するのと同一の賞与を支給している。

ロ　派遣先であるＡ社においては、通常の労働者であるＸは、Ａ社における生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っており、当該目標値を達成していない場合、待遇上の不利益を課されている。その一方で、Ａ社に雇用される通常の労働者であるＺや、派遣元事業主であるＢ社からＡ社に派遣されている派遣労働者であるＹは、Ａ社における生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っておらず、当該目標値を達成していない場合にも、待遇上の不利益を課されていない。Ａ社はＸに対して賞与を支給しているが、Ｚに対しては、待遇上の不利益を課していないこととの見合いの範囲内で賞与を支給していないところ、Ｂ社はＹに対して、待遇上の不利益を課していないこととの見合いの範囲内で賞与を支給していない。

（問題となる例）

イ　派遣先であるＡ社及び派遣元事業主であるＢ社においては、賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているところ、Ｂ社は、Ａ社に派遣されている派遣労働者であって、Ａ社に雇用される通常の労働者であるＸと同一のＡ社の業績等への貢献があるＹに対して、Ａ社がＸに支給するのと同一の賞与を支給していない。

ロ　賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給している派遣先であるＡ社においては、通常の労働者の全員に職務の内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず何らかの賞与を支給しているが、派遣元事業主であるＢ社においては、Ａ社に派遣されている派遣労働者であるＹに賞与を支給していない。

（注）賞与については、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的として、労務の対価の後払い、功労報償、生活費の補助、労働者の労働意欲の向上等の様々な性質及び目的が含まれうるものであるが、派遣先に雇用される通常の労働者と同様に派遣労働者にも当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当するにもかかわらず、派遣労働者に対し、派遣先に雇用される通常の労働者との間の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの相違に応じた均衡のとれた内容の賞与を支給せず、かつ、その見合いとして、労使交渉を経て、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当しない他の派遣労働者に比べ基本給を高く支給している等の事情もない場合、当該賞与の相違は不合理と認められるものに当たりうることに留意すべきである。

２　賞与

賞与であって、派遣先及び派遣元事業主が、会社（派遣労働者にあっては、派遣先。以下この２において同じ。）の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについて、派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の貢献である派遣労働者には、貢献に応じた部分につき、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の賞与を支給しなければならない。また、貢献に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた賞与を支給しなければならない。

（問題とならない例）

イ　派遣先であるＡ社及び派遣元事業主であるＢ社においては、賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているところ、Ｂ社は、Ａ社に派遣されている派遣労働者であって、Ａ社に雇用される通常の労働者であるＸと同一のＡ社の業績等への貢献があるＹに対して、Ａ社がＸに支給するのと同一の賞与を支給している。

ロ　派遣先であるＡ社においては、通常の労働者であるＸは、Ａ社における生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っており、当該目標値を達成していない場合、待遇上の不利益を課されている。その一方で、Ａ社に雇用される通常の労働者であるＺや、派遣元事業主であるＢ社からＡ社に派遣されている派遣労働者であるＹは、Ａ社における生産効率及び品質の目標値に対する責任を負っておらず、当該目標値を達成していない場合にも、待遇上の不利益を課されていない。Ａ社はＸに対して賞与を支給しているが、Ｚに対しては、待遇上の不利益を課していないこととの見合いの範囲内で賞与を支給していないところ、Ｂ社はＹに対して、待遇上の不利益を課していないこととの見合いの範囲内で賞与を支給していない。

（問題となる例）

イ　派遣先であるＡ社及び派遣元事業主であるＢ社においては、賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているところ、Ｂ社は、Ａ社に派遣されている派遣労働者であって、Ａ社に雇用される通常の労働者であるＸと同一のＡ社の業績等への貢献があるＹに対して、Ａ社がＸに支給するのと同一の賞与を支給していない。

ロ　賞与について、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給している派遣先であるＡ社においては、通常の労働者の全員に職務の内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず何らかの賞与を支給しているが、派遣元事業主であるＢ社においては、Ａ社に派遣されている派遣労働者であるＹに賞与を支給していない。

（新設）

3　退職手当 退職手当については、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的として、労務の対価の後払い、功労報償等の様々な性質及び目的が含まれうるものであるが、派遣先に雇用される通常の労働者と同様に派遣労働者にも当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当するにもかかわらず、派遣労働者に対し、派遣先に雇用される通常の労働者との間の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの相違に応じた均衡のとれた内容の退職手当を支給せず、かつ、その見合いとして、労使交渉を経て、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的が妥当しない他の派遣労働者に比べ基本給を高く支給している等の事情もない場合、当該退職手当の相違は不合理と認められるものに当たりうることに留意すべきである。	（新設）
4　各種手当（退職手当を除く。）	3　手当
⑴～⑹　（略）	⑴～⑹　（略）
⑺　無事故手当 派遣先に雇用される通常の労働者と業務の内容が同一の派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の無事故手当を支給しなければならない。	（新設）
⑻　（略）	⑺　（略）
⑼　家族手当 労働者派遣契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の家族手当を支給しなければならない。 （問題とならない例） 派遣先であるＡ社においては、派遣先に雇用される通常の労働者であるＸに対しては家族手当を支給しているが、派遣元事業主であるＢ社においては、Ａ社に派遣されている派遣労働者であって、労働者派遣契約の更新を繰り返していない等、相応に継続的な勤務が見込まれないものであるＹに対しては、家族手当を支給していない。 （問題となる例） 派遣先であるＡ社においては、派遣先に雇用される通常の労働者であるＸに対しては家族手当を支給しているが、派遣元事業主であるＢ社においては、Ａ社に派遣されている派遣労働者であって、労働者派遣契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるものであるＹに対しては、家族手当を支給していない。 ㈫　配偶者の収入要件があるいわゆる「配偶者手当」については、特に女性の短時間労働者の就業調整の要因となっていると指摘されていることから、各事業主において、労使の話合いによって、働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれる。	（新設）
⑽　住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの 派遣元事業主は、住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるものについて、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の転居を伴う配置の変更がある派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の住宅手当を支給しなければならない。 （問題とならない例） 派遣先であるＡ社においては、転居を伴う配置の変更が見込まれる通常の労働者であるＸには住宅手当を支給している。一方で、派遣元事業主であるＢ社においては、派遣労働者であるＹには転居を伴う配置の変更が見込まれないため、住宅手当を支給していない。	（新設）

（問題となる例）

派遣先であるＡ社においては、転居を伴う配置の変更が見込まれることを理由として、通常の労働者であるＸに対し、住宅手当を支給しており、当該変更が見込まれないことを理由として、派遣元事業主であるＢ社においては、派遣労働者であるＹには住宅手当を支給していないが、Ａ社では実態として通常の労働者に対しても、転居を伴う配置の変更を命じていない。

(注)　住宅手当であって、転居を伴う配置の変更の有無にかかわらず支給されるものについても、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならないことに留意すべきである。

⑾～⒀　（略）

5　福利厚生

⑴　福利厚生施設

派遣先は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の事業所で働く派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の給食施設、休憩室及び更衣室の利用を認めなければならない。

なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の３の規定に基づく義務を免れるものではなく、福利厚生施設の利用料金・割引率等の利用条件についても労働者派遣法第30条の３第１項の適用を受けるものであり、派遣先に雇用される通常の労働者と派遣労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

⑵・⑶　（略）

⑷　病気休職（療養への専念を目的として付与する病気休暇を含む。以下この⑷において同じ。）

派遣元事業主は、派遣労働者（期間の定めのある労働者派遣に係る派遣労働者である場合を除く。）には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、期間の定めのある労働者派遣に係る派遣労働者にも、当該派遣先における派遣就業が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。さらに、派遣先に雇用される通常の労働者に病気休職期間に係る給与の保障が行われている場合には、労働者派遣契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる派遣労働者にも、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の給与の保障を行わなければならない。

（問題とならない例）

派遣元事業主であるＢ社においては、当該派遣先における派遣就業期間が１年である派遣労働者であるＹについて、病気休職の期間は当該派遣就業の期間が終了する日までとしている。

（問題となる例）

派遣先であるＡ社においては、通常の労働者であるＸに対しては、病気休職期間に係る給与の保障を行っているが、派遣元事業主であるＢ社においては、Ａ社に派遣されている派遣労働者であって、労働者派遣契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるＹに対しては、病気休職期間に係る給与の保障を行っていない。

⑻～⑽　（略）

4　福利厚生

⑴　福利厚生施設（給食施設、休憩室及び更衣室をいう。以下この⑴において同じ。）

派遣先は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の事業所で働く派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の福利厚生施設の利用を認めなければならない。

なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の３の規定に基づく義務を免れるものではない。

⑵・⑶　（略）

⑷　病気休職

派遣元事業主は、派遣労働者（期間の定めのある労働者派遣に係る派遣労働者である場合を除く。）には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、期間の定めのある労働者派遣に係る派遣労働者にも、当該派遣先における派遣就業が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。

（問題とならない例）

派遣元事業主であるＢ社においては、当該派遣先における派遣就業期間が１年である派遣労働者であるＹについて、病気休職の期間は当該派遣就業の期間が終了する日までとしている。

㈣　短時間労働者（有期雇用労働者である場合を除く。）である派遣労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものであり、派遣就業期間の終了後も、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、有期雇用労働者である派遣労働者についても、短時間・有期雇用労働法の適用を受けるものであり、派遣就業期間の終了後も、労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。さらに、派遣元事業主の雇用する通常の労働者に病気休職期間に係る給与の保障を行う場合には、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる短時間・有期雇用労働者である派遣労働者にも、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の給与の保障を行わなければならない。	（新設）
⑸　夏季冬季休暇 派遣元事業主は、派遣労働者にも、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を付与しなければならない。 （問題となる例） 派遣元事業主であるＢ社においては、繁忙期に限定された短期間の派遣就業のために派遣されていない派遣労働者であるＹに対し、派遣先であるＡ社に雇用される通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を付与していない。	（新設）
⑹　法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。）であって、勤続期間（派遣労働者にあっては、当該派遣先における就業期間。以下この⑹において同じ。）に応じて取得を認めているもの 法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。）であって、派遣先及び派遣元事業主が、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、派遣元事業主は、当該派遣先に雇用される通常の労働者と同一の勤続期間である派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。）を付与しなければならない。なお、当該派遣先において期間の定めのある労働者派遣契約を更新している場合には、当初の派遣就業の開始時から通算して就業期間を評価することを要する。 （問題とならない例） 派遣先であるＡ社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、通常の労働者であるＸに対し、勤続10年で３日、20年で５日、30年で７日の休暇を付与している。派遣元事業主であるＢ社は、Ａ社に派遣されている派遣労働者であるＹに対し、所定労働時間に比例した日数を付与している。	⑸　法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）であって、勤続期間（派遣労働者にあっては、当該派遣先における就業期間。以下この⑸において同じ。）に応じて取得を認めているもの 法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）であって、派遣先及び派遣元事業主が、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、派遣元事業主は、当該派遣先に雇用される通常の労働者と同一の勤続期間である派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）を付与しなければならない。なお、当該派遣先において期間の定めのある労働者派遣契約を更新している場合には、当初の派遣就業の開始時から通算して就業期間を評価することを要する。 （問題とならない例） 派遣先であるＡ社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、通常の労働者であるＸに対し、勤続10年で３日、20年で５日、30年で７日の休暇を付与している。派遣元事業主であるＢ社は、Ａ社に派遣されている派遣労働者であるＹに対し、所定労働時間に比例した日数を付与している。
⑺　褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するもの 褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するものについて、派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の期間勤続（派遣労働者にあっては、当該派遣先における派遣就業の継続。）した派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の褒賞を付与しなければならない。	（新設）

6　その他

⑴　教育訓練であって、現在の職務の遂行に必要な技能又は知識を習得するために実施するもの

教育訓練であって、派遣先が、現在の業務の遂行に必要な能力を付与するために実施するものについて、派遣先は、派遣元事業主からの求めに応じ、その雇用する通常の労働者と業務の内容が同一である派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の教育訓練を実施する等必要な措置を講じなければならない。なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の３の規定に基づく義務を免れるものではない。

また、派遣労働者と派遣先に雇用される通常の労働者との間で業務の内容に一定の相違がある場合においては、派遣元事業主は、派遣労働者と派遣先に雇用される通常の労働者との間の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの相違に応じた教育訓練を実施しなければならない。

なお、労働者派遣法第30条の２第１項の規定に基づき、派遣元事業主は、派遣労働者に対し、段階的かつ体系的な教育訓練を実施しなければならない。

⑵　（略）

第５　協定対象派遣労働者

（略）

１　（略）

２　福利厚生

⑴　福利厚生施設

派遣先は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の事業所で働く協定対象派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の給食施設、休憩室及び更衣室の利用を認めなければならない。

なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の３又は第30条の４の規定に基づく義務を免れるものではなく、福利厚生施設の利用料金・割引率等の利用条件についても労働者派遣法第30条の３又は第30条の４の適用を受けるものであり、派遣先に雇用される通常の労働者又は派遣元事業主に雇用される通常の労働者と協定対象派遣労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。

⑵・⑶　（略）

⑷　病気休職（療養への専念を目的として付与する病気休暇を含む。以下この⑷において同じ。）

派遣元事業主は、協定対象派遣労働者（有期雇用労働者である場合を除く。）には、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、有期雇用労働者である協定対象派遣労働者にも、労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。さらに、派遣元事業主の雇用する通常の労働者に病気休職期間に係る給与の保障を行う場合には、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる協定対象派遣労働者にも、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の給与の保障を行わなければならない。

5　その他

⑴　教育訓練であって、現在の職務の遂行に必要な技能又は知識を習得するために実施するもの

教育訓練であって、派遣先が、現在の業務の遂行に必要な能力を付与するために実施するものについて、派遣先は、派遣元事業主からの求めに応じ、その雇用する通常の労働者と業務の内容が同一である派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の教育訓練を実施する等必要な措置を講じなければならない。なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の３の規定に基づく義務を免れるものではない。

また、派遣労働者と派遣先に雇用される通常の労働者との間で業務の内容に一定の相違がある場合においては、派遣元事業主は、派遣労働者と派遣先に雇用される通常の労働者との間の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の相違に応じた教育訓練を実施しなければならない。

なお、労働者派遣法第30条の２第１項の規定に基づき、派遣元事業主は、派遣労働者に対し、段階的かつ体系的な教育訓練を実施しなければならない。

⑵　（略）

第５　協定対象派遣労働者

（略）

１　（略）

２　福利厚生

⑴　福利厚生施設（給食施設、休憩室及び更衣室をいう。以下この⑴において同じ。）

派遣先は、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の事業所で働く協定対象派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の福利厚生施設の利用を認めなければならない。

なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の３の規定に基づく義務を免れるものではない。

⑵・⑶　（略）

⑷　病気休職

派遣元事業主は、協定対象派遣労働者（有期雇用労働者である場合を除く。）には、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の病気休職の取得を認めなければならない。また、有期雇用労働者である協定対象派遣労働者にも、労働契約が終了するまでの期間を踏まえて、病気休職の取得を認めなければならない。

（問題とならない例）

派遣元事業主であるＢ社においては、労働契約の期間が１年である有期雇用労働者であり、かつ、協定対象派遣労働者であるＹについて、病気休職の期間は労働契約の期間が終了する日までとしている。

（問題となる例）

派遣元事業主であるＢ社においては、通常の労働者であるＸに対しては、病気休職期間に係る給与の保障を行っているが、協定対象派遣労働者であって、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるＹに対しては、病気休職期間に係る給与の保障を行っていない。

⑸　夏季冬季休暇

派遣元事業主は、協定対象派遣労働者にも、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を付与しなければならない。

（問題となる例）

派遣元事業主であるＢ社においては、繁忙期に限定された短期間の勤務ではない協定対象派遣労働者であるＹに対し、雇用する通常の労働者と同一の夏季冬季休暇を付与していない。

⑹　法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。）であって、勤続期間に応じて取得を認めているもの

法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。）であって、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、派遣元事業主は、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の勤続期間である協定対象派遣労働者には、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇、療養への専念を目的として付与する病気休暇及び夏季冬季休暇を除く。）を付与しなければならない。なお、期間の定めのある労働契約を更新している場合には、当初の労働契約の開始時から通算して勤続期間を評価することを要する。

（問題とならない例）

派遣元事業主であるＢ社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、Ｂ社に雇用される通常の労働者であるＸに対し、勤続10年で３日、20年で５日、30年で７日の休暇を付与しており、協定対象派遣労働者であるＹに対し、所定労働時間に比例した日数を付与している。

⑺　褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するもの

褒賞であって、一定の期間勤続した労働者に付与するものについて、派遣元事業主は、派遣元事業主に雇用される通常の労働者と同一の期間勤続した協定対象派遣労働者には、派遣元事業主に雇用される通常の労働者と同一の褒賞を付与しなければならない。

（問題とならない例）

派遣元事業主であるＢ社においては、労働契約の期間が１年である有期雇用労働者であり、かつ、協定対象派遣労働者であるＹについて、病気休職の期間は労働契約の期間が終了する日までとしている。

（新設）

⑸　法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）であって、勤続期間に応じて取得を認めているもの

法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）であって、勤続期間に応じて取得を認めているものについて、派遣元事業主は、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の勤続期間である協定対象派遣労働者には、派遣元事業主の雇用する通常の労働者と同一の法定外の有給の休暇その他の法定外の休暇（慶弔休暇を除く。）を付与しなければならない。なお、期間の定めのある労働契約を更新している場合には、当初の労働契約の開始時から通算して勤続期間を評価することを要する。

（問題とならない例）

派遣元事業主であるＢ社においては、長期勤続者を対象とするリフレッシュ休暇について、業務に従事した時間全体を通じた貢献に対する報償という趣旨で付与していることから、Ｂ社に雇用される通常の労働者であるＸに対し、勤続10年で３日、20年で５日、30年で７日の休暇を付与しており、協定対象派遣労働者であるＹに対し、所定労働時間に比例した日数を付与している。

（新設）

3　その他 ⑴　教育訓練であって、現在の職務の遂行に必要な技能又は知識を習得するために実施するもの 教育訓練であって、派遣先が、現在の業務の遂行に必要な能力を付与するために実施するものについて、派遣先は、派遣元事業主からの求めに応じ、派遣先に雇用される通常の労働者と業務の内容が同一である協定対象派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の教育訓練を実施する等必要な措置を講じなければならない。なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の３の規定に基づく義務を免れるものではない。 また、協定対象派遣労働者と派遣元事業主が雇用する通常の労働者との間で業務の内容に一定の相違がある場合においては、派遣元事業主は、協定対象派遣労働者と派遣元事業主の雇用する通常の労働者との間の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの相違に応じた教育訓練を実施しなければならない。 なお、労働者派遣法第30条の２第１項の規定に基づき、派遣元事業主は、協定対象派遣労働者に対し、段階的かつ体系的な教育訓練を実施しなければならない。 ⑵　（略） 第６　所定労働時間が通常の労働者と同一であり、かつ、事業主と期間の定めのない労働契約を締結している労働者等 所定労働時間が通常の労働者と同一であり、かつ、事業主と期間の定めのない労働契約を締結している労働者については、短時間・有期雇用労働法第２条第３項に規定する短時間・有期雇用労働者に該当しないが、次の事項に留意する必要がある。 １　労働契約法第３条第２項の規定により、労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとされていること。 ２　均衡の考慮に当たっては、この指針の趣旨が考慮されるべきであること。 ３　有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換後の労働条件の決定に当たっては、当該転換に係る有期雇用労働者と通常の労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の有無についてあらかじめ点検し、そのような待遇の相違がある場合には、確実に解消することが求められること。 ４　有期労働契約の締結、更新、雇止め等に関する基準（平成15年厚生労働省告示第357号）第５条の規定により、使用者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第１項の規定により、労働者に対して労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第５条第５項に規定する事項を明示する場合においては、当該事項（同条第１項各号に掲げるものを除く。）に関する定めをするに当たって労働契約法第３条第２項の規定の趣旨を踏まえて就業の実態に応じて均衡を考慮した事項について、当該労働者に説明するよう努めなければならないとされていること。 なお、均衡の考慮に当たってこの指針の趣旨が考慮されるべきであること等については、勤務地限定正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、勤務地が同一の事業所に雇用される通常の労働者の勤務地に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。）、職務限定正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、職務が同一の事業所に雇用される通常の労働者の職務に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。）及び短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。）についても同様である。	3　その他 ⑴　教育訓練であって、現在の職務の遂行に必要な技能又は知識を習得するために実施するもの 教育訓練であって、派遣先が、現在の業務の遂行に必要な能力を付与するために実施するものについて、派遣先は、派遣元事業主からの求めに応じ、派遣先に雇用される通常の労働者と業務の内容が同一である協定対象派遣労働者には、派遣先に雇用される通常の労働者と同一の教育訓練を実施する等必要な措置を講じなければならない。なお、派遣元事業主についても、労働者派遣法第30条の３の規定に基づく義務を免れるものではない。 また、協定対象派遣労働者と派遣元事業主が雇用する通常の労働者との間で業務の内容に一定の相違がある場合においては、派遣元事業主は、協定対象派遣労働者と派遣元事業主の雇用する通常の労働者との間の職務の内容、職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情の相違に応じた教育訓練を実施しなければならない。 なお、労働者派遣法第30条の２第１項の規定に基づき、派遣元事業主は、協定対象派遣労働者に対し、段階的かつ体系的な教育訓練を実施しなければならない。 ⑵　（略） （新設）

○厚生労働省告示第二百四号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第四十四条第二項（第四十五条第三項及び第四十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示

（労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十年労働省告示第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。
項目 / 省略することのできる者	項目 / 省略することのできる者
（略） / （略）	（略） / （略）
（削る） / （削る）		
（略） / （略）	（略） / （略）
血清クレアチニン検査 / 四十歳未満の者		

（労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二条　労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十二年厚生労働省告示第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。
項目 / 省略することのできる者	項目 / 省略することのできる者
（略） / （略）	（略） / （略）
喀痰（かくたん）検査 / 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者		
	二　胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者	
	三　胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者	
（略） / （略）	（略） / （略）
（新設） / （新設）		

（労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第三条　労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成元年労働省告示第四十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。	次の表の上欄に掲げる健康診断の項目については、それぞれ同表の下欄に掲げる者について医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

項目	省略することのできる者
（略）	（略）
（削る）	（削る）

項目	省略することのできる者
（略）	（略）
喀痰検査	一　胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 二　胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者

附　則

この告示は、令和九年四月一日から適用する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百五号

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第五条第一項の規定に基づき、短時間・有期雇用労働者対策基本方針を次のように定め、令和八年十月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。なお、短時間・有期雇用労働者対策基本方針（令和二年厚生労働省告示第百二十二号）は、令和八年十月一日限り廃止する。

令和八年四月二十八日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

短時間・有期雇用労働者対策基本方針

はじめに

短時間労働者の雇用管理の改善等に関しては、平成５年に短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号。以下「短時間労働者法」という。）を制定し、短時間労働を労使双方にとって重要な就業形態として位置付け、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるような条件整備を図る等によりその福祉の増進を図ってきた。

平成19年の短時間労働者法の改正においては、通常の労働者と同視すべき短時間労働者について差別的取扱いを禁止する等の均等・均衡待遇の確保の規定を設けるとともに、通常の労働者への転換推進措置の導入等に関する規定を設けた。

平成26年の短時間労働者法の改正においては、短時間労働者の待遇の原則の新設、差別的取扱いの禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者の範囲の拡大等により均等・均衡待遇の確保を進めるとともに、雇入れ時の短時間労働者への雇用管理の改善等の措置の内容の説明義務の新設等により、短時間労働者の納得性の向上等をより一層推進するための措置を講じた。

有期雇用労働者の雇用管理等に関しては、平成19年に制定した労働契約法（平成19年法律第128号）の平成24年の改正において、同一の使用者との間の通算契約期間が５年を超える有期雇用労働者について、期間の定めのない労働契約への転換を可能とする規定や、期間の定めがあることを理由とした不合理な労働条件の相違を禁止する規定等を設けることにより、有期雇用労働者の雇用の安定や労働条件の改善を図ってきた。

また、平成30年には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。）により、短時間労働者法及び労働契約法を一体的に改正し、短時間労働者法を短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下「法」という。）に改め、短時間労働者及び有期雇用労働者（以下「短時間・有期雇用労働者」という。）について、通常の労働者との間の不合理な待遇の相違を解消するための規定の整備や、短時間・有期雇用労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続の整備等を行った。あわせて、法第15条第１項等の規定に基づき、どのような待遇の相違が不合理なものであり、どのような待遇の相違が不合理なものでないのか等を示す短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（平成30年厚生労働省告示第430号。以下「同一労働同一賃金ガイドライン」という。）を定めた。

さらに、働き方改革関連法附則第12条第３項等に基づく検討の結果を踏まえ、令和８年には、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成５年労働省令第34号。以下「則」という。）、事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成19年厚生労働省告示第326号）及び同一労働同一賃金ガイドラインを改正し、均等・均衡待遇のより一層の確保を図るとともに、短時間・有期雇用労働者に対する待遇に関する説明義務の改善や、公正な評価による待遇改善の促進等の措置を講じた。

もとより、短時間・有期雇用労働者の福祉の増進は、法の施行等によって確保されるだけでなく、他の関係法令に基づく施策等広範多岐にわたるものにより実現されるものである。これらを円滑かつ効果的に実施していくためには、その職業生活の動向を的確に把握した上で短時間・有期雇用労働者対策の総合的かつ計画的な展開の方向を労使を始めとする国民全体に示し、これに沿って対策を講ずる必要があるため、法は短時間・有期雇用労働者対策基本方針を定めることとしている。

この基本方針は、国が、短時間・有期雇用労働者の職業生活の動向についての現状と課題の分析を行い、その福祉の増進を図るため、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策等の基本となるべき事項を示すものである。

なお、本基本方針の運営に当たっては、労働政策審議会において、労働市場や短時間・有期雇用労働者の職業生活の動向、諸施策の実施状況等を定期的に確認するとともに、本基本方針について、変更の必要性があると判断した場合は、見直すこととする。

第１　短時間・有期雇用労働者の職業生活の動向

１　短時間・有期雇用労働者を取り巻く経済社会の動向等

我が国の人口は、少子高齢化の進行に伴い、平成20年にピークを迎え、平成23年以降、14年連続で減少している。経済成長と労働参加が適切に進まず、労働力人口が大幅に減少することとなれば、経済成長の供給側の制約要因となるとともに、需要面で見ても経済成長にマイナスの影響を与えるおそれがある。このように、今後、ますます労働力供給が制約される日本では、誰もが生きがいを持ってその有する能力を最大限に発揮できる社会の実現に向け、若者、女性、高齢者、障害者を始め就労を希望する者が意欲と能力を生かしてそれぞれのライフスタイルに応じた働き方を通じて能力を発揮できるよう、多様な働き方を実現するための環境整備を進めていくことが重要である。

短時間労働及び有期雇用労働（以下「短時間・有期雇用労働」という。）は、育児や介護等様々な事情により就業時間に制約のある者を始め、多様なニーズや事情等を抱えた労働者が従事しやすい働き方である一方で、就職氷河期世代を含め、正社員としての就職機会を得ることができず、非自発的に短時間・有期雇用労働に就く者（以下「不本意非正規雇用労働者」という。）も一定程度存在する。この不本意非正規雇用労働者は減少傾向にあるものの、不本意非正規雇用労働者に占める25歳から34歳までの層の割合が依然として他の年齢層と比べて高いままとなっている。また、雇用形態間賃金格差は縮小傾向にあるなど、短時間・有期雇用労働者の待遇改善の取組は着実に進められているものの、依然として賃金格差があり、必ずしも働き・貢献に見合った待遇が確保されてはいない。

このため、短時間・有期雇用労働者の均等・均衡待遇の確保や正社員への転換等、短時間・有期雇用労働者が公正な待遇を受けるとともに能力を十分に発揮できるような条件を整備することは、女性や高齢者を始め、誰もが安心して働き、活躍できる社会を実現していくためにも重要である。

２　短時間・有期雇用労働者の増加と属性の多様性

短時間・有期雇用労働者の数は長期的には増加傾向にある。「労働力調査」（総務省統計局）において、非農林業短時間雇用者（週間就業時間が35時間未満の者）を見ると、令和７年には2,098万人となり雇用者総数の34.3％を占めており、非農林業有期雇用労働者を見ると、令和７年には1,394万人となり雇用者総数の22.8％を占めている（非農林業短時間雇用者かつ非農林業有期雇用労働者である者は753万人で、雇用者総数の12.3％）。それぞれの内訳について見ると、女性が短時間労働者と有期雇用労働者それぞれの約６割を占め、55歳以上の高年齢者が、短時間労働者の約４割、有期雇用労働者の約５割を占めている。一方、若年者や就職氷河期世代、世帯主である者等も一定の割合で存在しており、その態様は多様なものとなっている。

３　短時間・有期雇用労働者を雇用する理由

「同一労働同一賃金の対応状況等に関する調査（企業調査）」（令和５年独立行政法人労働政策研究・研修機構。以下「同一労働同一賃金調査」という。）においては、企業が「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」又は「有期雇用フルタイム」労働者を「雇用している理由」（複数回答）について、「有期雇用パートタイム」労働者を雇用している企業では、「簡単な内容の仕事や、責任が軽い仕事のため」と回答した企業の割合が中小企業及び大企業のいずれでも最も高く、中小企業で44.2％、大企業で57.9％となっている。

また、「無期雇用パートタイム」労働者を雇用している企業では、「労働者自身が希望したため」と回答した企業の割合が中小企業で最も高く、40.8％となっており、大企業では47.3％と２番目に高くなっている。

さらに、「有期雇用フルタイム」労働者を雇用している企業では、「定年退職者の再雇用のため」と回答した企業の割合が中小企業及び大企業のいずれでも最も高く、中小企業で61.4％、大企業で76.3％となっている。

㈱同一労働同一賃金調査では、「有期雇用パートタイム」労働者は「有期パートタイム」、「無期雇用パートタイム」労働者は「無期パートタイム」、「有期雇用フルタイム」労働者は「有期フルタイム」という名称で、集計を行っている。また、中小企業調査と大企業調査で分けて集計を行っている。

４　短時間・有期雇用労働者の待遇の状況

⑴　短時間・有期雇用労働者の職務、労働条件の状況

イ　短時間・有期雇用労働者の職場における役割を見ると、定型的で軽易な職務に従事する者だけでなく、基幹的役割を担う短時間・有期雇用労働者も一定数存在する。同一労働同一賃金調査において、「業務の内容は同じだが、責任の程度は異なる者がいる」と回答した企業の割合は、「有期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で21.3％、大企業で27.4％、また、「無期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で24.6％、大企業で30.1％、さらに、「有期雇用フルタイム」労働者を雇用している中小企業で37.3％、大企業で46.3％であった。

また、「業務の内容も、責任の程度も同じ者がいる」と回答した企業の割合は、「有期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で7.4％、大企業で4.3％、「無期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で11.5％、大企業で4.8％、「有期雇用フルタイム」労働者を雇用している中小企業で16.4％、大企業で15.7％となっている。

さらに、「令和３年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」（厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室。以下「パート・有期調査」という。）においては、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」及び「有期雇用フルタイム」の役職者がいる企業の割合は、「有期雇用パートタイム」労働者で10.2％、「無期雇用パートタイム」労働者で11.8％、「有期雇用フルタイム」労働者で23.0％であった。また、「所属組織の責任者等ハイレベルの役職（店長、工場長等）まで」の役職者がいると回答した企業の割合は、「有期雇用パートタイム」労働者で0.7％、「無期雇用パートタイム」労働者で2.1％、「有期雇用フルタイム」労働者で6.3％となっている。

ロ　賃金について、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）により、１時間当たり所定内給与額（令和７年）を見ると、正社員・正職員の一般労働者（短時間労働者以外の者）と比較して、正社員・正職員の短時間労働者は90.7％、正社員・正職員以外の短時間労働者は67.5％、正社員・正職員以外の一般労働者は69.1％となっている。また、短時間・有期雇用労働者の１時間当たり所定内給与額は、年齢によって大きくは変わらない。

同一労働同一賃金調査において、「基本給の算定に当たり考慮している要素」（複数回答）として「職務」と回答した企業の割合は、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」及び「有期雇用フルタイム」の労働者を雇用している企業のいずれでも最も高く、「有期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で64.6％、大企業で68.1％、「無期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で68.8％、大企業で64.0％、「有期雇用フルタイム」労働者を雇用している中小企業で69.5％、大企業で73.9％となっている。

また、「基本給の算定基準」について、「正社員と同様の算定方法・付与基準である」と回答した企業の割合は、「有期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で16.9％、大企業で8.7％、「無期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で22.8％、大企業で10.4％、「有期雇用フルタイム」労働者を雇用している中小企業で27.1％、大企業で21.1％となっている。他方で、「正社員とは、算定方法・付与基準が異なる」と回答した企業の割合は、「有期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で83.1％、大企業で91.3％、「無期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で77.2％、大企業で89.6％、「有期雇用フルタイム」労働者を雇用している中小企業で72.9％、大企業で78.9％となっている。

さらに、パート・有期調査において、正社員と職務が同じである「パートタイム・有期雇用労働者」がいる企業における、「正社員と職務が同じ」である「パートタイム・有期雇用労働者」の１時間あたりの基本賃金は、「正社員より高い」又は「正社員と同じ（賃金差はない）」と回答した企業を合算した割合は54.3％となる一方、「正社員の６割以上８割未満」、「正社員の４割以上６割未満」又は「正社員の４割未満」と回答した企業を合算した割合は、20.5％となっている。

ハ　通勤手当、賞与及び退職金について見ると、同一労働同一賃金調査において、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」又は「有期雇用フルタイム」の労働者に対して、「通勤手当」を支給していると回答した企業の割合は、正社員に対して支給していると回答した企業を分母としたとき、「有期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で92.0%、大企業で97.4%、「無期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で86.4%、大企業で96.9%、「有期雇用フルタイム」労働者を雇用している中小企業で91.9%、大企業で98.9%となっている。

また、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」又は「有期雇用フルタイム」の労働者に対して、「賞与」を支給していると回答した企業の割合は、正社員に対して支給していると回答した企業を分母としたとき、「有期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で61.9%、大企業で62.8%、「無期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で66.6%、大企業で67.3%、「有期雇用フルタイム」労働者を雇用している中小企業で71.4%、大企業で78.3%となっており、「退職金」を支給していると回答した企業の割合は、正社員に対して支給していると回答した企業を分母としたとき、「有期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で23.2%、大企業で23.0%、「無期雇用パートタイム」労働者を雇用している中小企業で32.8%、大企業で26.9%、「有期雇用フルタイム」労働者を雇用している中小企業で26.6%、大企業で26.4%となっている。

⑵　教育訓練の実施状況、福利厚生施設の利用

パート・有期調査において、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」又は「有期雇用フルタイム」の労働者に対して、「日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練（ＯＪＴ）」を実施すると回答した企業の割合は、正社員に対して実施すると回答した企業を分母としたとき、「有期雇用パートタイム」労働者を雇用している企業では74.7%、「無期雇用パートタイム」労働者を雇用している企業では75.8%、「有期雇用フルタイム」労働者を雇用している企業では74.6%となっている。また、「入職時のガイダンス（Off—JT）」を実施すると回答した企業の割合は、それぞれ65.2%、69.3%、65.8%となっている。

「職務の遂行に必要な能力を付与する教育訓練（Off—JT）」を実施すると回答した企業の割合は、正社員に対して実施すると回答した企業を分母としたとき、「有期雇用パートタイム」労働者を雇用している企業では49.2%、「無期雇用パートタイム」労働者を雇用している企業では52.7%、「有期雇用フルタイム」労働者を雇用している企業では59.9%となっており、「将来のためのキャリアアップのための教育訓練（Off—JT）」を実施すると回答した企業の割合は、それぞれ29.2%、35.7%、35.6%となっている。

福利厚生施設について見ると、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」又は「有期雇用フルタイム」の労働者に対し、「給食施設（食堂）の利用」を認めていると回答した企業の割合は、正社員に対して認めていると回答した企業を分母としたとき、「有期雇用パートタイム」労働者を雇用している企業では92.2%、「無期雇用パートタイム」労働者を雇用している企業では91.4%、「有期雇用フルタイム」労働者を雇用している企業では96.7%となっており、「休憩室の利用」を認めていると回答した企業の割合は、それぞれ91.0%、89.9%、94.0%、さらに、「更衣室の利用」を認めていると回答した企業の割合は、それぞれ90.9%、91.8%、91.0%となっている。

5　短時間・有期雇用労働者の意識の動向

⑴　短時間・有期雇用労働を選択する理由

パート・有期調査において、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」又は「有期雇用フルタイム」の労働者が「現在の就業形態を選んだ理由」（複数回答）を見ると、「有期雇用パートタイム」及び「無期雇用パートタイム」では「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」が一番高く、それぞれ53.9%と60.3%、次いで「勤務時間・日数が短いから」が高く、それぞれ35.2%と39.9%というように、自らの希望する時間に働ける働き方を求めて短時間労働が選択されている面がある。

また、「就業調整（年収の調整や労働時間の調整）ができるから」がそれぞれ18.4%と23.8%、「家庭の事情（育児・介護等）で正社員として働けないから」がそれぞれ13.0%と17.1%というように、例えば、育児や介護等の家庭の事情を考慮して、短時間労働を選択していると考えられる者もいる。

「有期雇用フルタイム」労働者では「正社員を定年退職した後に再雇用されたから」が30.0%、「専門的な知識・技能を活かせるから」が22.2%となっている。また、「自分の都合の良い時間（日）に働きたいから」と回答した者も19.1%を占めている。

一方、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」又は「有期雇用フルタイム」の労働者の中には「正社員として採用されなかったから」とする者もそれぞれ3.1%、2.2%、10.2%おり、「正社員としての募集が見つからなかったから」とする者もそれぞれ10.0%、2.9%、12.0%いることから、非自発的に「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」又は「有期雇用フルタイム」となったと考えられる者も存在している。

⑵　今後の働き方の希望

パート・有期調査において、「今後の働き方の希望」を見ると、「現在の雇用形態で仕事を続けたい」と回答した者の割合は、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」又は「有期雇用フルタイム」の労働者でそれぞれ75.5%、79.7%、61.1%いる一方で、「正社員になりたい」と回答した者の割合は、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」又は「有期雇用フルタイム」の労働者でそれぞれ14.0%、12.2%、26.3%おり、年齢階層別で見ると、特に若年層において「正社員になりたい」と回答した者の割合が高くなっている。「正社員になりたい」と回答した「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」又は「有期雇用フルタイム」の労働者について、「正社員になる際に、勤務時間・勤務地・職種を限定した「多様な正社員（限定正社員）」制度があれば選びたいと思いますか」に対する回答では、勤務地、職務の内容又は勤務時間が限定された、いわゆる「多様な正社員」を「選びたい」と回答した者の割合は68.2%となっており、ライフスタイル等に応じた働き方が可能ないわゆる「多様な正社員」を希望する者が一定程度存在することがわかる。「選びたいと思う制度」（複数回答）を見ると、「有期雇用パートタイム」労働者及び「有期雇用フルタイム」労働者では「勤務地を限定した（転勤のない）正社員」が、それぞれ44.7%、51.0%と最も高く、「無期雇用パートタイム」労働者では「勤務時間を限定した（短時間）正社員」が52.7%で最も高くなっている。

⑶　仕事及び待遇等に対する意識

パート・有期調査において、現在の会社や仕事に対する不満・不安の有無について「不満・不安がある」と回答した労働者は、「有期雇用パートタイム」労働者では56.1%、「無期雇用パートタイム」労働者では56.5%、「有期雇用フルタイム」労働者では69.1%となっており、その理由について、「賃金が少ない」と回答した労働者の割合が、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」又は「有期雇用フルタイム」の労働者でそれぞれ72.5%、67.1%、68.9%と最も高く、次いで「業務量が多い」と回答した労働者の割合が、「有期雇用パートタイム」労働者では18.7%、「無期雇用パートタイム」労働者では22.9%、「有期雇用フルタイム」労働者では19.5%となっている。

また、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」及び「有期雇用フルタイム」の労働者のうち、「業務の内容及び責任の程度が同じ正社員がいる」と回答した労働者が、業務の内容及び責任の程度が同じ正社員と比較した賃金水準についてどのように考えているかの回答を見ると、いずれも「賃金水準は低く、納得していない」と回答した労働者の割合が高く、それぞれ51.4%、39.5%、41.4%となっている。一方、「同等若しくはそれ以上の賃金水準である」と答えた労働者も存在し、「有期雇用パートタイム」、「無期雇用パートタイム」及び「有期雇用フルタイム」の労働者でそれぞれ11.7%、8.8%、15.2%となっている。

第２　短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等を促進し、並びにその職業能力の開発及び向上その他短時間・有期雇用労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

１　短時間・有期雇用労働者をめぐる課題

第１で見たように、短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間には、依然として、賃金格差や待遇の相違等がある。また、現在の勤務先や仕事に対して「不満・不安がある」と回答した短時間・有期雇用労働者が一定程度存在していること等も踏まえると、不合理な待遇の相違の解消を図るとともに、短時間・有期雇用労働者が納得して働くことができるよう、更なる取組が求められる状況にある。このような動向の中で、賃金を始めとする均等・均衡待遇の確保や通常の労働者への転換等、次の６つの課題について、法の円滑な施行等に取り組み、短時間・有期雇用労働者が公正な待遇を受けるとともに能力を十分に発揮できるような条件を整備することが必要である。

⑴　働き・貢献に見合った公正な待遇の確保

短時間・有期雇用労働は、事業主及び労働者のニーズに応じて、労働時間や職務の内容等が様々であるが、必ずしも待遇が働き・貢献に見合ったものになっていない場合があるため、均等・均衡待遇の確保を含め、公正な評価による公正な待遇のより一層の確保が必要である。

⑵　明確な労働条件等の設定・提示

短時間・有期雇用労働者の労働条件は個々の事情に応じて多様に設定されることが多いため、不明確になりやすく、労働条件等を短時間・有期雇用労働者が雇入れ時から正確に把握できるようにすることが必要である。

⑶　納得性の向上

短時間・有期雇用労働者の働き方は多様であり、通常の労働者と待遇が異なる理由が分からない場合もあると考えられる。短時間・有期雇用労働者の納得性が高まるよう、雇用管理の改善等について講ずる措置や、待遇の相違の内容や理由について、短時間・有期雇用労働者が事業主から適切に説明を受けられるようにする必要がある。そのため、短時間・有期雇用労働者自身が法の規定を知らない、職場において説明を求めやすい雰囲気がないといった状況を解消するとともに、短時間・有期雇用労働者の意向を十分に考慮した上で不合理な待遇の相違の解消等の取組を進めることや、短時間・有期雇用労働者が待遇に係る疑問等について相談できる体制が事業所で整備されることが必要である。

⑷　通常の労働者への転換を始めとするキャリアアップ

不本意非正規雇用労働者も一定割合存在しており、通常の労働者への転換を希望する者については、転換の機会が与えられることが必要である。また、短時間・有期雇用労働者が職業生活を通じて職業能力の開発及び向上を図ることを促進する等により、希望に応じてキャリアアップが図られることが必要である。

⑸　法の履行確保

法違反を把握した場合については、都道府県労働局雇用環境・均等部室で、報告徴収並びに助言、指導及び勧告（以下「報告徴収等」という。）により是正を図る必要がある。短時間・有期雇用労働者の均等・均衡待遇が確保され、短時間・有期雇用労働を選択することによって不合理な取扱いを受けることのないよう、法の実効性をより一層確保することが必要である。

⑹　その他労働関係法令の遵守

短時間・有期雇用労働者に特有の課題だけでなく、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の基本的な労働に関する法令が遵守されていない場合も依然として見られるため、それらの法令遵守の徹底が必要である。

なお、⑴から⑹までの課題のほか、短時間労働者に対する健康保険及び厚生年金保険の適用拡大など、社会保障制度については働き方の選択に対して中立的な制度にしていくよう検討が進められている。

２　施策の方向性

１の課題に対する今後の施策の方向性は、次のとおりである。

通常の労働者との均等・均衡待遇の確保等を通じて、短時間・有期雇用労働者の待遇の改善を推進するとともに、不本意非正規雇用労働者を含め、希望する者の通常の労働者への転換等のための取組を一層進める。

このため、法、則、事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針及び同一労働同一賃金ガイドライン（以下これらを総称して「法等」という。）により、職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更範囲が通常の労働者と同じ短時間・有期雇用労働者に対しては、短時間・有期雇用労働者であることを理由とした差別的取扱いが禁止されることを徹底するとともに、それ以外の短時間・有期雇用労働者に対しては、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更範囲その他の事情のうち、待遇の性質及び待遇を行う目的に照らして適切と認められるものの相違に応じた均衡のとれた待遇を確保することで、通常の労働者との間の不合理と認められる待遇の相違の解消を図る。

また、法等に基づく短時間・有期雇用労働者と通常の労働者との間の待遇の相違等に関する説明義務等を通じて、短時間・有期雇用労働者の納得性の向上を図る。

こうした法等の内容について周知徹底を図り、事業主・労働者からの相談等に適切に対応するとともに、労働者に対して一般的に適用される基本的な労働に関する法令の履行確保を徹底する。

さらに、法等の遵守の徹底や事業主に対する助成金の支給等により、事業主が通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずるようにするとともに、キャリアアップのための支援を行う。

現状においては、短時間・有期雇用労働者から通常の労働者への転換等を図ろうとしても、通常の労働者の働き方がフルタイムで職務や勤務地の限定がない働き方が中心であるために、時間や勤務地の制約等があって短時間・有期雇用労働者として就業している場合には実質的に転換を選択できない場合も見られる。このため、事業主及び短時間・有期雇用労働者のニーズを踏まえ、短時間正社員や勤務地限定正社員等、短時間・有期雇用労働者がより転換しやすい「多様な正社員」の普及及び定着に向けた取組を行う。

これらの取組により、短時間・有期雇用労働者の福祉の増進が図られるだけでなく、現在は就業していない者又は様々な事情からやむなく短時間・有期雇用労働に就いている者にとっても魅力的な働き方の選択肢が提供されるようになるが、これは労働力人口減少に対する一つの対応策としても重要なものである。

国は、この方向性に沿って、短時間・有期雇用労働者の就業の実態を十分に踏まえつつ、その福祉の一層の増進を図るための施策を総合的に推進するものとする。

３　具体的施策

⑴　均等・均衡待遇の確保等

イ　法等の周知による均等・均衡待遇の確保等

短時間・有期雇用労働者について、同一企業における通常の労働者との均等・均衡待遇の確保、納得性の向上を図るためには、まず法等の内容が事業主及び短時間・有期雇用労働者双方に十分に理解され、遵守されることが必要であることから、パンフレット等の配付、説明会の実施等により事業主及び短時間・有期雇用労働者双方に対して積極的な周知を図る。特に、短時間・有期雇用労働を選択することによって不合理な取扱いを受けることがないよう、法に基づく均等・均衡待遇の趣旨が適切に理解され、当該趣旨に沿った雇用管理の改善が図られるよう促す。その際、労使の取組や裁判例の動向等について情報収集を行いつつ、同一労働同一賃金ガイドラインにおいて示している各待遇の原則となる考え方及び具体例並びに留意事項に基づき、どのような待遇の相違が不合理なものであり、どのような待遇の相違が不合理なものでないのか等について、適切な周知に努める。

その他、労働者に対する待遇に関する説明義務（説明の求めをしたことによる不利益取扱いの禁止を含む。）や、行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続等について、令和８年の則等の改正内容を含め、その周知を図り、事業主に必要な措置を講ずるように促す。なお、周知に当たっては、都道府県労働局において法等の施行を担当する雇用環境・均等部室のみならず、労働基準監督署、公共職業安定所の窓口等や、厚生労働省ホームページ、「多様な働き方の実現応援サイト」等、多様な手段を活用する。

ロ　的確な行政指導等の実施

法第18条第１項の規定においては、法等で定めている事業主が講ずべき措置について、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等を図るため必要があると認めるときは、短時間・有期雇用労働者を雇用する事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるとともに、同条第２項の規定により厚生労働大臣は、事業主が同条第１項の規定による勧告に従わなかった場合にはその旨を公表できることとされており、法等の実効性を高め、その履行確保に向けて、これらに基づく的確な対応を行う。

また、都道府県労働局雇用環境・均等部室を中心に、都道府県労働局内で連携を図ることにより、報告徴収等の実効性を高めるとともに、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の更なる遵守徹底を図っていく。

ハ　均等・均衡待遇の更なる確保等に向けた取組

法等に基づく均等・均衡待遇の確保等を図る事業主の取組を支援するため、雇用環境・均等部室に配置する事業所の雇用管理の専門家である雇用均等指導員の活用、各都道府県に設置した働き方改革推進支援センターにおける相談窓口の設置や説明会の開催、人事労務管理の専門家の派遣等により、法等の周知や、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の先進的な事例の情報提供等に加え、個々の企業の実情に応じた雇用管理の改善等に関する相談、助言、情報提供等、きめ細やかな支援を行う。

また、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善に向けた自主的な取組を支援するため、事業主が、短時間・有期雇用労働者の雇用管理や通常の労働者との均等・均衡待遇の確保の取組状況及び課題を把握することのできるよう、インターネットサイト上のツール等の活用を促進する。

さらに、短時間・有期雇用労働者の雇用管理や活躍推進についての取組内容や特徴等の宣言を行う仕組みのほか、不合理な待遇の相違の解消に向けて自社の取組の点検や検討を行うための取組手順書やマニュアル等の活用促進、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善に向けた具体的な取組事例の収集・提供等を通じ、できる限りわかりやすく丁寧な周知に努めることにより、法等の趣旨に沿った事業主の取組を推進する。

また、基本給の決定に当たり、短時間・有期雇用労働者と通常の労働者の職務の内容の異同を把握し、職務の内容の大きさを測って相対的に評価する職務分析・職務評価の導入等を支援する取組を進める。

このほか、助成金の支給等により、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を推進する事業主等を支援する。

事業主と労働者との間で均等・均衡待遇等に係る紛争が生じ、当事者の双方又は一方から求めがあった場合には、法等に基づき、都道府県労働局長による助言、指導等や紛争調整委員会による調停により、紛争の解決の援助を行うこととし、これらの更なる利用促進を図る。

⑵　労働者に適用される基本的な法令の履行確保

事業主が短時間・有期雇用労働者に対して適用がある、次のイからホまでの内容を中心に、基本的な労働に関する法令を遵守することについて周知徹底を図る。

イ　短時間・有期雇用労働者の適正な労働条件の確保に関しては、労働契約法の規定を踏まえ合理的な労働条件を設定すること、労働基準関係法令に従って雇入れ時の労働条件の明示、年次有給休暇の付与、就業規則の整備及び最低賃金額以上の賃金の支払についての規定を遵守することについて、周知徹底を図る。また、賃金、労働時間等主要な労働条件を明らかにした「労働条件通知書」についてその普及促進を図る。

ロ　有期雇用労働者については、労働契約法、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)及び有期労働契約の締結、更新、雇止め等に関する基準（平成15年厚生労働省告示第357号）で定めるところにより適正な措置を講ずべきことについて、周知徹底を図る。特に、労働契約法においては、有期労働契約が繰り返し更新されて通算５年を超えた場合に、労働者の申込みにより無期労働契約に転換できることとされているほか、一定の場合には使用者による雇止めが認められないことになるいわゆる「雇止め法理」が定められている。事業主に対し、これらの規定の趣旨を踏まえた取組を行うよう周知・啓発を図る。

ハ　定年に達した後に継続雇用された有期雇用労働者については、法の適用を受けるものであることから、事業主において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）の趣旨も踏まえつつ、労働条件を決定し、雇用契約が締結されるよう、不合理な待遇の相違の解消に向けた法の履行確保を図る。

ニ　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく雇入れ時等の安全衛生教育について、周知徹底を図る。また、短時間・有期雇用労働者に対して、１週間の所定労働時間等に応じて一般健康診断等の実施義務があることや実施が望ましいとされている場合があることを踏まえ、短時間・有期雇用労働者に対する健康管理が適切に実施されるよう事業主に対し周知徹底を図る。

ホ　事業主は育児や介護等様々な事情により就業時間に制約のある短時間・有期雇用労働者について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）で定めるところにより、仕事と育児・介護の両立に関する制度の整備その他必要な措置を講ずる必要があることや、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく事業主行動計画の策定を通じ、短時間・有期雇用労働者を含め仕事と育児の両立のための環境整備を行うべきことについて、周知徹底を図ること等により、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る。

ヘ　雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の適用については、それぞれ雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）で定めるところにより、被保険者となる短時間・有期雇用労働者について必要な手続を取らなければならないものであることについて、事業主に対し周知徹底を図る。なお、令和６年の雇用保険法の改正により、令和10年10月以降、雇用保険の適用対象者について、一週間の所定労働時間が20時間以上の者から10時間以上の者へと拡大することとしたところであり、併せて事業主に対し周知徹底を図る。また、健康保険及び厚生年金保険については、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和７年法律第74号。以下このヘにおいて「令和７年改正法」という。）により、短時間労働者が被保険者となる企業となるための従業員の総数（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）附則第17条第12項に規定する特定労働者の総数をいう。以下このヘにおいて同じ。）に係る要件を段階的に撤廃することとしており、令和９年10月から常時35人を超える企業、令和11年10月から常時20人を超える企業、令和14年10月から常時10人を超える企業、そして令和17年10月から従業員の総数にかかわらず健康保険及び厚生年金保険が適用される企業において短時間労働者が被保険者となることとされた。また、健康保険及び厚生年金保険の短時間労働者への適用に係る月額賃金88,000円以上とする要件（令和７年改正法による改正前の健康保険法第３条第１項第９号ロ及び厚生年金保険法第12条第１項第５号ロに規定する報酬に係る要件をいう。）については、令和７年改正法の公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日に撤廃することとされた。こうした短時間労働者に対する健康保険及び厚生年金保険の適用拡大について、事業主及び短時間労働者に対し必要な周知を図る。

⑶　短時間・有期雇用労働者の希望に応じた通常の労働者への転換を始めとするキャリアアップの推進等

イ　通常の労働者への転換の推進等

⑴イ及びロにより法第13条に基づく通常の労働者への転換の推進に関する措置義務の履行確保を図るとともに、各企業における当該措置義務の履行によって、短時間・有期雇用労働者の通常の労働者への転換が推進されるように、好事例の収集・周知等に取り組む。特に、有期雇用労働者については、労働契約法第18条の規定に基づく無期転換ルールへの対応が円滑に行われるよう、都道府県労働局等における周知徹底や相談支援等を行う。また、不本意非正規雇用労働者や就職氷河期世代を含め、希望する者が通常の労働者として就業することができるよう、実際に通常の労働者への転換を行う事業主に対しては、助成金の支給等により支援を行う。

ロ　「多様な正社員」の普及等

短時間正社員は、期間の定めのない労働契約を締結しており、時間当たりの基本給及び賞与、退職金等の算定方法が同種のフルタイムの正社員と同等であるため、通常の労働者との均等待遇が確保されるとともに、就業できる時間に制約のある短時間労働者であっても転換が図りやすい。また、勤務地限定正社員は、育児、介護等の事情により転勤が困難な者や地元に定着した就業を希望する者にとって、就業機会の付与及びその継続並びに能力の発揮を可能とする働き方として活用が期待される。このため、インターネットサイト等の活用により、事業所における短時間正社員制度の導入事例や導入・運用に際してのノウハウ等についての情報を提供するほか、働き方改革推進支援センターにおける短時間正社員制度を始めとする「多様な正社員」制度の導入に関するコンサルティングの実施等により、その一層の普及・定着に努める。また、短時間・有期雇用労働者がライフスタイル等に応じた働き方を通じて能力発揮ができるよう、助成金の支給等により支援を行うことを含め、事業主による制度導入を支援し、「多様な正社員」の普及・促進等を図り、事業所において労使双方にとって望ましい多様な働き方が提供される環境の整備を進める。

ハ　能力開発、職業紹介の充実等

通常の労働者への転換を目指す者を含め、短時間・有期雇用労働者や短時間・有期雇用労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、これらの者の多様な訓練ニーズに応じ、公共職業能力開発施設における職業訓練や民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施するとともに、事業主による能力開発の取組に対し助成金の支給等により支援を行う。また、通常の労働者への転換を目指す者については、公共職業安定所において、正社員就職に向けた担当者制等による求職者の希望や経験等を踏まえたきめ細やかな相談支援を通じてマッチング強化に取り組む。さらに、短時間・有期雇用労働者になろうとする者については、きめ細やかな配慮をすることが必要とされる者が多いことから、公共職業安定所においては、短時間・有期雇用労働を希望する者のニーズを踏まえた雇用情報の提供やきめ細やかな職業相談・職業紹介を行う等、官民相まった適正な需給調整機能の充実を図る。

ニ　短時間・有期雇用労働者のキャリアアップのための情報提供等

短時間・有期雇用労働者の就労意欲を高め、その能力を十分発揮し活躍の場を広げることを支援するとともに、事業所における職場の活性化等の相乗効果を促進するため、インターネットサイト等を活用し、短時間・有期雇用労働者がキャリアアップを図るために必要な情報を提供する等の支援を行う。

ホ　情報公表の促進

短時間・有期雇用労働者が通常の労働者への転換を選択するなど、そのキャリアアップを図りやすくする等のため、通常の労働者への転換のための制度やその実績等に関する情報を短時間・有期雇用労働者に提供し、又はインターネットサイト等を活用して当該情報を公表する事業主による自主的な取組を支援する。

ヘ　所定労働時間が通常の労働者と同一であり、かつ、事業主と期間の定めのない労働契約を締結している労働者等への対応

所定労働時間が通常の労働者と同一であり、かつ、事業主と期間の定めのない労働契約を締結している労働者等については、同一労働同一賃金ガイドラインの趣旨が考慮されるべきであること等の周知・啓発を図る。

⑷　行政体制の整備等

イ　行政体制の整備

近年、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関係する様々な施策が講じられていることから、法等の施行を中心とする一連の施策の実施については、都道府県労働局雇用環境・均等部室を中心に、都道府県労働局内での緊密な連携を図る。また、都道府県労働局雇用環境・均等部室に企業の雇用管理の専門家を雇用均等指導員として配置しており、その活用を図るとともに、引き続き行政体制の整備に努める。

さらに、短時間・有期雇用労働者と事業主の紛争等については、法第８条（不合理な待遇の禁止）及び第９条（通常の労働者と同視すべき短時間・有期雇用労働者に対する差別的取扱いの禁止）についても、都道府県労働局長による紛争解決援助や紛争調整委員会による調停の対象となるほか、法第23条に規定する紛争以外の紛争は個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）が適用されることも踏まえ、関係法令の適切な運用を図る。

ロ　関係機関との連携

短時間・有期雇用労働者対策については、国が実施するだけでなく、都道府県等の関係行政機関及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等の関係機関の協力も必要であることから、その実施に当たっては関係行政機関及び関係機関との連携を図る。

○農林水産省告示第六百四十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年四月二十八日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Cymbidium Sw.	しあわせの詩（うた）	株式会社河野メリクロン 徳島県美馬市脇町大字北庄562番地の１	第38348号 令和８年１月13日
Fragaria L.	ES-2202	公益財団法人園芸植物育種研究所 千葉県松戸市紙敷二丁目５番地の１	第38300号 令和７年11月25日
Gypsophila L.	DANGYPOTMS	Danziger Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva, 5029700, Israel	第38378号 令和８年１月26日
Hydrangea L.	ペリエ	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂２丁目４番２号	第38374号 令和８年１月26日
〃	久遠（くおん）	〃	第38376号 令和８年１月26日

Lactuca sativa L.	NINONIO	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	第38227号 令和７年10月10日
〃	KAY-022	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38361号 令和８年１月21日
Malus domestica (Suckow) Borkh.	Qin Cui	Hainan FRESH New Plant Variety Technology Development Co., Ltd. Room 408, Building2, Yabulun Science and Technology Industrial Park, Yazhou District, Sanya City, Hainan Province, China	第38315号 令和７年12月８日
Morus L.	しまゆら	株式会社アーダン 鹿児島県奄美市名瀬和光町７－８	第38282号 令和７年11月10日
Petunia Juss.	Kerchar	KERLEY & CO LIMITED Haden Way, Willingham, Cambridge, Cambridgeshire, CB24 5HB, United Kingdom	第38377号 令和８年１月26日
〃	MAP テヌート2	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１	第38379号 令和８年１月27日
Ranunculus L.	サラセレネフォティノース	新井信明 群馬県邑楽郡邑楽町篠塚3977番地	第38371号 令和８年１月26日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Fragaria L.	ES-2202	公益財団法人園芸植物育種研究所 千葉県松戸市紙敷二丁目５番地の１	第38300号 令和７年11月25日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Hydrangea L.	ペリエ	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂２丁目４番２号	第38374号 令和８年１月26日	〃	〃
〃	久遠（くおん）	〃	第38376号 令和８年１月26日	〃	〃
Lactuca sativa L.	KAY-022	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38361号 令和８年１月21日	〃	〃
Malus domestica (Suckow) Borkh.	Qin Cui	Hainan FRESH New Plant Variety Technology Development Co., Ltd. Room 408, Building2, Yabulun Science and Technology Industrial Park, Yazhou District, Sanya City, Hainan Province, China	第38315号 令和７年12月８日	〃	〃
Petunia Juss.	Kerchar	KERLEY & CO LIMITED Haden Way, Willingham, Cambridge, Cambridgeshire, CB24 5HB, United Kingdom	第38377号 令和８年１月26日	〃	〃
〃	MAP テヌート2	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１	第38379号 令和８年１月27日	〃	〃

○国土交通省告示第五百九十一号

花巻空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　岩手県　岩手県盛岡市内丸十番一号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　花巻空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　花巻空港内　岩手県花巻市
四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年四月三十日
五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように変更する。

変更後	
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	
航空灯火	灯質	光度	配置等
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
		最大二十カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口
（略）			

変更前	
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	
航空灯火	灯質	光度	配置等
誘導路灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大五カンデラ	誘導路の両外側及びエプロンの外側
	蛍光放電灯、航空青の不動光	最大十二カンデラ	誘導路灯列の灯列線上で誘導路の出入口
（略）			

○防衛省告示第百二十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和八年四月二十四日次のとおり決定された。

令和八年四月二十八日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇九	キャンプ・シュワブ	沖縄県国頭郡宜野座村	水域…約六三、〇〇〇平方メートル（工事期間中） 水域…約一平方メートル（工事完了後）	宜野座村が灯標の撤去、設置のため共同使用する。 使用期間…当該水域の返還の日まで

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	建物…約一、六〇〇平方メートル 工作物…水道等 管理棟等として追加提供する。
五一二七	鹿屋飛行場	鹿屋市	国有	土地…約二四、〇〇〇平方メートル 建物…約四九、〇〇〇平方メートル 工作物…洗機場等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和八年四月二十七日から同月二十八日までの間 海上自衛隊鹿屋航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄県中頭郡北谷町	国有	建物…約五、一〇〇平方メートル 工作物…屋根付駐車場等 家族住宅として追加提供する。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇九六	宮古島駐屯地	宮古島市	国有	土地：約五〇〇平方メートル 建物：約一、七〇〇平方メートル 工作物：囲障等 訓練施設として新規提供する。 使用期間： 一　令和八年五月十七日から同月二十日までの間、訓練の展開及び撤収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 二　陸上自衛隊宮古島駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。ただし、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇九六	宮古島駐屯地	宮古島市	国有	建物：約一、三〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として新規提供する。 使用期間： 一　令和八年五月十七日から同月二十日までの間、訓練の展開及び撤収のための追加期間 二　陸上自衛隊保良訓練場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。ただし、地位協定の関連ある条項が適用される。

官庁報告

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月28日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	実施時期	区域	摘要
基盤地図情報 ・測量の基準点 ・海岸線 ・行政区画の境界線及び代表点 ・道路縁 ・軌道の中心線 ・標高点 ・水涯線 ・建築物の外周線 ・市町村の町若しくは字の境界線及び代表点 ・街区の境界線及び代表点	令和７年度	全国	令和８年４月版

備考　地図の提供開始日　令和８年４月30日

上記の基盤地図情報は、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第２項及び地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院基盤地図情報サイト（https://www.gsi.go.jp/kiban/）において供する。

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

○

▷

○

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

参議院共済組合定款の一部変更について

参議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

令和８年３月31日

参議院共済組合代表者
参議院議長　関口　昌一

改正後

（掛金及び負担金の額）

第28条　法第99条第２項第１号、第２号、第３号及び第５号の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	39.50/1,000	1.00/1,000	8.91/1,000	1.15/1,000	39.50/1,000	1.00/1,000	8.91/1,000	1.15/1,000
短期組合員	39.50/1,000	1.00/1,000	8.91/1,000	1.15/1,000	39.50/1,000	1.00/1,000	8.91/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	79.00/1,000	2.00/1,000	17.82/1,000	2.30/1,000				

２　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前項の規定を適用する場合においては、同項の表中「39.50/1,000」とあるのは、「2.02/1,000」とする。

３　［略］

４　法第99条第２項第４号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

改正前

（掛金及び負担金の額）

第28条　法第99条第２項第１号、第２号及び第４号の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	31.50/1,000	1.00/1,000	6.43/1,000	31.50/1,000	1.00/1,000	6.43/1,000
短期組合員	31.50/1,000	1.00/1,000	6.43/1,000	31.50/1,000	1.00/1,000	6.43/1,000
任意継続組合員	63.00/1,000	2.00/1,000	12.86/1,000			

２　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前項の規定を適用する場合においては、同項の表中「31.50/1,000」とあるのは、「1.09/1,000」とする。

３　［同左］

４　法第99条第２項第３号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

２　変更後の第28条第１項及び第２項の規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

警察共済組合定款の一部変更について

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

令和８年３月17日

警察共済組合理事長　髙綱　直良

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
（資金の繰入れ） 第28条　［略］ ⑴　短期経理　2,150円 ⑵　厚生年金保険経理　1,863円 ⑶　退職等年金経理　1,203円 附　則 ８　［略］	（資金の繰入れ） 第28条　［略］ ⑴　短期経理　1,910円 ⑵　厚生年金保険経理　1,726円 ⑶　退職等年金経理　1,350円 附　則 ８　［略］

［略］	［略］	［略］
第28条	⑶　退職等年金経理　1,203円	⑶　退職等年金経理　1,203円 ⑷　経過的長期経理　191円

［略］	［略］	［略］
第28条	⑶　退職等年金経理　1,350円	⑶　退職等年金経理　1,350円 ⑷　経過的長期経理　168円

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この変更は、令和８年４月１日から施行する。

警察共済組合定款の一部変更について

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

令和８年３月26日

警察共済組合理事長　髙綱　直良

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
（掛金額及び地方公共団体等の負担金額） 第24条　［略］ 表　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に乗じる数値	（掛金額及び地方公共団体等の負担金額） 第24条　［略］ 表　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に乗じる数値

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合				標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			
	短期給付			福祉事業	短期給付			福祉事業
	短期分	介護分	子ども・子育て支援分		短期分	介護分	子ども・子育て支援分	
一般組合員 短期組合員 特定警察組合員	1,000分の49.68	1,000分の9.27	1,000分の1.15	1,000分の1.32	1,000分の49.68	1,000分の9.27	1,000分の1.15	1,000分の1.32

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 短期組合員 特定警察組合員	1,000分の49.68	1,000分の7.94	1,000分の1.32	1,000分の49.68	1,000分の7.94	1,000分の1.32

2　［略］

表　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に乗じる数値

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合				標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			
	短期給付			福祉事業	短期給付			福祉事業
	短期分	介護分	子ども・子育て支援分		短期分	介護分	子ども・子育て支援分	
一般組合員 短期組合員 特定警察組合員	1,000分の2.39	—	—	1,000分の1.32	1,000分の2.39	—	—	1,000分の1.32

3　任意継続組合員に係る任意継続掛金の額は、施行令第46条の２第１項の規定による標準報酬の月額にそれぞれ次表に掲げる数値を乗じて得た額とする。

表　施行令第46条の２第１項の規定による標準報酬の月額に乗じる数値

組合員の種別	施行令第46条の２第１項の規定による標準報酬の月額との割合			
	短期給付			福祉事業
	短期分	介護分※	子ども・子育て支援分	
任意継続組合員	1,000分の99.36	1,000分の18.54	1,000分の2.3	—

※介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する第２号被保険者に限る。

2　［略］

表　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に乗じる数値

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 短期組合員 特定警察組合員	1,000分の1.59	—	1,000分の1.32	1,000分の1.59	—	1,000分の1.32

3　任意継続組合員に係る任意継続掛金の額（介護納付金の納付に係るものを除く。）は、施行令第46条の２第１項の規定による標準報酬の月額に1,000分の99.36を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る任意継続掛金の額は、同項の規定による標準報酬の月額に1,000分の15.88を乗じて得た額とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第24条第１項、第２項及び第３項の規定は、令和８年４月分以後の掛金、負担金及び任意継続掛金について適用し、同年３月分以前の掛金、負担金及び任意継続掛金については、なお従前の例による。

裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

令和８年４月１日

裁判所共済組合代表者
最高裁判所長官　今崎　幸彦

第31条第１項中「第２号」の次に「、第３号」を加え、「第４号」を「第５号」に改め、同項の表を次のように改め、

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	37.55/1,000	1.01/1,000	6.85/1,000	1.15/1,000	37.55/1,000	1.01/1,000	6.85/1,000	1.15/1,000
短期組合員	37.55/1,000	1.01/1,000	6.85/1,000	1.15/1,000	37.55/1,000	1.01/1,000	6.85/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	75.10/1,000	2.02/1,000	13.70/1,000	2.30/1,000				

同条第２項の表を次のように改め、

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	37.55/1,000	1.01/1,000	6.85/1,000	1.15/1,000

同条第３項中「2.28/1,000」を「1.98/1,000」に改め、同条第５項中「第３号」を「第４号」に改める。

別表中「別表」を「別表（第３条、第４号関係）」に改め、同表を次のように改める。

名称	所在地	事務範囲
本部	東京都千代田区 最高裁判所内	最高裁判所（司法研修所、裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館を含む。） 東京高等裁判所 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所、東京地方裁判所立川支部 東京地方裁判所管内簡易裁判所 東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部 横浜地方裁判所、横浜地方裁判所各支部 横浜地方裁判所管内簡易裁判所 横浜家庭裁判所、横浜家庭裁判所各支部 さいたま地方裁判所、さいたま地方裁判所各支部 さいたま地方裁判所管内簡易裁判所 さいたま家庭裁判所、さいたま家庭裁判所各支部 千葉地方裁判所、千葉地方裁判所各支部 千葉地方裁判所管内簡易裁判所 千葉家庭裁判所、千葉家庭裁判所各支部 水戸地方裁判所、水戸地方裁判所各支部 水戸地方裁判所管内簡易裁判所 水戸家庭裁判所、水戸家庭裁判所各支部 宇都宮地方裁判所、宇都宮地方裁判所各支部 宇都宮地方裁判所管内簡易裁判所 宇都宮家庭裁判所、宇都宮家庭裁判所各支部 前橋地方裁判所、前橋地方裁判所各支部 前橋地方裁判所管内簡易裁判所 前橋家庭裁判所、前橋家庭裁判所各支部 静岡地方裁判所、静岡地方裁判所各支部 静岡地方裁判所管内簡易裁判所 静岡家庭裁判所、静岡家庭裁判所各支部 甲府地方裁判所、甲府地方裁判所各支部 甲府地方裁判所管内簡易裁判所 甲府家庭裁判所、甲府家庭裁判所各支部 長野地方裁判所、長野地方裁判所各支部 長野地方裁判所管内簡易裁判所 長野家庭裁判所、長野家庭裁判所各支部 新潟地方裁判所、新潟地方裁判所各支部 新潟地方裁判所管内簡易裁判所 新潟家庭裁判所、新潟家庭裁判所各支部 名古屋高等裁判所、名古屋高等裁判所金沢支部 名古屋地方裁判所、名古屋地方裁判所各支部 名古屋地方裁判所管内簡易裁判所 名古屋家庭裁判所、名古屋家庭裁判所各支部 津地方裁判所、津地方裁判所各支部 津地方裁判所管内簡易裁判所 津家庭裁判所、津家庭裁判所各支部 岐阜地方裁判所、岐阜地方裁判所各支部 岐阜地方裁判所管内簡易裁判所 岐阜家庭裁判所、岐阜家庭裁判所各支部 福井地方裁判所、福井地方裁判所各支部 福井地方裁判所管内簡易裁判所 福井家庭裁判所、福井家庭裁判所各支部 金沢地方裁判所、金沢地方裁判所各支部 金沢地方裁判所管内簡易裁判所 金沢家庭裁判所、金沢家庭裁判所各支部

		函館地方裁判所、函館地方裁判所各支部 函館地方裁判所管内簡易裁判所 函館家庭裁判所、函館家庭裁判所各支部 旭川地方裁判所、旭川地方裁判所各支部 旭川地方裁判所管内簡易裁判所 旭川家庭裁判所、旭川家庭裁判所各支部 釧路地方裁判所、釧路地方裁判所各支部 釧路地方裁判所管内簡易裁判所 釧路家庭裁判所、釧路家庭裁判所各支部 高松高等裁判所 高松地方裁判所、高松地方裁判所各支部 高松地方裁判所管内簡易裁判所 高松家庭裁判所、高松家庭裁判所各支部 徳島地方裁判所、徳島地方裁判所各支部 徳島地方裁判所管内簡易裁判所 徳島家庭裁判所、徳島家庭裁判所各支部 高知地方裁判所、高知地方裁判所各支部 高知地方裁判所管内簡易裁判所 高知家庭裁判所、高知家庭裁判所各支部 松山地方裁判所、松山地方裁判所各支部 松山地方裁判所管内簡易裁判所 松山家庭裁判所、松山家庭裁判所各支部 上記の地方裁判所及び地方裁判所各支部に置かれている検察審査会
大阪支部	大阪市 大阪高等裁判所内	大阪高等裁判所 大阪地方裁判所、大阪地方裁判所各支部 大阪地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 大阪家庭裁判所、大阪家庭裁判所各支部
京都支部	京都市 京都地方裁判所内	京都地方裁判所、京都地方裁判所各支部 京都地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 京都家庭裁判所、京都家庭裁判所各支部
神戸支部	神戸市 神戸地方裁判所内	神戸地方裁判所、神戸地方裁判所各支部 神戸地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 神戸家庭裁判所、神戸家庭裁判所各支部
奈良支部	奈良市 奈良地方裁判所内	奈良地方裁判所、奈良地方裁判所各支部 奈良地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 奈良家庭裁判所、奈良家庭裁判所各支部

		富山地方裁判所、富山地方裁判所各支部 富山地方裁判所管内簡易裁判所 富山家庭裁判所、富山家庭裁判所各支部 広島高等裁判所、広島高等裁判所松江支部、広島高等裁判所岡山支部 広島地方裁判所、広島地方裁判所各支部 広島地方裁判所管内簡易裁判所 広島家庭裁判所、広島家庭裁判所各支部 山口地方裁判所、山口地方裁判所各支部 山口地方裁判所管内簡易裁判所 山口家庭裁判所、山口家庭裁判所各支部 岡山地方裁判所、岡山地方裁判所各支部 岡山地方裁判所管内簡易裁判所 岡山家庭裁判所、岡山家庭裁判所各支部 鳥取地方裁判所、鳥取地方裁判所各支部 鳥取地方裁判所管内簡易裁判所 鳥取家庭裁判所、鳥取家庭裁判所各支部 松江地方裁判所、松江地方裁判所各支部 松江地方裁判所管内簡易裁判所 松江家庭裁判所、松江家庭裁判所各支部 仙台高等裁判所、仙台高等裁判所秋田支部 仙台地方裁判所、仙台地方裁判所各支部 仙台地方裁判所管内簡易裁判所 仙台家庭裁判所、仙台家庭裁判所各支部 福島地方裁判所、福島地方裁判所各支部 福島地方裁判所管内簡易裁判所 福島家庭裁判所、福島家庭裁判所各支部 山形地方裁判所、山形地方裁判所各支部 山形地方裁判所管内簡易裁判所 山形家庭裁判所、山形家庭裁判所各支部 盛岡地方裁判所、盛岡地方裁判所各支部 盛岡地方裁判所管内簡易裁判所 盛岡家庭裁判所、盛岡家庭裁判所各支部 秋田地方裁判所、秋田地方裁判所各支部 秋田地方裁判所管内簡易裁判所 秋田家庭裁判所、秋田家庭裁判所各支部 青森地方裁判所、青森地方裁判所各支部 青森地方裁判所管内簡易裁判所 青森家庭裁判所、青森家庭裁判所各支部 札幌高等裁判所 札幌地方裁判所、札幌地方裁判所各支部 札幌地方裁判所管内簡易裁判所 札幌家庭裁判所、札幌家庭裁判所各支部

大津支部	大津市 大津地方裁判所内	大津地方裁判所、大津地方裁判所各支部 大津地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 大津家庭裁判所、大津家庭裁判所各支部
和歌山支部	和歌山市 和歌山地方裁判所内	和歌山地方裁判所、和歌山地方裁判所各支部 和歌山地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 和歌山家庭裁判所、和歌山家庭裁判所各支部
福岡支部	福岡市 福岡高等裁判所内	福岡高等裁判所、福岡高等裁判所宮崎支部、福岡高等裁判所那覇支部 福岡地方裁判所、福岡地方裁判所各支部 福岡地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 福岡家庭裁判所、福岡家庭裁判所各支部
佐賀支部	佐賀市 佐賀地方裁判所内	佐賀地方裁判所、佐賀地方裁判所各支部 佐賀地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 佐賀家庭裁判所、佐賀家庭裁判所各支部
長崎支部	長崎市 長崎地方裁判所内	長崎地方裁判所、長崎地方裁判所各支部 長崎地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 長崎家庭裁判所、長崎家庭裁判所各支部
大分支部	大分市 大分地方裁判所内	大分地方裁判所、大分地方裁判所各支部 大分地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 大分家庭裁判所、大分家庭裁判所各支部
熊本支部	熊本市 熊本地方裁判所内	熊本地方裁判所、熊本地方裁判所各支部 熊本地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 熊本家庭裁判所、熊本家庭裁判所各支部
鹿児島支部	鹿児島市 鹿児島地方裁判所内	鹿児島地方裁判所、鹿児島地方裁判所各支部 鹿児島地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 鹿児島家庭裁判所、鹿児島家庭裁判所各支部
宮崎支部	宮崎市 宮崎地方裁判所内	宮崎地方裁判所、宮崎地方裁判所各支部 宮崎地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 宮崎家庭裁判所、宮崎家庭裁判所各支部
那覇支部	那覇市 那覇地方裁判所内	那覇地方裁判所、那覇地方裁判所各支部 那覇地方裁判所管内簡易裁判所 上記の裁判所に置かれている検察審査会 那覇家庭裁判所、那覇家庭裁判所各支部

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第31条第１項から第３項までの規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

農林水産省共済組合定款の一部変更について

農林水産省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日

農林水産省共済組合代表者
農林水産大臣　鈴木　憲和

第29条第１項中「及び第４号」を「、第３号及び第５号」に改める。

第29条第１項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	42.22/1,000	1.02/1,000	6.23/1,000	1.15/1,000	42.22/1,000	1.02/1,000	6.23/1,000	1.15/1,000
短期組合員	42.22/1,000	1.02/1,000	6.23/1,000	1.15/1,000	42.22/1,000	1.02/1,000	6.23/1,000	1.15/1,000
船員組合員	40.84/1,000	1.02/1,000	6.23/1,000	1.15/1,000	43.60/1,000	1.02/1,000	6.23/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	84.44/1,000	2.04/1,000	12.46/1,000	2.30/1,000				

第29条第２項の表を次のように改める。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	42.22/1,000	1.02/1,000	6.23/1,000	1.15/1,000
船員組合員	43.60/1,000	1.02/1,000	6.23/1,000	1.15/1,000

同条第４項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

2　変更後の第29条第１項及び第２項の規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

林野庁共済組合定款の一部改正について

林野庁共済組合定款（13林共第36号）の一部を次のように改正する。

令和８年４月１日　　林野庁共済組合代表者
林野庁長官　小坂善太郎

第20条第１項中「及び第４号」を「、第３号及び第５号」に改める。

第20条第１項の表を次のように改める。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	51.49/1,000	0.94/1,000	8.34/1,000	1.15/1,000	51.49/1,000	0.94/1,000	8.34/1,000	1.15/1,000
短期組合員	51.49/1,000	0.94/1,000	8.34/1,000	1.15/1,000	51.49/1,000	0.94/1,000	8.34/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	102.98/1,000	1.88/1,000	16.68/1,000	2.30/1,000				

第20条第２項の表を次のように改める。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	51.49/1,000	0.94/1,000	8.34/1,000	1.15/1,000

第20条第４項中「第３号」を「第４号」に改める。

附　則

1　この改正は、令和８年４月１日から施行する。

2　改正後の第20条第１項の規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

国立研究開発法人土木研究所の役員の任命の公表

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき、国立研究開発法人土木研究所の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和８年４月28日　　国立研究開発法人土木研究所　理事長　藤田　光一

令和８年４月１日付けで、宮藤　秀之を国立研究開発法人土木研究所の理事に任命する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

北海道河東郡音更町木野西通十九丁目六番地

株式会社万力

代表清算人　福原　明嘉

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

札幌市北区篠路七条四丁目一番一号

合同会社鈴木建築設備企画

清算人　鈴木　重和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

北海道札幌市東区北二十一条東二十三丁目一番―一二大洋マンション二〇二号

波瑠莉合同会社

清算人　三宅　五月

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年四月十三日に解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

札幌市中央区南三条西五丁目一―一

株式会社ＰＬＡＣＥ

代表清算人　山本眞里子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年四月十三日に解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

札幌市豊平区美園二条三丁目二番一四号

松本ビル有限会社

清算人　山本眞里子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

岩手県盛岡市仙北一丁目三番一三号

株式会社トップ

代表清算人　吉田　直人

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

岩手県一関市川崎町薄衣字上巻一二一番地

合同会社農家レストランぬくもり

清算人　千葉　平

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

宮城県登米市津山町柳津字谷木一九〇番地四

有限会社柳津タクシー

清算人　亀井　貢三

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

仙台市宮城野区新田一丁目二一番三四号

アート印刷有限会社

清算人　佐藤　幸夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

秋田県横手市赤坂字荒沼二八番地一

株式会社石井

代表清算人　石井　鮎美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

茨城県鉾田市汲上一一二七番地の三

有限会社大洋タクシー

清算人　飯塚　圭子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

群馬県前橋市本町二丁目三番一七号

有限会社青木ミート

清算人　青木　博之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

埼玉県さいたま市中央区新中里五丁目一五番二二号

特定非営利活動法人アジアの仲間による航空フォーラム

清算人　千山　善幸

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

埼玉県さいたま市緑区美園四丁目一番地二

合同会社のすけ

清算人　塚本　夕祈

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

埼玉県熊谷市石原一一三〇番地九

株式会社ＷＩＬＬ

代表清算人　角張　康夫

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

埼玉県朝霞市仲町一丁目一一番一三号Ｔａｋ２－二階

一般社団法人フリーランスサポート協会

代表清算人　佐藤　澄和

解散公告

当社は、令和八年三月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

埼玉県さいたま市南区神明一丁目一番六号

ミューズ株式会社

代表清算人　山口　壽夫

解散公告

当社は、令和八年二月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

埼玉県さいたま市南区神明一丁目一番四号

株式会社エコ・テクノ・ジャパン

代表清算人　山口　壽夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

埼玉県蓮田市大字黒浜三五六〇番地の一二四

旭建装株式会社

代表清算人　藤木　利夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日付の臨時株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

さいたま市見沼区東大宮五丁目三三番地一四

株式会社ビズエッグ

代表清算人　中村　愛光

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

千葉県柏市北柏四丁目五番地二

合同会社バーニーズ

清算人　出水　伊吹

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

千葉県鎌ケ谷市東道野辺五丁目八番二七号

株式会社Ｎｅｘｔ　Ｓｔｙｌｅ

代表清算人　永島　孝

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

千葉県東金市下武射田一九四〇番地八

ＭＩＮＴ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　ミゲル・ガブリエル・ザラゴザ

解散公告

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都江戸川区中央一丁目一番五号

特定非営利活動法人マグナファミリア

清算人　藤田　一美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

トランシュール合同会社

清算人　風戸　海来

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都東大和市立野一丁目一〇二〇番地の三二

有限会社片貝工務店

清算人　片貝　孝雄

解散公告

当社は、令和八年四月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都千代田区大手町一丁目一番一号

ＴＭＣ　ＢＵＹＯＵＴ１１株式会社

代表清算人　矢野　拓也

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都中央区新川二丁目三〇番三号

株式会社新川企画

代表清算人　尾﨑　繁樹

解散公告

当社は、令和八年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階

ＮＡＮＧＡ　ＳＹＳＴＥＭＳジャパン株式会社

代表清算人　クルーガー・ウヴェ

解散公告

当社は令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都品川区東品川三丁目二一番一〇号

合同会社チルシェ

清算人　矢田真太郎

解散公告

当社は、令和八年四月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都足立区千住緑町二丁目二七―七

株式会社凝愛

代表清算人　果　彤

解散公告

当社は、令和八年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．六Ｆ

株式会社やすらぎ支援センター

代表清算人　櫻井　健一

解散公告

当社は、令和八年一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都千代田区岩本町二丁目一八番一五号

Ａｓａｈｉ．ＢＬＤ六Ｆ

株式会社ＳＫｊａｐａｎ

代表清算人　石子　雅巳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都世田谷区尾山台一丁目一番一号

Ｏ・Ｈ・Ａ株式会社

代表清算人　荻野　順久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都世田谷区尾山台一丁目一番一号

有限会社顕正商事

清算人　荻野　順久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一〇番六号清園ビル四Ｆ

カラカサ株式会社

代表清算人　福田　完治

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都渋谷区神宮前三丁目一四番一号

有限会社ＮＡＡＫ　ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥ

清算人　遠藤　朗子

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都江東区東陽二―四―三九ハローオフィス東陽町四一号室

道之尊株式会社

代表清算人　オウショセイ

解散公告

当法人は解散したので、債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内に申出がない時は清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都渋谷区広尾四―一―二九―五〇八

一般社団法人育珠の会

代表清算人　黒河　緑

解散公告

当社は、令和八年四月十六日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番一号

社会復帰サポート美祢株式会社

代表清算人　松本　直樹

解散公告

当組合は、令和八年三月二十三日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都調布市富士見町二丁目二一番地一六

調布ビル管理協同組合

清算人　福谷　範雄

解散公告

当法人は、令和八年四月二十七日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室

ＥＳＲ２９・１一般社団法人

代表清算人　小保方博之

解散公告

当法人は、令和八年四月二十七日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室

ＥＳＲ２９・２一般社団法人

代表清算人　小保方博之

解散公告

当社は、令和八年四月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室

ＥＳＲ２９合同会社

清算人　小保方博之

解散公告

当社は、令和八年四月二十七日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇号ライオネス浜松町五〇六号室

ＥＳＲ２９特定目的会社

代表清算人　藍原　博也

解散公告

当会社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都八王子市西寺方町一一九五番地一

リトルマーク株式会社

代表清算人　香月　龍秋

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

東京都中央区銀座五丁目一四番一六号

株式会社Ｌｉｖｉｅｎ

代表清算人　池根　佑香

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎三丁目一番七五―六〇五号パークホームズ茅ヶ崎中央公園

一般社団法人国際交流＆日本語支援Ｙ

代表清算人　橋本由紀江

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

横浜市旭区善部町八九番地

有限会社三和光機製作所

清算人　森　　肇

解散公告

当社は、令和八年四月十日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

神奈川県川崎市宮前区土橋一丁目二番地一

有限会社三田商事

清算人　三田　晴義

解散公告

当社は、令和八年三月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

新潟県五泉市猿和田一一番地

株式会社環境設備保全

代表清算人　岩城　正史

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

石川県加賀市河原町イ五七番地

株式会社グランディール

代表清算人　室岡　隆之

解散公告

当社は、令和八年四月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

石川県河北郡内灘町白帆台二丁目四三二番地

合同会社アンド・ミミ

清算人　髙坂　恭輔

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

岐阜県高山市問屋町五九番地

有限会社高山中央商社

清算人　堺　　和信

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

岐阜県瑞浪市釜戸町二三四九番地

敷島工業株式会社

代表清算人　小川　佳織

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

岐阜県各務原市蘇原青雲町五丁目六六番地一

ジェット株式会社

代表清算人　大津さやか

解散公告

当法人は、令和八年三月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

浜松市中央区入野町二〇〇一二番地の一一

特定非営利活動法人みらいネット浜松

清算人　田澤　健司

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

静岡県沼津市上香貫獅子路一六八八番地の八

株式会社伊吹

代表清算人　横山　朋樹

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

愛知県名古屋市西区笹塚町一丁目六八番地

名峰テクノ株式会社

代表清算人　森　敏秋

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

名古屋市中村区岩塚町字一里山一番地の七

株式会社岩塚製菓

代表清算人　坂倉　敏弘

解散公告

当社は、令和八年四月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

愛知県春日井市御幸町二丁目四―九

株式会社ＳＲＳ

代表清算人　崔　笑天

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

名古屋市港区砂美町一五八番地の一

株式会社名港スポーツセンター

代表清算人　奥村　衛

解散公告

当社は、令和八年三月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

滋賀県守山市洲本町二〇六九番地

有限会社山本農園

清算人　白木　砂織

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

京都市東山区宮川筋二丁目二五五番地

弥勒禅株式会社

代表清算人　西川　眞史

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町七五番地六

ウィズダム・テラ株式会社

代表清算人　大山　勝治

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

京都市南区上鳥羽角田町八九番地

金沢興産株式会社

代表清算人　申　英敏

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府堺市中区八田南之町四三五番地

一般社団法人日本フレームｄｅレジン協会

代表清算人　上原真由子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪市西成区橘一丁目三番三号

ＺＨＮ株式会社

代表清算人　チョウ・メグミ

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府大阪市平野区喜連五丁目一番二二―一〇二号

ＴＴ　ＫａｎＳａｉ合同会社

清算人　ＮＧＵＹＥＮ　ＴＨＡＮＨ　ＴＵＹＥＮ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府岸和田市小松里町一〇四六番地の二

大町商事有限会社

清算人　佐谷　加菜

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府大阪市長堂二丁目一〇番一八号

リベール布施六〇三号室

清算人　若山　恭平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪市住吉区我孫子五丁目九番一七号我孫子シャルマン二〇二号室

家源株式会社

代表清算人　張　継軍

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府東大阪市長堂二丁目一〇番一八号

リベール布施六〇三号室

合同会社鋼玉

清算人　若山　恭平

解散公告

当社は、令和八年四月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府吹田市山田西三丁目五六番一―六〇二号

合同会社Ａ＆Ｌマネジメント

清算人　杉浦奈津子

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府大阪市旭区大宮一丁目一六番九号

エイメイ株式会社

代表清算人　王　　候明

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府大阪市淀川区木川西一丁目四番一九号ヴィラ木川二〇四号

諾言株式会社

代表清算人　青島　　蕾

解散公告

当社は令和八年二月二十八日開催の株主総会決議で解散済、債権保有者は本公告掲載翌日から二箇月以内告知の事。右期間以降は清算から除斥する。

令和八年四月二十八日

大阪市西区九条南三丁目二〇番二五号

株式会社中山製作所

代表清算人　中山　省吾

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町一丁一五番地の一　八〇一号

有限会社ユープランニング

清算人　植本　徳雄

解散公告

当社は、令和八年四月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府堺市東区日置荘田中町四六番地一

クローバーハイツ初芝ヴィプレ三一一号

株式会社国永

代表清算人　松根　　寛

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府大阪市北区万歳町三―一二ＲｅＺｏｎｅ梅田０１

特定非営利活動法人すはだ美人の会

清算人　米田　大介

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

大阪府東大阪市新家二丁目六番二三号

株式会社Ｂｏａｔ　Ｌｉｆｅ

代表清算人　門　　道孝

解散公告

当法人は、評議員会の決議並びに神戸市長の認可により、令和八年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

神戸市須磨区友が丘五丁目五番地

社会福祉法人クローバーの会

清算人　夏井　法久

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

和歌山県和歌山市小松原通三丁目六八番地

ＴＥビル三階

特定非営利活動法人日本健康増進支援機構

清算人　田中　昭彦

解散公告

当法人は、令和八年三月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

神戸市西区森友四丁目七一番一号

有限会社サンテック

清算人　山岡　　大

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

岡山県倉敷市川西町一一―三〇―六一二

Ｅ―Ｑｕｅｓｔ合同会社

清算人　枡野　恵也

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

岡山市北区桑田町七番一三号

株式会社アシステム

清算人　瀬浪　孝平

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

広島市西区商工センター四丁目一四番二三号

愛谷商事株式会社

代表清算人　愛谷　文枝

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

広島県廿日市市宮島口西二丁目一番一三号

株式会社山建

代表清算人　山本　博記

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

山口県柳井市伊保庄二五六二番地の二

有限会社ともづる

清算人　貞安　衣子

解散公告

当法人は、令和八年三月九日開催の総社員総会の決議により令和八年三月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

徳島県三好市池田町マチ二一九一番地一

公益社団法人阿波池田青年会議所

代表清算人　竹内　道直

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により令和八年一月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

愛媛県四国中央市土居町天満一五七六番地

有限会社曽根ガーデン

清算人　曽根　純一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

高知県高知市横浜西町三六番地二〇号

有限会社四国エイジェント

清算人　岡野　愼一

解散公告

当社は、令和八年四月十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

高知県高知市上町一丁目五番一五号

株式会社生命エネルギー

代表清算人　田所信一郎

解散公告

当社は、令和六年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

福岡県鞍手郡鞍手町大字八尋一四四〇番地二一

玉玲瓏株式会社

代表清算人　李　強

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

福岡県中央区天神四―六―二八いちご天神ノースビル七階

ふく社保株式会社

代表清算人　前田　正徳

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

福岡市中央区天神二丁目三番一〇号天神パインクレスト七一九号

株式会社ＢｌｕｅＰｒｉｎｔ

代表清算人　福長みどり

解散公告

当社は、令和八年四月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

長崎県西海市大島町一八九五番地

有限会社大島薬局

清算人　長尾　博司

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

熊本市東区尾ノ上四丁目一番二七号

株式会社朝霧の里

代表清算人　立山　臣之

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日会社法四七一条第三項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓一二八五番地

有限会社アイケンホーム

清算人　湯田　政彦

解散公告

当組合は、令和八年三月二十五日開催の総会決議により令和八年三月三十一日をもって解散しましたので、当組合に対して債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されることになります。

令和八年四月二十八日

沖縄県宮古島市下地字上地四七二番地三九、二階

みやこ地域づくり協同組合

清算人　平山　茂治

解散公告

当社は、令和八年四月十日株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

沖縄県那覇市牧志二丁目二〇―二八　グランドパレス牧志センターコート一〇〇一号

株式会社相永

代表清算人　金　相徳

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十六日開催の社員総会の決議に基づき、熊本市の認可を受けて、令和八年三月二十五日をもって解散いたしました。

当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

熊本市西区春日六丁目四番三二号

医療法人クリア

清算人　櫻田　好英

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和八年三月三十日神奈川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

神奈川県南足柄市内山一四四五番地

清算法人南足柄市内川土地改良区

清算人代表　鈴木　正

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月三十日新潟地方裁判所高田支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

新潟県妙高市大字北條五三七番地

宗教法人長泉寺

清算人　杉田　了

連絡先　新潟県上越市板倉区南中島四〇七番地　明通寺内

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

静岡県富士宮市宮町一三番三〇号

医療法人社団珊瑚会

清算人　蕪木　滋彦

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月二十二日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、令和八年三月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

山口県美祢市大嶺町東分一三八四番地の一

医療法人社団玄晴会

清算人　來島　孝晴

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月二十五日沖縄県豊見城市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

沖縄県豊見城市字与根五〇番地二一三

ルーツ・メディカルビル三―五

豊見城市与根西部土地区画整理組合

代表清算人　上原　勉

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十八日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和八年三月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

北海道恵庭市恵み野北三丁目一番一

医療法人社団恵み野内科循環器クリニック

清算人　鎌田あすむ

解散公告（第三回）

当法人は、定款をもって定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

神奈川県足柄下郡湯河原町門川四四一番地

一ジャンボー湯河原一階　医療法人遥波会

清算人　栗原　崇

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月十四日開催の社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

新潟県新潟市江南区茜ケ丘二番一号

医療法人社団吉田医院

清算人　吉田眞佐人

解散公告（第三回）

当法人は、責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

兵庫県伊丹市口酒井一丁目四番二三号

玄徳寺

清算人　源　淳道

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十八日

熊本市中央区呉服町二丁目三六番地一

医療法人社團惠藤会

清算人　藤木　崇弘

第五期決算公告

令和七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

負債及び純資産の部

負債の部計　四二、五三三、一五一円

純資産の部計　八、九八三、五八六円

負債及び純資産の部計　三三、五四九、五六五円

資産の部計　四二、五三三、一五一円

令和八年四月二十八日

愛知県名古屋市中区大須四―五―一九―八

〇八

一般社団法人契山館

代表理事　布目　邦雄

第４期決算公告　令和８年４月28日

茨城県常陸大宮市小場字仲戸4956番

株式会社ＤＴプレコン

代表取締役　茂木　宏之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	854,680,745
	固定資産	1,273,982,432
	合計	2,128,663,177
負債及び純資産の部	流動負債	212,618,922
	固定負債	560,433,390
	株主資本	1,355,610,865
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	1,215,000,000
	その他資本剰余金	1,215,000,000
	利益剰余金	40,610,865
	その他利益剰余金	40,610,865
	合計	2,128,663,177

(注)　当期純利益　64,874,758円

第 45 期 決 算 公 告

令和８年４月28日　　東京都港区芝大門２－11－８

住友ナコフォークリフト販売株式会社

代表取締役社長　杉浦　重義

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,663	流動負債	10,688
固定資産	5,748	固定負債	2,128
		負債合計	**12,816**
		株主資本	2,354
		資本金	360
		資本剰余金	400
		利益剰余金	1,594
		その他利益剰余金	1,594
		（うち当期純利益）	(443)
		評価・換算差額等	241
		その他有価証券評価差額金	241
		純資産合計	**2,595**
資産合計	**15,412**	**負債・純資産合計**	**15,412**

第 32 期 決 算 公 告

令和８年４月28日　　東京都港区芝浦四丁目９番25号

株式会社ジャパン・リリーフ

代表取締役　橋本　健生

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,807,238	流動負債	2,615,165
固定資産	827,534	固定負債	81,640
		退職給付引当金	59,013
		役員退職慰労引当金	22,561
		株主資本	2,937,967
		資本金	83,124
		資本剰余金	53,123
		資本準備金	53,123
		利益剰余金	2,801,718
		利益準備金	2,000
		その他利益剰余金	2,799,718
		（うち当期純利益）	(340,396)
資産合計	**5,634,773**	**負債・純資産合計**	**5,634,773**

第１期決算公告

令和８年４月28日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
シアン・リニューアブルズ・ジャパン株式会社
代表取締役　リー・ケンリン
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	固定資産	2,240,000
	繰延資産	695,750
	資産合計	**2,935,750**
負純資債及産びの部	流動負債	765,750
	株主資本	2,170,000
	資本金	2,240,000
	利益剰余金	△70,000
	その他利益剰余金	△70,000
	（うち当期純損失）	（70,000）
	負債・純資産合計	**2,935,750**

第５期決算公告

令和８年４月28日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
日本アイビーヴォーグト株式会社
代表取締役
ヨースト・ウィリレム・フォン・アッハト
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	31,309,632
	固定資産	278,000
	資産合計	**31,587,632**
負純資債及産びの部	流動負債	10,879,770
	有給休暇引当金	1,724,569
	賞与引当金	3,613,867
	株主資本	20,707,862
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	15,707,862
	その他利益剰余金	15,707,862
	（うち当期純損失）	（155,378）
	負債・純資産合計	**31,587,632**

第76期決算公告

令和８年４月28日
さいたま市浦和区仲町２丁目３番20号
株式会社須原屋
代表取締役　高野　康司
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,037,778
	固定資産	458,344
	合計	**1,496,122**
負純資債及産びの部	流動負債	226,005
	固定負債	9,312
	株主資本	1,260,804
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,251,485
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,248,985
	（うち当期純損失）	（9,067）
	自己株式	△681
	合計	**1,496,122**

決算公告

令和８年４月28日
東京都港区赤坂七丁目１番１号
ロックウッドリチウムジャパン株式会社
代表取締役　アンダー・カール・クルパ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,782,219
	固定資産	264,790
	資産合計	**7,047,009**
負純資債及産びの部	流動負債	701,420
	固定負債	5,154
	退職給与引当金	5,154
	株主資本	6,340,434
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,330,434
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	6,327,934
	（うち当期純利益）	（432,888）
	負債・純資産合計	**7,047,009**

第32期決算公告

令和８年４月28日
東京都港区赤坂七丁目１番１号
アルベマール日本株式会社
代表取締役　アンダ・クラパ
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,181,549
	固定資産	261,877
	資産合計	**18,443,427**
負純資債及産びの部	流動負債	4,354,020
	その他引当金	12,240
	固定負債	28,788
	退職給与引当金	28,788
	株主資本	14,060,617
	資本金	101,000
	利益剰余金	13,959,617
	利益準備金	25,250
	その他利益剰余金	13,934,367
	（うち当期純利益）	（682,121）
	負債・純資産合計	**18,443,427**

第12期決算公告

令和８年４月28日
東京都港区六本木七丁目15番７号
株式会社オルツ
代表取締役　浅沼　達平
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	776,394
	固定資産	3,906
	合計	**780,301**
負純資債及産びの部	流動負債	466,835
	固定負債	367,690
	株主資本	△54,224
	資本金	24,080
	資本剰余金	5,663,167
	資本準備金	5,663,167
	利益剰余金	△5,741,472
	その他利益剰余金	△5,741,472
	（うち当期純損失）	（3,489,765）
	合計	**780,301**

第１期決算公告　令和８年４月28日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
Ｉｒｉｄｉｕｍ特定目的会社
取締役　髙橋　法彦
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	その他の資産	78
	流動資産	78
	資産合計	**78**
負債及び純資産の部	流動負債	879
	負債合計	**879**
	社員資本	△801
	特定資本金	100
	剰余金	△901
	当期未処理損失	△901
	純資産合計	**△801**
	負債・純資産合計	**78**

第６期決算公告　令和８年３月31日
東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
株式会社イロハエナジー
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	362,184
	固定資産	2,669,985
	繰延資産	16,972
	資産合計	**3,049,141**
負債及び純資産の部	流動負債	349,098
	固定負債	2,006,568
	株主資本	693,475
	資本金	1,000
	資本剰余金	906
	その他資本剰余金	906
	利益剰余金	691,569
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	691,319
	（うち当期純利益）	（193,776）
	負債・純資産合計	**3,049,141**

第10期決算公告　令和８年４月28日
東京都港区芝浦四丁目９番25号
株式会社ジャパン・リリーフ関東
代表取締役　橋本　健生
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,067,128
	固定資産	39,943
	資産合計	**1,107,072**
負債及び純資産の部	流動負債	634,396
	株主資本	472,676
	資本金	20,000
	資本剰余金	155,431
	その他資本剰余金	155,431
	利益剰余金	297,244
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	293,244
	（うち当期純利益）	（19,374）
	負債・純資産合計	**1,107,072**

第10期決算公告　令和８年４月28日
大阪市福島区福島七丁目20番１号
株式会社ジャパン・リリーフ関西
代表取締役　橋本　健生
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,916,347
	固定資産	77,931
	資産合計	**2,994,278**
負債及び純資産の部	流動負債	1,038,123
	固定負債	22
	株主資本	1,956,133
	資本金	20,000
	資本剰余金	101,546
	その他資本剰余金	101,546
	利益剰余金	1,834,587
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	1,830,587
	（うち当期純利益）	（349,250）
	負債・純資産合計	**2,994,278**

第30期決算公告
令和８年４月28日
滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡1231番地－２
株式会社みらいパーク竜王
代表取締役　西田　秀治
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	157,152
	固定資産	48,487
	合計	**205,640**
負債及び純資産の部	流動負債	68,982
	株主資本	136,657
	資本金	61,000
	利益剰余金	80,657
	利益準備金	16,040
	その他利益剰余金	64,617
	（うち当期純利益）	（11,223）
	自己株式	△5,000
	合計	**205,640**

第37期決算公告
令和８年４月28日
愛知県知多郡武豊町字旭１番地
ＡＧＣポリカーボネート株式会社
代表取締役　中島　俊雄
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,018
	固定資産	435
	資産合計	**1,453**
負債及び純資産の部	流動負債	241
	固定負債	291
	株主資本	922
	資本金	100
	資本剰余金	900
	利益剰余金	△78
	利益準備金	70
	その他利益剰余金	△148
	（うち当期純損失）	（149）
	負債・純資産合計	**1,453**

第87期決算公告
2026年３月25日
岡山市南区豊浜町11番47号
岡山両備タクシー株式会社
代表取締役　安村　芳徳
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	492,201
	固定資産	1,197,087
	合計	**1,689,289**
負債及び純資産の部	流動負債	353,911
	固定負債	249,604
	株主資本	1,085,265
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,065,265
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,060,265
	（うち当期純利益）	（50,823）
	評価・換算差額等	508
	合計	**1,689,289**

第91期決算公告
2026年３月25日
岡山市南区豊成一丁目14番12号
岡山交通株式会社
代表取締役　古谷　和秀
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	932,448
	固定資産	6,106,850
	合計	**7,039,299**
負債及び純資産の部	流動負債	1,793,977
	固定負債	582,717
	株主資本	4,579,309
	資本金	100,000
	利益剰余金	4,479,309
	利益準備金	27,000
	その他利益剰余金	4,452,309
	（うち当期純利益）	（387,382）
	評価・換算差額等	83,294
	合計	**7,039,299**

第94期決算公告　令和８年４月13日
岡山市北区上中野１丁目16番２号
株式会社アビィング
代表取締役　中野　佳成
貸借対照表の要旨（令和８年１月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,402,705
	固定資産	1,336,583
	合計	**3,739,288**
負債及び純資産の部	流動負債	2,322,368
	固定負債	142,857
	株主資本	1,274,063
	資本金	27,000
	資本剰余金	56
	利益剰余金	1,259,486
	利益準備金	19,524
	その他利益剰余金	1,239,962
	（うち当期純利益）	（69,186）
	自己株式	△12,480
	合計	**3,739,288**

第20期決算公告　令和８年４月28日
福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎1716番地の９
株式会社田舎暮し
代表取締役　中原　宏治
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	700,472
	固定資産	215,821
	資産合計	**916,293**
負債及び純資産の部	流動負債	312,905
	固定負債	59,013
	株主資本	544,374
	資本金	30,000
	利益剰余金	514,374
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	506,874
	（うち当期純利益）	（31,049）
	負債・純資産合計	**916,293**

第26期決算公告　令和８年４月28日
福岡県古賀市美明三丁目５番９号
辰巳住研株式会社
代表取締役　門田栄一郎
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	562,505
	固定資産	199,289
	繰延資産	1,126
	資産合計	**762,922**
負債及び純資産の部	流動負債	453,331
	固定負債	125,745
	株主資本	183,846
	資本金	30,000
	利益剰余金	153,846
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	146,346
	（うち当期純利益）	（20,534）
	負債・純資産合計	**762,922**

第42期決算公告　令和８年４月28日
北九州市八幡西区幸神四丁目７番４号
辰巳住宅株式会社
代表取締役　白木　利典
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	414,202
	固定資産	421,417
	資産合計	**835,619**
負債及び純資産の部	流動負債	148,603
	固定負債	169,638
	株主資本	517,377
	資本金	30,000
	利益剰余金	487,377
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	479,877
	（うち当期純利益）	（12,221）
	負債・純資産合計	**835,619**

第 65 期 決 算 公 告

令和８年４月28日
東京都港区赤坂三丁目１番２号BIZCORE赤坂見附10F
株式会社セイア
代表取締役　小崎　貴紀

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,055,470	流動負債	3,372,984
固定資産	3,806,279	固定負債	3,478,563
		株主資本	1,010,200
		資本金	99,990
		資本剰余金	1,664
		資本準備金	1,664
		利益剰余金	908,546
		利益準備金	21,090
		その他利益剰余金	887,456
		（うち当期純利益）	（311,198）
資産合計	7,861,749	負債・純資産合計	7,861,749

第 49 期 決 算 公 告

令和８年３月30日　福岡県直方市大字感田811番地１
株式会社メイホー
代表取締役　永松　克彦

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,699,521	流動負債	1,092,439
固定資産	1,254,860	固定負債	1,365,369
		負債合計	2,457,808
		株主資本	466,921
		資本金	100,000
		資本剰余金	50,000
		利益剰余金	434,671
		利益準備金	30,100
		その他利益剰余金	404,571
		（うち当期純利益）	（8,643）
		自己株式	△117,750
		評価・換算差額等	29,652
		純資産合計	496,573
資産合計	2,954,382	負債・純資産合計	2,954,382

第 18 期 決 算 公 告

令和８年４月28日　東京都港区東新橋一丁目５番２号
ＭＥＣグローバルパートナーズアジア・ジャパン株式会社
代表取締役　タイ・ディンサー

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	286,177	流動負債	227,948
固定資産	94,394	賞与引当金	50,686
		その他	177,262
		固定負債	8,928
		退職給付引当金	903
		その他	8,025
		株主資本	143,694
		資本金	10,000
		利益剰余金	133,694
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	131,194
		（うち当期純利益）	（21,021）
資産合計	380,571	負債・純資産合計	380,571

第 7 期 決 算 公 告

令和８年４月28日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号日本橋三丁目スクエア11階
大晴株式会社
代表取締役　プン・キン・ワ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	128,875,009	流動負債	67,324,832
固定資産	1,920,155,110	固定負債	1,074,656,330
		株主資本	907,048,957
		資本金	1,000,000
		資本剰余金	1,574,035,980
		資本準備金	450,000,000
		その他資本剰余金	1,124,035,980
		利益剰余金	△667,987,023
		その他利益剰余金	△667,987,023
		（うち当期純損失）	（163,456,053）
資産合計	2,049,030,119	負債・純資産合計	2,049,030,119

第 89 期 決 算 公 告

令和８年４月28日　東京都北区上十条２丁目９番10号
株式会社　昭　工　舎
取締役社長　高嶋　秀明

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,630,911	流動負債	457,413
固定資産	3,844,195	負債合計	457,413
有形固定資産	1,843,877	株主資本	9,017,693
無形固定資産	6,309	資本金	40,000
投資その他の資産	1,994,008	資本剰余金	819
		資本準備金	819
		利益剰余金	8,976,873
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	8,966,873
		（当期純利益）	（627,687）
		純資産合計	9,017,693
合計	9,475,106	合計	9,475,106

第 38 期 決 算 公 告

令和８年４月28日　東京都品川区大崎１―11―１
ゲートシティ大崎ウェストタワー２階
ゼット・エフ・ＣＶソリューションズ・ジャパン株式会社
代表取締役　丹野　宏臣

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,212,093	流動負債	2,487,306
固定資産	254,793	（製品保証引当金）	（35,866）
		固定負債	92,044
		（退職給与引当金）	（7,349）
		株主資本	5,887,536
		資本金	213,363
		利益剰余金	5,674,174
		利益準備金	53,341
		その他利益剰余金	5,620,833
		（うち当期純利益）	（681,077）
資産合計	8,466,886	負債・純資産合計	8,466,886

㈱　記載金額は千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

第 42 期 決 算 公 告

令和８年４月28日　東京都千代田区西神田三丁目５番２号
エイエムオー・ジャパン株式会社
代表取締役　岩重　恵子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,943	流動負債	3,067
固定資産	3,509	賞与引当金	221
有形固定資産	291	製品保証引当金	21
無形固定資産	18	その他	2,825
投資その他の資産	3,198	固定負債	162
		株主資本	15,222
		資本金	100
		資本剰余金	8,641
		その他資本剰余金	8,641
		利益剰余金	6,481
		利益準備金	18
		その他利益剰余金	6,462
		（うち当期純利益）	（346）
資産合計	18,452	負債・純資産合計	18,452

第 8 期 決 算 公 告

2026年４月28日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内
Alnylam Japan株式会社
代表取締役　岡田　裕

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,257,091	流動負債	7,922,926
固定資産	1,417,085	（うち賞与及び有給休暇引当金）	（551,609）
		固定負債	3,004,312
		株主資本	4,746,938
		資本金	1,000
		資本剰余金	4,005,500
		資本準備金	―
		利益剰余金	740,438
		その他利益剰余金	740,438
		（うち当期純利益）	（225,415）
資産合計	15,674,177	負債・純資産合計	15,674,177

第 17 期 決 算 公 告

令和８年３月27日

札幌市中央区南10条西１丁目１番51号

札幌債権回収株式会社

代表取締役　齊藤　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	976,502	流動負債	91,752
固定資産	500	固定負債	203,780
投資その他の資産	500	**負債合計**	**295,532**
		株主資本	681,469
		資本金	500,000
		利益剰余金	181,469
		その他利益剰余金	181,469
		純資産合計	**681,469**
資産合計	**977,002**	**負債・純資産合計**	**977,002**

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月１日
至　令和８年１月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	235,685
売上原価	7,352
売上総利益	228,332
販売費及び一般管理費	187,054
営業利益	41,278
営業外収益	5,026
営業外費用	4,201
経常利益	42,103
特別利益	3,690
特別損失	0
税引前当期純利益	45,794
法人税、住民税及び事業税	17,057
法人税等調整額	0
当期純利益	28,737

第 2 期 決 算 公 告

令和８年４月28日

東京都昭島市昭和町五丁目６番８号

ＡＯＣジャパン株式会社

代表取締役　ヤン・シン

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	223,328
	固定資産	20,521
	繰延資産	317
	合計	**244,166**
負債及び純資産の部	流動負債	221,391
	株主資本	22,775
	資本金	5,000
	利益剰余金	17,775
	その他利益剰余金	17,775
	（うち当期純利益）	（7,800）
	合計	**244,166**

第 4 期 決 算 公 告

令和８年４月28日

東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階

富良野特定目的会社

取締役　加藤　順一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	3,689	流動負債	16
固定資産	3,689	**負債合計**	**16**
その他の資産	87	社員資本	3,759
流動資産	85	特定資本金	0
繰延資産	1	優先資本金	3,858
		剰余金	△99
		当期未処理損失	99
		純資産合計	**3,759**
資産合計	**3,775**	**負債・純資産合計**	**3,775**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日
至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	10
営業費用	127
営業損失	117
営業外収益	0
経常損失	117
税引前当期純損失	117
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	118
前期繰越利益	19
当期未処理損失	99

第 10 期 決 算 公 告

令和８年４月28日

東京都千代田区丸の内三丁目２番３号

ダイヤモンドF. C. パートナーズ株式会社

代表取締役　高野　修一

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,261
	固定資産	572,460
	資産合計	**580,721**
負債及び純資産の部	流動負債	310
	株主資本	580,411
	資本金	300,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	300,000
	利益剰余金	△19,589
	その他利益剰余金	△19,589
	（うち当期純損失）	（1,814）
	負債・純資産合計	**580,721**

第 1 期 決 算 公 告

令和８年４月28日

東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階

熱海特定目的会社

取締役　スマイス・ケビン・トーマス

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	3,373	流動負債	9
固定資産	3,373	固定負債	120
その他の資産	164	**負債合計**	**129**
流動資産	162	社員資本	3,409
繰延資産	2	特定資本金	0
		優先資本金	3,430
		剰余金	△21
		当期未処理損失	21
		純資産合計	**3,409**
資産合計	**3,538**	**負債・純資産合計**	**3,538**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月29日
至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	4
営業費用	25
営業損失	21
営業外収益	0
経常損失	21
税引前当期純損失	21
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	21
当期未処理損失	21

第１期決算公告

令和８年３月31日

東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ

株式会社松毬

代表取締役　中村　賢治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,815,686
	資産合計	**1,815,686**
負債及び純資産の部	流動負債	4,398,582
	株主資本	△2,582,896
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△3,582,896
	その他利益剰余金	△3,582,896
	（うち当期純損失）	（3,582,896）
	負債・純資産合計	**1,815,686**

第 4 期 決 算 公 告

令和８年４月28日

東京都千代田区麹町四丁目１番地
Ｒａｐｉｄｕｓ株式会社
代表取締役　小池　淳義

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	709,544	流動負債	742,716
固定資産	39,921	固定負債	279
		負債合計	**742,995**
		株主資本	6,470
		資本金	3,680
		資本剰余金	3,666
		資本準備金	3,666
		利益剰余金	△875
		その他利益剰余金	△875
		純資産合計	**6,470**
資産合計	**749,466**	**負債・純資産合計**	**749,466**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日
至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	147,429
売上原価	147,429
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	298
営業損失	298
営業外収益	0
営業外費用	57
経常損失	354
税引前当期純損失	354
法人税、住民税及び事業税	22
法人税等調整額	△2
当期純損失	375

第７期決算公告

令和８年４月28日

東京都渋谷区桜丘町１番４号
渋谷サクラステージSHIBUYAタワー７Ｆ

株式会社デライト・ベンチャーズ

代表取締役　南場　智子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	271,497,613
	固定資産	1,947,548
	資産合計	**273,445,161**
負債及び純資産の部	流動負債	16,356,624
	株主資本	257,088,537
	資本金	500,000
	資本剰余金	500,000
	資本準備金	500,000
	利益剰余金	256,088,537
	その他利益剰余金	256,088,537
	（うち当期純損失）	（9,780,342）
	負債・純資産合計	**273,445,161**

第３期決算公告

令和８年４月28日
東京都渋谷区代々木一丁目30番15号
株式会社デライト・キャピタル
代表取締役　南場　智子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	232,962,404
	固定資産	14,950,395
	資産合計	**247,912,799**
負純資産及のび部	流動負債	61,085,113
	株主資本	186,827,686
	資本金	19,505,000
	資本剰余金	19,505,000
	資本準備金	19,505,000
	利益剰余金	147,817,686
	その他利益剰余金	147,817,686
	（うち当期純利益）	(62,691,153)
	負債・純資産合計	**247,912,799**

第４期決算公告

令和８年４月28日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
福岡プロパティー特定目的会社
代表清算人　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
その他の資産	11,987	流動負債	1,054
流動資産	11,987	**負債合計**	**1,054**
		社員資本	10,932
		特定資本金	0
		優先資本金	5,350
		剰余金	5,582
		当期未処分利益	5,582
		純資産合計	**10,932**
資産合計	**11,987**	**負債・純資産合計**	**11,987**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	23,117
営業費用	17,208
営業利益	5,909
営業外収益	2
経常利益	5,912
税引前当期純利益	5,912
法人税、住民税及び事業税	3
当期純利益	5,908
前期繰越損失	326
当期未処分利益	5,582

第３期決算公告

令和８年４月28日
東京都渋谷区代々木一丁目30番15号
株式会社デライト・ビルダー
代表取締役　南場　智子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	151,003,939
	固定資産	6,125,577
	資産合計	**157,129,516**
負純資産及のび部	流動負債	55,875,551
	株主資本	101,253,965
	資本金	2,505,000
	資本剰余金	2,505,000
	資本準備金	2,505,000
	利益剰余金	96,243,965
	その他利益剰余金	96,243,965
	（うち当期純利益）	(52,320,890)
	負債・純資産合計	**157,129,516**

第23期決算公告

令和８年３月26日　東京都新宿区西新宿６丁目16番６号
みらい債権回収株式会社
代表取締役　三浦　和之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	489	流動負債	574
固定資産	16	（賞与引当金）	(2)
有形固定資産	3	固定負債	20
無形固定資産	0	（退職給付引当金）	(20)
投資その他の資産	13	**負債合計**	**594**
		株主資本	△89
		資本金	500
		利益剰余金	△589
		その他利益剰余金	△589
		純資産合計	**△89**
資産合計	**505**	**負債・純資産合計**	**505**

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	138
売上原価	78
売上総利益	60
販売費及び一般管理費	184
営業損失	124
営業外収益	0
営業外費用	3
経常損失	127
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純損失	127
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	127

第15期決算公告

令和８年４月28日
東京都港区台場二丁目３番２号
台場フロンティアビル４階
株式会社エミライ
代表取締役　河野　謙三

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,009,419,340
	固定資産	497,887,970
	資産合計	**1,507,307,310**
負純資産及のび部	流動負債	264,612,449
	固定負債	562,608,594
	株主資本	680,086,267
	資本金	3,010,000
	利益剰余金	677,076,267
	その他利益剰余金	677,076,267
	（うち当期純利益）	(205,402,019)
	負債・純資産合計	**1,507,307,310**

第59期決算公告

2026年４月28日
大分県大分市大字中ノ洲２番地
鶴崎共同動力株式会社
代表取締役社長　後藤　修一

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び資本の部	
流動資産	7,647	流動負債	13,342
固定資産	8,985	（修繕引当金）	(396)
有形固定資産	8,742	（賞与引当金）	(28)
無形固定資産	1	固定負債	214
投資その他の資産	242	**負債合計**	**13,556**
		株主資本	3,075
		資本金	2,985
		利益剰余金	90
		（その他利益剰余金）	(90)
		純資産合計	**3,075**
資産合計	**16,631**	**負債・純資産合計**	**16,631**

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	33,563
売上原価	33,457
売上総利益	106
販売費及び一般管理費	71
営業利益	35
営業外収益	19
営業外費用	53
経常利益	769
特別利益	0
特別損失	219
税引前当期純損失	219
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	△58
当期純損失	163

第８期決算公告

令和８年４月28日
東京都港区赤坂１丁目14―14
ｂｅｓｔａｔ株式会社
代表取締役　松田　尚子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	134,540,700
	固定資産	105,166,438
	資産合計	**239,707,138**
負純資産及のび部	流動負債	38,180,488
	固定負債	44,262,000
	株主資本	157,264,650
	資本金	109,078,011
	資本剰余金	105,071,010
	資本準備金	105,071,010
	利益剰余金	△56,884,371
	その他利益剰余金	△56,884,371
	（うち当期純損失）	(20,118,574)
	負債・純資産合計	**239,707,138**

第37期決算公告

令和８年４月28日
福島県いわき市中部工業団地４番８
株式会社齊組工業
代表取締役　齊藤　修一

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	377,814
	固定資産	576,967
	合計	**954,782**
負純資産及のび部	流動負債	322,162
	固定負債	351,148
	株主資本	281,472
	資本金	20,000
	利益剰余金	261,472
	その他利益剰余金	261,472
	（うち当期純利益）	(422)
	合計	**954,782**

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社齊組工業（乙、住所福島県いわき市中部工業団地四番八）の不動産賃貸事業の一部に関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

福島県いわき市中部工業団地四番八
株式会社なおぐみホールディングス
代表取締役　齊藤　修一

第14期決算公告

令和８年４月28日
沖縄県那覇市若狭二丁目２番12号
株式会社紀伊見荘
代表取締役　藤田　　精

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	139
	固定資産	456
	資産合計	596
負債及び純資産の部	流動負債	113
	固定負債	186
	株主資本	296
	資本金	10
	資本剰余金	234
	その他資本剰余金	234
	利益剰余金	52
	その他利益剰余金	52
	（うち当期純利益）	(1)
	負債・純資産合計	596

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおり

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十八日
沖縄県那覇市若狭二丁目二番一二号
（甲）株式会社紀伊見荘
代表取締役　藤田　　精
静岡県裾野市茶畑一七六九番地
（乙）有限会社裾野レジャーランド
代表取締役　横山　智子

第12期決算公告

令和８年４月28日
東京都港区虎ノ門四丁目１番28号
虎ノ門タワーズオフィス17階
株式会社スガノ・ホールディングス
代表取締役　宮川　雅樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,700
	固定資産	399,999
	合計	408,700
負債及び純資産の部	流動負債	700
	固定負債	408,693
	株主資本	△693
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	△793
	その他利益剰余金	△793
	（うち当期純損失）	(70)
	合計	408,700

第23期決算公告

令和８年４月28日
静岡県田方郡函南町上沢479番地
株式会社オレンヂ
代表取締役　中村十四樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	151,388
	固定資産	135,488
	資産合計	286,876
負債及び純資産の部	流動負債	39,081
	固定負債	245,614
	株主資本	2,180
	資本金	3,000
	利益剰余金	△819
	その他利益剰余金	△819
	（うち当期純利益）	(27,229)
	負債・純資産合計	286,876

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
静岡県田方郡函南町塚本一八五番地の一
（甲）オレンヂコンサーブス株式会社
代表取締役　中村十四樹
静岡県田方郡函南町上沢四七九番地
（乙）株式会社オレンヂ
代表取締役　中村十四樹

第15期決算公告

令和８年４月28日
東京都渋谷区神宮前三丁目27番15号
ロケットスタッフ株式会社
代表取締役　高　　榮郁

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	73,238
	固定資産	16,821
	資産合計	90,059
負債及び純資産の部	流動負債	48,120
	固定負債	80,749
	株主資本	△83,810
	資本金	7,250
	資本剰余金	1,200
	資本準備金	1,200
	利益剰余金	△92,260
	その他利益剰余金	△92,260
	（うち当期純利益）	(279,600)
	新株予約権	45,000
	負債・純資産合計	90,059

第５期決算公告

令和８年４月28日
名古屋市西区那古野二丁目14番１号
なごのキャンパス
ＳＯＲＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	342,004
	固定資産	6,522
	合計	348,526
負債及び純資産の部	流動負債	45,827
	固定負債	98,491
	株主資本	204,207
	資本金	100,000
	資本剰余金	296,859
	資本準備金	195,929
	その他資本剰余金	100,929
	利益剰余金	△192,652
	その他利益剰余金	△192,652
	（うち当期純損失）	(70,758)
	合計	348,526

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千九百九十九万八千八百七十二円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
名古屋市西区那古野二丁目一四番一号
なごのキャンパス
ＳＯＲＡ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ株式会社
代表取締役　金子　洋介

第23期決算公告

令和８年３月25日
東京都中央区築地六丁目19番21号
株式会社ｂｌｅｓｓ　ｙｏｕ
代表取締役　平野　宣雄

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	69,625
	固定資産	43,944
	資産合計	113,570
負債及び純資産の部	流動負債	17,935
	賞与引当金	11,175
	固定負債	56,500
	退職給付引当金	16,500
	株主資本	39,134
	資本金	10,000
	利益剰余金	29,134
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	26,634
	（うち当期純利益）	(9,612)
	負債・純資産合計	113,570

第49期決算公告

令和８年４月28日
大阪府八尾市光町二丁目21番地
東海トラベル株式会社
代表取締役　鵜野　修一

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	96,881
	固定資産	836,700
	合計	933,581
負債及び純資産の部	株主資本	933,581
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△ 9,066,419
	その他利益剰余金	△ 9,066,419
	（うち当期純利益）	(24,793)
	合計	933,581

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百七十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十一日であり、株主総会の決議は、令和八年四月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
大阪府八尾市光町二丁目二一番地
東海トラベル株式会社
代表取締役　鵜野　修一

第29期決算公告

2026年４月28日
東京都品川区東五反田２丁目10番２号
エイピーピー・ジャパン株式会社
代表取締役　タン・ウイ・シアン

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,921,306
	固定資産	183,596
	資産合計	4,104,902
負債及び純資産の部	流動負債	2,376,011
	固定負債	546,827
	退職給付引当金	125,487
	株主資本	1,182,063
	資本金	135,000
	利益剰余金	1,047,063
	利益準備金	33,750
	その他利益剰余金	1,013,313
	（うち当期純利益）	(241,450)
	負債・純資産合計	4,104,902

第６期決算公告

令和８年４月28日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
パシフィックセンチュリープレイス13階
ジェダイトメディスン株式会社
代表取締役　髙橋　栄一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	550,338
	資産合計	550,338
負債及び純資産の部	流動負債	399,726
	株主資本	150,612
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,183,096
	その他資本剰余金	1,183,096
	利益剰余金	△1,132,484
	その他利益剰余金	△1,132,484
	（うち当期純利益）	（204,399）
	負債・純資産合計	550,338

第10期決算公告

2026年４月28日
東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
泉青山ビル株式会社
代表取締役　佐々木亮輔

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産	1,525		流動負債	277,364
固定資産	36,735,606		固定負債	35,573,000
			負債合計	35,850,364
			株主資本	886,767
			資本金	90,000
			資本剰余金	490,000
			利益剰余金	306,767
			その他利益剰余金	306,767
			純資産合計	886,767
資産合計	36,737,131		負債・純資産合計	36,737,131

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,299,372
売上原価	822,108
売上総利益	477,263
販売費及び一般管理費	4,005
営業利益	473,258
営業外収益	72
営業外費用	425,692
経常利益	47,638
特別損失	5,223
税引前当期純利益	42,414
法人税、住民税及び事業税	7,890
法人税等調整額	7,000
当期純利益	27,523

第15期決算公告

令和８年３月30日
東京都台東区松が谷３丁目17番５号
株式会社インサイト・プラス
代表取締役社長　八木　岳郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	111,958
	固定資産	25,038
	資産合計	136,996
負債及び純資産の部	流動負債	21,020
	固定負債	36,832
	株主資本	79,143
	資本金	85,298
	資本剰余金	65,298
	利益剰余金	△71,452
	その他利益剰余金	△71,452
	（うち当期純利益）	（17,606）
	負債・純資産合計	136,996

第20期決算公告

令和８年４月28日
大阪市都島区東野田町四丁目２番21号
株式会社ＡＲＭ
代表取締役　朝倉　満

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,680
	固定資産	3,213,117
	合計	3,228,798
負債及び純資産の部	流動負債	2,365,636
	固定負債	273,247
	株主資本	589,914
	資本金	10,000
	利益剰余金	579,914
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	579,714
	（うち当期純利益）	（56,755）
	合計	3,228,798

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を二十三億六千百九十六万七千六百六十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
大阪市都島区東野田町四丁目二番二一号
株式会社ＡＲＭ
代表取締役　朝倉　満

第１期決算公告

令和８年４月28日
東京都港区西新橋一丁目１番１号
日比谷フォートタワー10階
Dash Living Asset Management株式会社
代表取締役　渡辺　洋平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	10
	固定資産	0
	資産合計	10
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	10
	資本金	10
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	（0）
	負債・純資産合計	10

第10期決算公告

2026年４月28日
東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
羽田エアポート都市開発株式会社
代表取締役　津村　健二

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産	789,274		流動負債	34,320,346
固定資産	41,828,305		固定負債	2,477,458
			負債合計	36,797,805
			株主資本	5,819,774
			資本金	3,500,000
			資本剰余金	3,500,000
			利益剰余金	△1,180,225
			その他利益剰余金	△1,180,225
			純資産合計	5,819,774
資産合計	42,617,579		負債・純資産合計	42,617,579

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	7,500,000
売上原価	5,544,060
販売費及び一般管理費	90,110
営業利益	1,865,828
営業外収益	32
営業外費用	107,999
経常利益	1,757,860
特別損失	133,460
税引前当期純利益	1,624,400
法人税、住民税及び事業税	266,883
法人税等調整額	204,000
当期純利益	1,153,516

第11期決算公告

令和８年４月28日
東京都渋谷区道玄坂二丁目16番４号
株式会社ヒュープロ
代表取締役　山本　玲奈

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	392,261
	固定資産	52,400
	合計	444,662
負債及び純資産の部	流動負債	277,121
	固定負債	33,218
	株主資本	134,321
	資本金	100,000
	資本剰余金	427,275
	資本準備金	297,337
	その他資本剰余金	129,937
	利益剰余金	△392,953
	その他利益剰余金	△392,953
	（うち当期純損失）	（402,031）
	合計	444,662

第 9 期 決 算 公 告

2026年４月28日

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

西品川一丁目地区市街地再開発事業株式会社

代表取締役　半澤　謙二

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	65,677	流動負債	59,158,457
固定資産	65,308,556	負債合計	59,158,457
		株主資本	6,215,776
		資本金	500
		利益剰余金	6,215,276
		その他利益剰余金	6,215,276
		純資産合計	6,215,776
資産合計	65,374,234	負債・純資産合計	65,374,234

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	5,121,558
売上原価	3,213,649
売上総利益	1,907,908
販売費及び一般管理費	26,189
営業利益	1,881,719
営業外収益	4
営業外費用	406,621
経常利益	1,475,102
税引前当期純利益	1,475,102
法人税、住民税及び事業税	503,895
法人税等調整額	7,000
当期純利益	964,206

第 8 期 決 算 公 告

令和８年３月19日

東京都千代田区内幸町一丁目２番２号

ＦｉｎＧｏ株式会社

代表取締役　栗原　　章

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	336,359
	固定資産	81,945
	資産合計	418,305
負債及び純資産の部	流動負債	83,088
	株主資本	335,217
	資本金	30,000
	利益剰余金	305,217
	その他利益剰余金	305,217
	（うち当期純利益）	(60,612)
	負債・純資産合計	418,305

第 11 期 決 算 公 告

令和８年３月30日

東京都港区芝四丁目10番１号

Ｑ．ＥＮＥＳＴホールディングス株式会社

代表取締役　張　　熙載

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,209	流動負債	7,779
固定資産	12,508	固定負債	2,865
		負債合計	10,644
		株主資本	9,073
		資本金	2,151
		資本剰余金	2,001
		資本準備金	2,001
		利益剰余金	4,921
		その他利益剰余金	4,921
		純資産合計	9,073
資産合計	19,717	負債・純資産合計	19,717

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
役務収益	421
売上総利益	421
販売費及び一般管理費	704
営業損失	283
営業外収益	236
営業外費用	296
経常損失	343
税引前当期純損失	343
法人税、住民税及び事業税	△109
法人税等調整額	0
当期純損失	233

第 26 期 決 算 公 告

令和８年３月19日

東京都千代田区内幸町一丁目２番２号

トランスファーネット株式会社

代表取締役　大澤　民枝

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,377,294
	固定資産	14,550
	資産合計	7,391,845
負債及び純資産の部	流動負債	6,967,591
	株主資本	424,253
	資本金	56,800
	資本剰余金	14,700
	資本準備金	14,700
	利益剰余金	352,753
	その他利益剰余金	352,753
	（うち当期純利益）	(71,500)
	負債・純資産合計	7,391,845

第 31 期 決 算 公 告

令和８年４月28日　　東京都港区虎ノ門２丁目３番17号

サハリン石油ガス開発株式会社

代表取締役社長　村松　秀浩

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	37,303	流動負債	3,456
固定資産	26,020	固定負債	24,161
有形固定資産	6	負債合計	27,617
無形固定資産	3	株主資本	35,707
投資その他の資産	26,011	資本金	22,592
		利益剰余金	13,115
		利益準備金	5,648
		その他利益剰余金	7,467
		純資産合計	35,707
資産合計	63,324	負債・純資産合計	63,324

損益計算書の要旨
（令和７年１月１日から　令和７年12月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	2,940
営業損失	2,940
営業外収益	13,764
営業外費用	2,568
経常利益	8,255
税引前当期純利益	8,255
法人税及び住民税	3,896
当期純利益	4,359

第 19 期 決 算 公 告

令和８年３月19日

東京都千代田区内幸町一丁目２番２号

給与賞与株式会社

代表取締役　長谷川　毅

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,481
	固定資産	3,000
	資産合計	6,481
負債及び純資産の部	流動負債	506
	株主資本	5,974
	資本金	1,000
	利益剰余金	4,974
	その他利益剰余金	4,974
	（うち当期純利益）	(538)
	負債・純資産合計	6,481

第 14 期 決 算 公 告

2026年４月28日

東京都千代田区大手町一丁目６番１号

協和キリン富士フイルムバイオロジクス株式会社

代表取締役社長　廣川　正王

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,301	流動負債	7,810
固定資産	659	固定負債	39,209
		負債合計	47,019
		株主資本	△24,058
		資本金	100
		利益剰余金	△24,158
		その他利益剰余金	△24,158
		純資産合計	△24,058
資産合計	22,960	負債・純資産合計	22,960

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	14,222
売上原価	7,098
売上総利益	7,124
販売費及び一般管理費	2,268
営業利益	4,855
営業外収益	108
営業外費用	476
経常利益	4,487
税引前当期純利益	4,487
法人税等	963
当期純利益	3,524

第６期決算公告　　令和８年３月24日

東京都台東区蔵前１－３－28

株式会社休日ハック

代表取締役社長　田中　和貴

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	252,291
	固定資産	193
	資産合計	252,485
負債及び純資産の部	流動負債	50,610
	賞与引当金	6,278
	役員賞与引当金	2,037
	株主資本	201,874
	資本金	80,100
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	41,774
	その他利益剰余金	41,774
	（うち当期純損失）	(99,754)
	負債・純資産合計	252,485

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百五十万円減少し、五百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

福島市南矢野目字中屋敷六二番地の九
株式会社アップアンドアップデザイン
代表取締役　鈴木　毅彦

第35期決算公告

令和８年４月28日
福島市南矢野目字中屋敷62番地の９
株式会社アップアンドアップデザイン
代表取締役　鈴木　毅彦

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	47,568
	固定資産	28,910
	合計	76,478
負債及び純資産の部	流動負債	37,308
	固定負債	17,355
	株主資本	21,814
	資本金	15,000
	利益剰余金	12,151
	その他利益剰余金	12,151
	（うち当期純利益）	(5,365)
	自己株式	△5,336
	合計	76,478

第17期決算公告

令和８年４月28日
東京都豊島区南大塚三丁目44番13号
ＧＬナビゲーション株式会社
代表取締役　神田　滋宣

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	406,729,100
	固定資産	102,634,644
	資産合計	509,363,744
負債及び純資産の部	流動負債	394,590,552
	固定負債	90,157,000
	株主資本	24,616,192
	資本金	90,000,000
	資本剰余金	81,201,000
	資本準備金	81,201,000
	利益剰余金	△145,534,808
	その他利益剰余金	△145,534,808
	（うち当期純利益）	(45,792,958)
	自己株式	△1,050,000
	負債・純資産合計	509,363,744

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九一七万一〇〇〇円減少し四四四三万一〇〇〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

岩手県北上市更木一六地割九九番地
株式会社さらき
代表取締役　山口　典男

第13期決算公告

令和８年４月28日
岩手県北上市更木16地割99番地
株式会社さらき
代表取締役　山口　典男

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	256,834
	固定資産	67,557
	合計	324,392
負債及び純資産の部	流動負債	61,427
	固定負債	97,956
	株主資本	174,176
	資本金	53,602
	利益剰余金	120,574
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	110,574
	うち当期純利益	88,613
	自己株式	△9,168
	合計	324,392

第３期決算公告

令和８年４月28日
東京都豊島区南大塚三丁目44番13号
ＧＬデジタルソリューションズ株式会社
代表取締役　神田　滋宣

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	56,939,089
	固定資産	27,134,449
	資産合計	84,073,538
負債及び純資産の部	流動負債	39,133,613
	株主資本	44,939,925
	資本金	20,000,000
	資本剰余金	14,349,980
	その他資本剰余金	14,349,980
	利益剰余金	10,589,945
	その他利益剰余金	10,589,945
	（うち当期純利益）	(9,780,982)
	負債・純資産合計	84,073,538

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです
（乙）確定した最終事業年度はありません

令和八年四月二十八日

千葉市若葉区若松町九八一番地四四四
（甲）株式会社小堀商会
代表取締役　小堀　達也
山形市大字十文字字天神東七七〇番地
（乙）株式会社ＹＭＣ
代表取締役　佐藤　隆彦

第66期決算公告

令和８年４月28日
千葉市若葉区若松町981番地44
株式会社小堀商会
代表取締役　小堀　達也

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	453,758
	固定資産	650,589
	合計	1,104,347
負債及び純資産の部	流動負債	375,258
	固定負債	687,652
	株主資本	41,437
	資本金	3,500
	利益剰余金	37,937
	その他利益剰余金	37,937
	（うち当期純利益）	(3,664)
	合計	1,104,347

第８期決算公告

令和８年４月28日
東京都港区赤坂四丁目７番15号
赤坂丹後ビル５階
ベンガル・リサーチ・ジャパン株式会社
代表取締役　朝倉　亜里

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,515
	固定資産	15,213
	資産合計	36,728
負債及び純資産の部	流動負債	7,815
	有給休暇引当金	4,995
	株主資本	28,913
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	18,913
	その他利益剰余金	18,913
	（うち当期純利益）	(3,895)
	負債・純資産合計	36,728

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都千代田区大手町一丁目二番一号
（甲）株式会社アイデミー
代表取締役　石川　聡彦
東京都千代田区大手町一丁目二番一号
（乙）株式会社トゥーアール
代表取締役　西畑　一馬

第10期決算公告

令和８年４月28日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
株式会社トゥーアール
代表取締役　西畑　一馬

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	111,866
	固定資産	2,731
	合計	114,597
負債及び純資産の部	流動負債	16,492
	賞与引当金	2,300
	株主資本	98,105
	資本金	3,000
	利益剰余金	95,105
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	94,355
	（うち当期純損失）	(11,793)
	合計	114,597

決算公告

2026年４月28日
東京都港区赤坂五丁目２番20号
ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社
代表取締役　戸村　泰二

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,752,297
	資産合計	1,752,297
負債及び純資産の部	流動負債	175,021
	株主資本	1,577,276
	資本金	100,000
	資本準備金	745,000
	利益準備金	6,250
	繰越利益剰余金	726,026
	（うち当期純利益）	(2,244)
	負債・純資産合計	1,752,297

第17期決算公告

令和８年４月28日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
株式会社まぼろし
代表取締役　小林　信次

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	157,068
	固定資産	8,047
	合計	165,115
負純資産及び部	流動負債	14,474
	固定負債	4,648
	退職給与引当金	4,648
	株主資本	145,991
	資本金	6,600
	利益剰余金	139,391
	利益準備金	1,650
	その他利益剰余金	137,741
	（うち当期純利益）	(1,204)
	合計	165,115

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
東京都千代田区大手町一丁目二番一号
（甲）株式会社アイデミー
代表取締役　石川　聡彦
東京都千代田区大手町一丁目二番一号
（乙）株式会社まぼろし
代表取締役　小林　信次

第21期決算公告

令和８年４月16日
東京都渋谷区神宮前一丁目５番１号
社会復帰サポート美祢株式会社
代表清算人　松本　直樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	275,025
	合計	275,025
負純資産及び部	流動負債	515
	株主資本	274,510
	資本金	103,000
	利益剰余金	171,510
	その他利益剰余金	171,510
	（うち当期純損失）	(28,428)
	合計	275,025

第５期決算公告

令和８年３月26日
東京都荒川区町屋１丁目38番16号
株式会社コミネ
代表取締役　阿知波直哉

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,250,885
	固定資産	7,804,883
	合計	10,055,768
負純資産及び部	流動負債	678,882
	固定負債	5,284,748
	株主資本	4,092,138
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,600,000
	資本準備金	1,850,000
	その他資本剰余金	1,750,000
	利益剰余金	392,138
	その他利益剰余金	392,138
	（うち当期純損失）	(13,204)
	合計	10,055,768

第５期決算公告

令和８年４月28日
東京都港区赤坂三丁目17番３号
Ｈ１０赤坂1016
ＡＸホールディングス株式会社
代表取締役　平本　嶺王

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,251
	固定資産	3,064
	合計	39,315
負純資産及び部	流動負債	8,894
	株主資本	30,421
	資本金	34,718
	利益剰余金	△4,297
	その他利益剰余金	△4,297
	（うち当期純利益）	(4,530)
	合計	39,315

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百七十一万八千七百五十七円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
東京都港区赤坂三丁目一七番三号
Ｈ１０赤坂１０１６
ＡＸホールディングス株式会社
代表取締役　平本　嶺王

第５期決算公告

令和８年４月28日
東京都千代田区一番町21番地
株式会社モニクル
代表取締役　原田　慎司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	543,921
	固定資産	626,337
	合計	1,170,258
負純資産及び部	流動負債	484,941
	固定負債	121,680
	株主資本	449,685
	資本金	490,010
	資本剰余金	850,617
	資本準備金	850,617
	利益剰余金	△890,942
	その他利益剰余金	△890,942
	（うち当期純利益）	(27,959)
	新株予約権	113,950
	合計	1,170,258

第８期決算公告

令和８年４月28日
東京都渋谷区猿楽町４番10号
株式会社ＳＴＡＲＢＡＳＥ
代表取締役　日髙良太郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,780,266,969
	固定資産	56,805,037
	合計	1,837,072,006
負純資産及び部	流動負債	1,190,128,442
	固定負債	94,759,100
	株主資本	552,184,464
	資本金	85,050,678
	資本剰余金	432,461,045
	資本準備金	257,444,099
	その他資本剰余金	175,016,946
	利益剰余金	34,672,741
	その他利益剰余金	34,672,741
	（うち当期純利益）	(3,260,349)
	合計	1,837,072,006

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＹＥＮ　ＴＯＷＮ　ＭＡＲＫＥＴ（住所東京都渋谷区猿楽町四番一〇号）に対して当社の「ＹＥＮ　ＴＯＷＮ　ＭＡＲＫＥＴ」事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十八日
東京都渋谷区猿楽町四番一〇号
株式会社ＳＴＡＲＢＡＳＥ
代表取締役　日髙良太郎

第12期決算公告

令和８年４月28日
東京都千代田区一番町21番地
株式会社モニクルリサーチ
代表取締役　泉田　良輔

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	343,765
	固定資産	15,384
	合計	359,150
負純資産及び部	流動負債	157,333
	賞与引当金	6,443
	固定負債	2,000
	株主資本	199,816
	資本金	90,000
	資本剰余金	999,494
	資本準備金	999,494
	利益剰余金	△889,677
	その他利益剰余金	△889,677
	（うち当期純損失）	(150,314)
	合計	359,150

第３期決算公告

令和８年４月28日
東京都港区六本木三丁目２番１号
株式会社Ａｌｇｏｍａｔｉｃ
代表取締役　大野　峻典

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	317,855,450
	固定資産	574,295,358
	資産合計	892,150,808
負純資産及び部	流動負債	242,830,140
	固定負債	1,350,000,000
	株主資本	△700,679,332
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	5,000,000
	資本準備金	5,000,000
	利益剰余金	△710,679,332
	その他利益剰余金	△710,679,332
	（うち当期純損失）	(431,239,906)
	負債・純資産合計	892,150,808

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＡＩ翻訳事業及びＡＩ音声合成事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
東京都港区六本木三丁目二番一号
（甲）株式会社ＫＯＷＲＯ
代表取締役　原田　祐二
東京都港区六本木三丁目二番一号
（乙）株式会社Ａｌｇｏｍａｔｉｃ
代表取締役　大野　峻典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百八十七万六千九百二十円減少し九千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都中央区築地七丁目三番一〇―一二〇三号

株式会社ＹＺ

代表取締役　安田　裕介

第８期決算公告　令和８年４月28日

東京都中央区築地七丁目３番10―1203号

株式会社ＹＺ

代表取締役　安田　裕介

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,873
	固定資産	476
	資産合計	**11,350**
負純資産債及のび部	流動負債	58,757
	固定負債	147,093
	株主資本	△194,544
	資本金	102,876
	資本剰余金	97,876
	資本準備金	97,876
	利益剰余金	△395,297
	その他利益剰余金	△395,297
	（うち当期純損失）	(55,762)
	新株予約権	44
	負債・純資産合計	**11,350**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都文京区大塚二丁目一四番九号

株式会社メバエガーデン

代表取締役　長島　寛人

第10期決算公告　令和８年４月28日

東京都文京区大塚二丁目14番９号

株式会社メバエガーデン

代表取締役　長島　寛人

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	245,283
	資産合計	**245,283**
負純資産債及のび部	流動負債	43,490,151
	負債合計	**43,490,151**
	株主資本	△43,244,868
	資本金	8,500,000
	資本剰余金	7,500,000
	資本準備金	7,500,000
	利益剰余金	△59,244,868
	その他利益剰余金	△59,244,868
	（うち当期純損失）	(395,592)
	純資産合計	**△43,244,868**
	負債・純資産合計	**245,283**

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲に確定した最終事業年度はなく、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都港区虎ノ門四丁目１番28号

虎ノ門タワーズオフィス17階

（甲）株式会社ＡＰ８６

代表取締役　東原　俊哉

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

虎ノ門タワーズオフィス一七階

（乙）株式会社マックスプランニング

代表取締役　東原　俊哉

最終貸借対照表　令和８年４月28日

東京都港区虎ノ門四丁目１番28号

虎ノ門タワーズオフィス17階

株式会社マックスプランニング

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	534,674
	固定資産	5,180,922
	合計	**5,715,596**
負純資産債及のび部	流動負債	15,260
	固定負債	19,088
	株主資本	5,681,247
	資本金	3,000
	資本剰余金	4,765,800
	その他資本剰余金	4,765,800
	利益剰余金	912,447
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	911,697
	（うち当期純利益）	(27,954)
	合計	**5,715,596**

第21期決算公告　令和８年４月28日

東京都千代田区永田町二丁目13番10号

ＰＧＩＭ リアルエステート・ジャパン株式会社

代表取締役　デイヴィッド・アレクサンダー・ファスベンダー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,971,842
	固定資産	172,594
	合計	**3,144,436**
負純資産債及のび部	流動負債	1,461,897
	固定負債	472,535
	退職給付引当金	101,367
	株主資本	1,210,004
	資本金	250,000
	利益剰余金	960,004
	その他利益剰余金	960,004
	（うち当期純利益）	(211,169)
	合計	**3,144,436**

第７期決算公告　令和８年４月28日

東京都千代田区一番町21番地

株式会社モニクルフィナンシャル

代表取締役　原田　慎司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	362,407
	固定資産	21,528
	合計	**383,936**
負純資産債及のび部	流動負債	236,269
	固定負債	411,908
	株主資本	△264,242
	資本金	493,402
	資本剰余金	490,402
	資本準備金	490,402
	利益剰余金	△1,248,046
	その他利益剰余金	△1,248,046
	（うち当期純損失）	(350,991)
	合計	**383,936**

第７期決算公告

令和８年４月28日

東京都港区赤坂一丁目11番44号

赤坂インターシティ５階

Mazars・Japan株式会社内

Great Eagle Japan株式会社

代表取締役　ロー・カー・シュイ

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,396
	合計	**5,396**
負純資産債及のび部	流動負債	645
	株主資本	4,751
	資本金	20,000
	利益剰余金	△15,248
	その他利益剰余金	△15,248
	（うち当期純損失）	(2,580)
	合計	**5,396**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十八日

東京都台東区上野五丁目一六番一号

（甲）株式会社冠碧

代表取締役　田中　応佳

東京都北区赤羽西一丁目三七番二号

（乙）有限会社晴章堂

代表取締役　田中　応佳

第45期決算公告

令和８年４月28日

東京都台東区上野五丁目16番１号

株式会社冠碧

代表取締役　田中　応佳

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	71,153
	固定資産	60,257
	合計	**131,410**
負純資産債及のび部	流動負債	10,667
	固定負債	77,673
	株主資本	43,070
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,070
	利益準備金	60
	その他利益剰余金	33,010
	（うち当期純利益）	(2,648)
	合計	**131,410**

第６期決算公告　令和８年４月28日

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

丸の内北口ビルディング９Ｆ

株式会社ＲＯＵＴＥ06

代表取締役　遠藤　崇史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	825,222
	固定資産	4,333
	合計	**829,555**
負純資産債及のび部	流動負債	52,401
	株主資本	728,953
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,611,403
	資本準備金	1,611,403
	利益剰余金	△982,449
	その他利益剰余金	△982,449
	（うち当期純損失）	(347,448)
	新株予約権	48,200
	合計	**829,555**

第58期決算公告

令和８年４月28日
宮城県柴田郡村田町大字村田字町181番地
株式会社田専
代表取締役　田山　専一

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	34,929,778
	固定資産	66,367,305
	合計	101,297,083
負純資産債及のび部	流動負債	3,636,900
	固定負債	757,918
	株主資本	96,902,265
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	76,902,265
	利益準備金	5,000,000
	任意積立金	46,000,000
	繰越利益剰余金	25,902,265
	（うち当期純利益）	(5,458,672)
	合計	101,297,083

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十日であり、株主総会の決議は令和八年四月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
宮城県柴田郡村田町大字村田字町一八一番地
代表取締役　株式会社田専
代表取締役　田山　専一

第4期決算公告

令和８年４月28日
東京都港区白金台三丁目10番10号
Dorchester Collection Japan株式会社
代表取締役　アフマド・ファール
ディーン・モド・アズラエ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,835,790
	固定資産	0
	合計	4,835,790
負純資産債及のび部	流動負債	120,373,642
	賞与引当金	4,088,292
	株主資本	△115,537,852
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△115,637,852
	その他利益剰余金	△115,637,852
	（うち当期純損失）	(45,488,751)
	合計	4,835,790

第18期決算公告

令和８年４月28日
横浜市都筑区佐江戸町2113―104号
株式会社サンライトホーム
代表取締役　前橋　伸治

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	81,086
	固定資産	33,591
	繰延資産	291
	合計	114,969
負純資産債及のび部	流動負債	26,722
	株主資本	88,247
	資本金	500
	利益剰余金	87,747
	その他利益剰余金	87,747
	（うち当期純利益）	(13,798)
	合計	114,969

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、株式会社サンライトホーム（乙）横浜市都筑区佐江戸町二一一三―一〇四号）のケアサービスにおける福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業に関する権利義務を承継することにいたしました。この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載の日刊工業新聞　令和七年九月三日掲載の二頁
（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
静岡県島田市中河七三七番地
株式会社ヤマシタ
代表取締役　山下　和洋

第2期決算公告

令和８年４月28日
東京都中央区京橋二丁目12番６号
ＡＯＪ税理士法人内
福岡大名ホテルシステムズ株式会社
代表取締役　出澤　貴人

貸借対照表の要旨（令和５年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,150,073
	固定資産	64,425
	合計	1,214,498
負純資産債及のび部	流動負債	1,034,138
	固定負債	161,500
	株主資本	18,859
	資本金	9,000
	利益剰余金	9,859
	その他利益剰余金	9,859
	（うち当期純利益）	(10,208)
	合計	1,214,498

第77期決算公告

令和８年４月28日
長野県佐久市茂田井2179番地
武重本家酒造株式会社
代表取締役　武重　有正

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	123,578
	固定資産	44,388
	繰延資産	0
	合計	167,966
負純資産債及のび部	流動負債	4,504
	固定負債	290,058
	株主資本	△126,596
	資本金	10,000
	利益剰余金	△136,596
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△136,596
	（うち当期純損失）	(38,465)
	合計	167,966

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
長野県佐久市茂田井二一七九番地
武重本家酒造株式会社
代表取締役　武重　有正

第3期決算公告

令和８年４月28日
東京都中央区京橋二丁目12番６号
ＡＯＪ税理士法人内
福岡大名ホテルシステムズ株式会社
代表取締役　出澤　貴人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,026,883
	固定資産	54,375
	合計	1,081,259
負純資産債及のび部	流動負債	699,563
	固定負債	182,000
	株主資本	199,695
	資本金	9,000
	利益剰余金	190,695
	その他利益剰余金	190,695
	（うち当期純利益）	(180,836)
	合計	1,081,259

第48期決算公告

令和８年４月28日
愛知県あま市七宝町伊福猿学35番地
株式会社中建サービス
代表取締役　山田　康志

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,501,855
	固定資産	3,288,488
	合計	5,790,344
負純資産債及のび部	流動負債	1,219,427
	固定負債	2,279,493
	株主資本	2,291,423
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,294,199
	利益準備金	550
	別途積立金	200,000
	繰越利益剰余金	2,093,649
	（うち当期純利益）	(489,666)
	自己株式	△12,776
	合計	5,790,344

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
愛知県あま市七宝町伊福猿学三五番地
（甲）株式会社中建サービスホールディングス
代表取締役　山田　康志
愛知県あま市七宝町伊福猿学三五番地
（乙）株式会社中建サービス
代表取締役　山田　康志

第7期決算公告

令和８年４月28日
東京都世田谷区南烏山６丁目33番１号
一般社団法人心臓弁膜症ネットワーク
代表理事　福原　　斉

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,574
	固定資産	—
	合計	5,574
負味債財及産びの正部	流動負債	1,344
	固定負債	—
	負債合計	1,344
	指定正味財産	—
	一般正味財産	4,230
	正味財産合計	4,230
	合計	5,574

第14期決算公告

令和８年３月31日

東京都港区六本木一丁目４番５号

一般社団法人データサイエンティスト協会

代表理事　高橋　隆史

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	173,659
	固定資産	1,330
	合計	174,989
負味債財及産びの正部	流動負債	6,168
	負債合計	6,168
	一般正味財産	168,820
	正味財産合計	168,820
	合計	174,989

第12期決算公告

令和８年４月28日

京都府京都市東山区祇園町北側347番地68

株式会社プレゼンスプロパティー

代表取締役　堂本　浩司

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	146,881
	固定資産	408,671
	資産合計	555,552
負純資産の債及び部	流動負債	97,339
	固定負債	336,957
	株主資本	121,255
	資本金	10,000
	利益剰余金	111,255
	その他利益剰余金	111,255
	（うち、当期純利益）	13,092
	負債・純資産合計	555,552

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するここや株式会社（住所　京都府京都市左京区岩倉中河原町二三七番地）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

京都府京都市東山区祇園町北側三四七番地六八

株式会社プレゼンスプロパティー

代表取締役　堂本　浩司

請求申出の催告

令和八年二月二十日開催の総代会において、出資配当を行う旨の議決をし、請求方法等を各組合員にお知らせしたところ、所在不明の組合員の存在が判明いたしました。

ついては、同お知らせを受け取られていない組合員並びに権利を有する方は、当組合まで、請求の申出をしてください。

令和八年四月二十八日

広島県世羅郡世羅町大字寺町二一一四番地

三共生活協同組合

代表理事　理事長　宮川　哲二

第14期決算公告　令和８年４月28日

神戸市中央区葺合町馬止１―10

マジカルビル

株式会社ペガサス

代表取締役　箕作　孝行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	49,338
	固定資産	158,858
	合計	208,196
負純資産の債及び部	流動負債	14,477
	固定負債	25,718
	株主資本	168,001
	資本金	1,000
	利益剰余金	167,001
	その他利益剰余金	167,001
	（うち当期純利益）	(7,842)
	合計	208,196

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ニューペガサス（住所神戸市中央区葺合町馬止一―一〇マジカルビル）に対して当社の不動産賃貸管理事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

神戸市中央区葺合町馬止一―一〇マジカルビル

株式会社ペガサス

代表取締役　箕作　孝行

第49期決算公告

令和８年３月27日

東京都千代田区大手町一丁目１番１号

大手町パークビルディング

株式会社横浜ＬＳＰ

代表取締役　田澤　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	749,131
	固定資産	355,210
	合計	1,104,341
負純資産の債及び部	流動負債	598,769
	固定負債	320,008
	株主資本	183,022
	資本金	30,000
	利益剰余金	153,022
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	148,022
	（うち当期純利益）	(194,327)
	評価・換算差額等	2,541
	合計	1,104,341

第２期決算公告

2026年３月25日　札幌市中央区北３条西４丁目１番１号

日本生命札幌ビル14階

株式会社ゼノラボ

代表取締役　金　容雨

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	552,073	流動負債	6,116
現金及び預金	544,401	固定負債	36,052
前払費用	7,053	負債合計	42,169
その他	618	株主資本	592,358
固定資産	82,454	資本金	1,000,000
有形固定資産	0	利益剰余金	△407,641
投資その他の資産	82,453	その他利益剰余金	△407,641
		純資産合計	592,358
資産合計	634,527	負債・純資産合計	634,527

損益計算書の要旨

（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	—
売上原価	—
売上総利益	—
販売費及び一般管理費	209,297
営業損失	209,297
営業外収益	828
営業外費用	19
経常損失	208,488
特別損失	146,001
税引前当期純損失	354,489
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	354,779

第12期決算公告

令和８年３月27日

東京都千代田区大手町一丁目１番１号

大手町パークビルディング

株式会社東京アクティー

代表取締役　井落　秀一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,059,739
	固定資産	437,085
	合計	2,496,825
負純資産の債及び部	流動負債	1,259,770
	固定負債	338,454
	株主資本	898,600
	資本金	80,000
	資本剰余金	80,600
	利益剰余金	738,000
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	718,000
	（うち当期純利益）	(327,596)
	合計	2,496,825

令和７年度決算公告

令和８年４月28日

札幌市厚別区厚別中央１条６丁目２番５号

社会医療法人交雄会メディカル

理事長　三井　慎也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	859,152	流動負債	739,198
固定資産	3,809,064	（賞与引当金）	(13,334)
有形固定資産	3,792,823	固定負債	5,365,696
無形固定資産	8,650	（退職給付引当金）	(90,928)
投資その他の資産	7,590	負債合計	6,104,894
		積立金	△1,436,677
		設立等積立金	116,489
		繰越利益積立金	△1,553,166
		純資産合計	△1,436,677
資産合計	4,668,216	負債・純資産合計	4,668,216

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
事業収益	2,673,718
本来業務	2,645,129
附帯業務	22,823
収益業務	5,766
事業費用	2,833,780
本来業務	2,797,914
附帯業務	31,925
収益業務	3,941
事業損失	160,061
事業外収益	412
事業外費用	40,248
経常損失	199,897
特別損益	—
法人税、住民税及び事業税	180
当期純損失	200,077

第 34 期 決 算 公 告

令和８年４月28日

石川県金沢市昭和町８番７号

株式会社シーエスシー

代表取締役　細川　勝人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	407,061
	固定資産	385,234
	合計	792,296
負債及び純資産の部	流動負債	155,609
	固定負債	39,563
	株主資本	597,123
	資本金	40,000
	利益剰余金	557,123
	その他利益剰余金	557,123
	（うち当期純利益）	(17,430)
	合計	792,296

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸・管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

石川県金沢市昭和町八番七号

（甲）株式会社ＣＳＣホールディングス

代表取締役　細川　勝人

石川県金沢市昭和町八番七号

（乙）株式会社シーエスシー

代表取締役　細川　勝人

決　算　公　告

令和８年４月28日

東京都青梅市新町五丁目33番地７
ＩＴＳＥビル

株式会社リンクスアーツ

代表取締役　村上　慶

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	621
	固定資産	212
	合計	833
負債及び純資産の部	流動負債	86
	固定負債	230
	株主資本	517
	資本金	80
	利益剰余金	437
	その他利益剰余金	437
	（うち当期純利益）	(93)
	合計	833

第 65 期 決 算 公 告

令和８年４月28日

石川県白山市横江町1726番地48

野村金属工業株式会社

代表取締役　野村　良史

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	306,844
	固定資産	310,202
	合計	617,046
負債及び純資産の部	流動負債	91,230
	固定負債	206,669
	株主資本	319,146
	資本金	30,000
	利益剰余金	289,146
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	281,646
	（うち当期純利益）	(36,270)
	合計	617,046

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年四月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

石川県白山市横江町一七二六番地四八

野村金属工業株式会社

代表取締役　野村　良史

第 14 期決算公告

令和８年３月27日

石川県金沢市専光寺町レ３番地18

株式会社アクティー

代表取締役　柳沢　竜二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,781,975
	固定資産	265,721
	合計	2,047,697
負債及び純資産の部	流動負債	888,451
	固定負債	163,218
	株主資本	996,008
	資本金	80,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	906,008
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	886,008
	（うち当期純利益）	(220,343)
	評価・換算差額等	19
	合計	2,047,697

第 29 期 決 算 公 告

令和８年４月28日

福島県安達郡大玉村大山字縫戸94番地

株式会社向山製作所

代表取締役　織田　裕子

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	106
	固定資産	451
	合計	557
負債及び純資産の部	流動負債	47
	固定負債	898
	株主資本	△388
	資本金	20
	利益剰余金	△408
	その他利益剰余金	△408
	（うち当期純損失）	(132)
	合計	557

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は丙の郡山エスパル店、大玉ベース及びファクトリー、桑野店、並びにネット卸・催事として運営する菓子製造・食品加工・販売（和菓子・洋菓子・喫茶）部門の事業に関する権利義務を承継し乙は丙の電子事業部門の事業に関する権利義務を承継し丙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

（丙）左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

福島県安達郡大玉村大山字新田八番地一

（甲）株式会社向山製作所

代表取締役　本名　創

福島県安達郡大玉村大山字縫戸九四番地

（乙）株式会社向山電子

代表取締役　高山　慎也

福島県安達郡大玉村大山字縫戸九四番地

（丙）株式会社向山製作所

代表取締役　織田　裕子

第 22 期決算公告

令和８年４月28日

横浜市保土ケ谷区岩間町２丁目120番地

株式会社ＣＴＭサプライ

代表取締役　脇本　実

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	298,567,104
	固定資産	40,294,038
	資産合計	338,861,142
負債及び純資産の部	流動負債	113,459,992
	固定負債	150,489,000
	負債合計	263,948,992
	株主資本	74,912,150
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	64,912,150
	その他利益剰余金	64,912,150
	（うち当期純利益）	(15,619,165)
	純資産合計	74,912,150
	負債・純資産合計	338,861,142

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の学校給食事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年五月二十八日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一三六頁（号外第一三九号）

（乙）次のとおりです。

令和八年四月二十八日

横浜市保土ケ谷区岩間町二丁目一二〇番地

（甲）ハーベストネクスト株式会社

代表取締役　脇本　実

横浜市保土ケ谷区岩間町二丁目一二〇番地

（乙）株式会社ＣＴＭサプライ

代表取締役　脇本　実

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://weeds-publicnotice.com

（乙）左記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十八日

大阪府茨木市西駅前町一三番二五号

（甲）株式会社ウィーズ

代表取締役　塩月　清和

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙）メディカルマネジメント株式会社

代表取締役　中村　清誉

愛知県半田市一本木町一丁目九番地二

（丙）有限会社ポエット

代表取締役　相羽　保寿

第４期決算公告

令和８年４月28日

兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号

メディカルマネジメント株式会社

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	92,810
	固定資産	142,620
	合計	235,430
負債及び純資産の部	流動負債	98,550
	固定負債	145,936
	株主資本	△ 9,057
	資本金	1
	利益剰余金	△ 9,058
	その他利益剰余金	△ 9,058
	（うち当期純損失）	(209)
	合計	235,430

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千四百九十九万七千百五十円（うち資本準備金とする額八千四百九十九万七千百五十円）、資本準備金の額を八億五千三百一万二千二百六十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都品川区西五反田三丁目六番三二号
ＴＥＲＲＡＣＥＳＩＴＥＧＯＴＡＮＤＡ
一階
シェルパ・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役　杉本　淳

最終貸借対照表

令和８年４月28日

東京都品川区西五反田三丁目６番32号
ＴＥＲＲＡＣＥＳＩＴＥＧＯＴＡＮＤＡ１階
シェルパ・アンド・カンパニー株式会社
代表取締役　杉本　淳

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,095,507	流動負債	256,650
固定資産	5,664	固定負債	223,372
繰延資産	837	株主資本	621,987
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,374,999
		資本準備金	1,374,999
		利益剰余金	△853,012
		その他利益剰余金	△853,012
		（うち当期純損失）	(383,472)
資産合計	1,102,009	負債・純資産合計	1,102,009

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五百万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都港区西新橋三丁目一五番一二号
西新橋ＪＫビル七階
株式会社Ｓ．Ｉ．Ｍ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　キム・ハンサン

第３期決算公告

令和８年４月28日

東京都港区西新橋三丁目15番12号西新橋ＪＫビル７階

株式会社Ｓ．Ｉ．Ｍ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　キム・ハンサン

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	157,299	流動負債	41,619
固定資産	154,607	固定負債	14,382
		退職給付引当金	14,382
		株主資本	255,904
		資本金	400,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	△244,095
		その他利益剰余金	△244,095
		（うち当期純損失）	(174,219)
合計	311,906	合計	311,906

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社久住商会（住所新潟県見附市福島町三六三番地五）に対して当社のリース事業、自動車販売及び整備事業、損害保険代理事業、生命保険の募集に関する事業並びに不動産賃貸事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

新潟県見附市新幸町四番三号
株式会社クスミ
代表取締役　田邉　清

第53期決算公告

令和８年４月28日　新潟県見附市新幸町４番３号

株式会社クスミ

代表取締役　田邉　清

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	385,242	流動負債	759,984
固定資産	1,343,284	賞与引当金	24,342
		固定負債	206,176
		株主資本	762,366
		資本金	48,000
		資本剰余金	112,800
		資本準備金	112,800
		利益剰余金	601,566
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	591,566
		（うち当期純利益）	(68,554)
合計	1,728,527	合計	1,728,527

第45期決算公告　令和８年４月28日
福井県丹生郡越前町厨第７号13番地
有限会社いまい旅館
取締役　今井　一成

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,670
	固定資産	28,682
	資産合計	32,352
負純資産債及びの部	流動負債	2,765
	固定負債	22,806
	株主資本	6,780
	資本金	20,000
	利益剰余金	△13,219
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△18,219
	別途積立金	7,000
	繰越利益剰余金	△25,219
	（うち当期純利益）	(△8,208)
	負債・純資産合計	32,352

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十五日であり、株主総会の決議は、令和八年四月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
福井県丹生郡越前町厨第七号一三番地
有限会社いまい旅館
取締役　今井　一成

第34期決算公告　令和８年３月27日
石川県金沢市専光寺町レ３番地18
株式会社福井アクティー
代表取締役　松田　晶晴

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	736,001
	固定資産	169,126
	合計	905,128
負純資産債及びの部	流動負債	464,233
	固定負債	89,974
	株主資本	350,920
	資本金	30,000
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	270,920
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	263,420
	（うち当期純利益）	(68,344)
	合計	905,128

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
宮城県仙台市青葉区小田原五丁目三番一二号
（甲）株式会社後藤
代表取締役　後藤　大輔
宮城県仙台市泉区朴沢字鳥居原一四番地の六
（乙）ビッグボーイズ株式会社
代表取締役　後藤　陽子

第19期決算公告

令和８年４月28日
宮城県仙台市泉区朴沢字鳥居原14番地の６
ビッグボーイズ株式会社
代表取締役　後藤　陽子

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,718
	固定資産	63
	合計	23,781
負純資産債及びの部	流動負債	18,920
	株主資本	4,861
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,861
	その他利益剰余金	3,861
	（うち当期純利益）	(3,861)
	合計	23,781

第65期決算公告

令和８年４月28日
宮城県仙台市青葉区小田原五丁目３番12号
株式会社後藤
代表取締役　後藤　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	148,707
	固定資産	152,277
	合計	300,984
負純資産債及びの部	流動負債	177,559
	固定負債	48,167
	株主資本	75,258
	資本金	10,000
	利益剰余金	65,258
	利益準備金	395
	その他利益剰余金	64,863
	（うち当期純利益）	(64,863)
	合計	300,984

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
宮城県仙台市泉区朴沢字鳥居原一四番地
（甲）株式会社後藤
代表取締役　後藤　大輔
宮城県仙台市青葉区小田原五丁目三番一二号
（乙）ビッグボーイズ株式会社
代表取締役　後藤　陽子

第13期決算公告

令和８年４月28日
仙台市宮城野区萩野町三丁目20番地の２
株式会社ビジュー
代表取締役　菊池　博子

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,477
	固定資産	255
	繰延資産	188
	合計	5,920
負純資産債及びの部	流動負債	21,239
	固定負債	18,005
	株主資本	△33,323
	資本金	3,000
	利益剰余金	△36,323
	その他利益剰余金	△36,323
	（うち当期純損失）	(3,552)
	合計	5,920

第18期決算公告

令和８年４月28日
仙台市宮城野区萩野町三丁目20番地の２
イーストポンド株式会社
代表取締役　菊池　和伸

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,715
	固定資産	46,799
	合計	78,514
負純資産債及びの部	流動負債	25,640
	固定負債	114,690
	株主資本	△61,816
	資本金	8,000
	利益剰余金	△69,816
	その他利益剰余金	△69,816
	（うち当期純利益）	(3,369)
	合計	78,514

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
仙台市宮城野区萩野町三丁目二〇番地の二
（甲）イーストポンド株式会社
代表取締役　菊池　和伸
仙台市宮城野区萩野町三丁目二〇番地の二
（乙）株式会社ビジュー
代表取締役　菊池　博子

第37期決算公告

令和８年４月28日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目２番７号
トゥエンティファースト株式会社
代表取締役　久保　宗大

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,452,722
	固定資産	426,103
	投資その他の資産	337,138
	資産合計	2,215,965
負純資産債及びの部	流動負債	788,355
	固定負債	543,780
	株主資本	883,829
	資本金	40,000
	利益剰余金	843,829
	利益準備金	10,000
	繰越利益剰余金	833,829
	（うち当期純利益）	(134,161)
	負債・純資産合計	2,215,965

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＴＦＧ２株式会社（住所東京都渋谷区渋谷一丁目一五番二一号ポーラ渋谷ビル七階）に対して当社が保有する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目二番七号
トゥエンティファースト株式会社
代表取締役　久保　宗大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十六日
掲載頁　一八八頁（号外第五十三号）

令和八年四月二十八日
東京都渋谷区恵比寿西一丁目二番七号
（甲）トゥエンティファースト株式会社
代表取締役　久保　宗大
東京都港区南青山三丁目八番四〇号青山センタービル二階
（乙）株式会社インペリアル
代表取締役　久保　宗大

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

名古屋市中村区名駅四丁目二二番二二号

（甲）株式会社ブレイン・ゲートプラス

代表取締役　久次米宏明

名古屋市中村区名駅四丁目二二番二二号

（乙）株式会社ブレイン・パートナーズ

代表取締役　佐野　泰紳

第3期決算公告

令和8年4月28日

名古屋市中村区名駅四丁目22番22号

株式会社ブレイン・ゲートプラス

代表取締役　久次米宏明

貸借対照表の要旨（令和7年7月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	186,818
	固定資産	8,752
	資産合計	195,571
負純資産及び債の部	流動負債	59,133
	株主資本	136,437
	資本金	10,000
	資本剰余金	203,983
	その他資本剰余金	203,983
	利益剰余金	△77,545
	その他利益剰余金	△77,545
	（うち当期純損失）	(27,708)
	負債・純資産合計	195,571

第17期決算公告

令和8年4月28日

名古屋市中村区名駅四丁目22番22号

株式会社ブレイン・パートナーズ

代表取締役　佐野　泰紳

貸借対照表の要旨（令和8年1月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,407
	資産合計	12,407
負純資産及び債の部	流動負債	21,455
	固定負債	1,645
	株主資本	△10,693
	資本金	10,000
	利益剰余金	△20,693
	その他利益剰余金	△20,693
	（うち当期純利益）	(125)
	負債・純資産合計	12,407

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

愛知県名古屋市中区栄五丁目一〇番一四号ルイ栄二〇二

（甲）彩宏株式会社

代表取締役　黄　振海

愛知県名古屋市中区栄五丁目一〇番一四号ルイ栄四〇一

（乙）株式会社扶桑

代表取締役　黄　振海

第1期決算公告

令和8年4月28日

愛知県名古屋市中区栄五丁目10番14号ルイ栄202

彩宏株式会社

代表取締役　黄　振海

貸借対照表の要旨

（令和7年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,529,143
	固定資産	0
	合計	8,529,143
負純資産及び債の部	流動負債	612,541
	固定負債	5,170,000
	株主資本	2,746,602
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△2,253,398
	その他利益剰余金	△2,253,398
	（うち当期純損失）	(2,253,398)
	合計	8,529,143

第1期決算公告

令和8年4月28日

愛知県名古屋市中区栄五丁目10番14号ルイ栄401

株式会社扶桑

代表取締役　黄　振海

貸借対照表の要旨

（令和7年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,462,724
	固定資産	0
	合計	2,462,724
負純資産及び債の部	流動負債	33,039
	固定負債	0
	株主資本	2,429,685
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△2,570,315
	その他利益剰余金	△2,570,315
	（うち当期純損失）	(2,570,315)
	合計	2,462,724

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

京都市下京区油小路通木津屋橋下る北不動堂町五二二番地

（甲）株式会社山村

代表取締役　平　義樹

京都市伏見区竹田浄菩提院町二二二番地

（乙）株式会社ヤマムラ

代表取締役　平　義樹

第36期決算公告

令和8年4月28日

京都市下京区油小路通木津屋橋下る北不動堂町522番地

株式会社山村

代表取締役　平　義樹

貸借対照表の要旨（令和7年8月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	129,929
	固定資産	46,956
	合計	176,885
負純資産及び債の部	流動負債	90,690
	固定負債	129,471
	株主資本	△ 43,276
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 53,276
	その他利益剰余金	△ 53,276
	（うち当期純利益）	(11,789)
	合計	176,885

第12期決算公告

令和8年4月28日

京都市伏見区竹田浄菩提院町222番地

株式会社ヤマムラ

代表取締役　平　義樹

貸借対照表の要旨

（令和7年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	111,770
	固定資産	21,577
	合計	133,347
負純資産及び債の部	流動負債	62,720
	固定負債	69,020
	株主資本	1,607
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 1,392
	その他利益剰余金	△ 1,392
	（うち当期純損失）	(793)
	合計	133,347

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十八日

大阪市淀川区西宮原一丁目八番一〇号

（甲）三和ペイント株式会社

代表取締役　木原　史貴

沖縄県浦添市伊祖二丁目一番二号

（乙）三和ペイント沖縄株式会社

代表取締役　大内　芳孝

第18期決算公告

令和8年4月28日

大阪市淀川区西宮原一丁目8番10号

三和ペイント株式会社

代表取締役　木原　史貴

貸借対照表の要旨

（令和7年11月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,577,788,616
	固定資産	686,388,219
	資産合計	2,264,176,835
負純資産及び債の部	流動負債	884,540,997
	固定負債	294,249,010
	株主資本	1,085,386,828
	資本金	9,500,000
	利益剰余金	1,075,886,828
	その他利益剰余金	1,075,886,828
	（うち当期純利益）	(52,065,906)
	負債・純資産合計	2,264,176,835

第15期決算公告

令和8年4月28日

沖縄県浦添市伊祖二丁目1番2号

三和ペイント沖縄株式会社

代表取締役　大内　芳孝

貸借対照表の要旨

（令和7年5月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	98,239,042
	固定資産	5,927,125
	資産合計	104,166,167
負純資産及び債の部	流動負債	50,636,323
	固定負債	58,577,000
	株主資本	△5,047,156
	資本金	7,500,000
	利益剰余金	△12,547,156
	その他利益剰余金	△12,547,156
	（うち当期純損失）	(21,494,630)
	負債・純資産合計	104,166,167

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都渋谷区東一丁目二八番一一号
（甲）アンダーランド株式会社
代表取締役　猪原　勇

東京都渋谷区東一丁目二八番一一号
（乙）イーストランド株式会社
代表取締役　猪原　勇

第11期決算公告　令和８年４月28日

東京都渋谷区東一丁目28番11号
アンダーランド株式会社
代表取締役　猪原　勇

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,446
	固定資産	382,254
	資産合計	389,700
負純資債及産のび部	流動負債	46,536
	固定負債	287,667
	負債合計	334,204
	株主資本	55,497
	資本金	100
	利益剰余金	55,397
	その他利益剰余金	55,397
	（うち当期純利益）	(8,412)
	純資産合計	55,497
	負債・純資産合計	389,700

第11期決算公告　令和８年４月28日

東京都渋谷区東一丁目28番11号
イーストランド株式会社
代表取締役　猪原　勇

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,206
	固定資産	652,079
	資産合計	662,285
負純資債及産のび部	流動負債	8,081
	固定負債	595,814
	負債合計	603,895
	株主資本	58,390
	資本金	100
	利益剰余金	58,290
	その他利益剰余金	58,290
	（うち当期純利益）	(13,447)
	純資産合計	58,390
	負債・純資産合計	662,285

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都中央区日本橋人形町二丁目三四番八号人形町ＷＩＮＧビル六階
（甲）ジョジョクリエイツ株式会社
代表取締役　山田　清彦

千葉県白井市根一一六番地の二
（乙）株式会社桜花爛漫
代表取締役　山田　清彦

第４期決算公告

令和８年４月28日
東京都中央区日本橋人形町二丁目34番８号
人形町ＷＩＮＧビル６階
ジョジョクリエイツ株式会社
代表取締役　山田　清彦

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	908,933
	固定資産	53,801
	合計	962,735
負純資債及産のび部	流動負債	884,826
	固定負債	1,786
	株主資本	76,123
	資本金	40,000
	利益剰余金	36,123
	その他利益剰余金	36,123
	（うち当期純利益）	(15,155)
	合計	962,735

第７期決算公告

令和８年４月28日
千葉県白井市根116番地の２
株式会社桜花爛漫
代表取締役　山田　清彦

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,598
	固定資産	5,639
	繰延資産	251
	合計	23,488
負純資債及産のび部	流動負債	122,833
	固定負債	150
	株主資本	△99,495
	資本金	5,000
	利益剰余金	△104,495
	その他利益剰余金	△104,495
	（うち当期純損失）	(13,543)
	合計	23,488

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都大田区東雪谷二丁目二八番一五号
（甲）株式会社ドクターマノメディカルラボ通販
代表取締役　馬野　晃一

東京都大田区東雪谷二丁目二八番一五号
（乙）株式会社ドクターマノメディカルラボ
代表取締役　馬野　千恵

第34期決算公告

令和８年４月28日
東京都大田区東雪谷二丁目28番15号
株式会社ドクターマノメディカルラボ通販
代表取締役　馬野　晃一

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	236,077
	固定資産	37,425
	合計	273,502
負純資債及産のび部	流動負債	3,244
	固定負債	—
	株主資本	270,259
	資本金	10,000
	利益剰余金	260,259
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	260,259
	（うち当期純利益）	(5,535)
	合計	273,502

第25期決算公告

令和８年４月28日
東京都大田区東雪谷二丁目28番15号
株式会社ドクターマノメディカルラボ
代表取締役　馬野　千恵

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,270
	固定資産	344,493
	合計	374,763
負純資債及産のび部	流動負債	86,972
	固定負債	458
	株主資本	287,333
	資本金	10,000
	利益剰余金	277,333
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	274,833
	（うち当期純利益）	(16,156)
	合計	374,763

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都大田区東雪谷二丁目二八番一五号
（甲）株式会社ドクターマノコスメティクス
代表取締役　馬野　晃一

東京都渋谷区恵比寿一丁目八番一号
（乙）株式会社イーエムカンパニー
代表取締役　馬野　晃一

第39期決算公告

令和８年４月28日
東京都大田区東雪谷二丁目28番15号
株式会社ドクターマノコスメティクス
代表取締役　馬野　晃一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	70,925
	固定資産	946,177
	合計	1,017,102
負純資債及産のび部	流動負債	163,511
	固定負債	314
	株主資本	853,277
	資本金	10,000
	利益剰余金	843,277
	利益準備金	570
	その他利益剰余金	842,707
	（うち当期純利益）	(17,043)
	合計	1,017,102

第37期決算公告

令和８年４月28日
東京都渋谷区恵比寿一丁目８番１号
株式会社イーエムカンパニー
代表取締役　馬野　晃一

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	476,751
	固定資産	1,240,056
	合計	1,716,807
負純資債及産のび部	流動負債	23,694
	固定負債	1,250
	株主資本	1,691,863
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,681,863
	利益準備金	605
	その他利益剰余金	1,681,258
	（うち当期純利益）	(66,090)
	合計	1,716,807

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都大田区東糀谷五丁目五番八号

（甲）株式会社セイコー社

代表取締役　添川　隆司

東京都大田区東糀谷五丁目五番八号

（乙）ＳＫＳ株式会社

代表取締役　増永　陽一

決　算　公　告　令和８年４月28日

東京都大田区東糀谷五丁目５番８号

株式会社セイコー社

代表取締役　添川　隆司

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	432,492
	固定資産	99,506
	合計	531,999
負純資産債及の部	流動負債	73,713
	株主資本	458,286
	資本金	10,500
	利益剰余金	447,786
	その他利益剰余金	447,786
	（うち当期純利益）	(25,530)
	合計	531,999

決　算　公　告　令和８年４月28日

東京都大田区東糀谷五丁目５番８号

ＳＫＳ株式会社

代表取締役　増永　陽一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,096
	固定資産	540,153
	合計	545,250
負純資産債及の部	流動負債	3,304
	固定負債	220,000
	株主資本	321,945
	資本金	10,500
	資本剰余金	318,100
	資本準備金	2,625
	その他資本剰余金	315,475
	利益剰余金	△6,654
	その他利益剰余金	△6,654
	（うち当期純損失）	(3,127)
	合計	545,250

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都杉並区西荻北三丁目二二番二一号Ｎｏｒｄ西荻窪一〇二

（甲）エータイ化学株式会社

代表取締役　西村永太郎

東京都杉並区西荻北三丁目二二番二一号Ｎｏｒｄ西荻窪一〇二

（乙）富士化製袋株式会社

代表取締役　西村永太郎

第55期決算公告　令和８年４月28日

東京都杉並区西荻北三丁目22番21号Ｎｏｒｄ西荻窪102

エータイ化学株式会社

代表取締役　西村永太郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	289,939
	固定資産	320,835
	繰延資産	136
	合計	610,910
負純資産債及の部	流動負債	83,675
	株主資本	527,235
	資本金	10,000
	利益剰余金	517,235
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	507,235
	（うち当期純損失）	(84,138)
	合計	610,910

第55期決算公告　令和８年４月28日

東京都杉並区西荻北三丁目22番21号Ｎｏｒｄ西荻窪102

富士化製袋株式会社

代表取締役　西村永太郎

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	155,468
	固定資産	237,612
	合計	393,080
負純資産債及の部	流動負債	34,591
	株主資本	358,488
	資本金	10,000
	利益剰余金	348,488
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	336,488
	（うち当期純損失）	(7,041)
	合計	393,080

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

長野県北安曇郡白馬村大字北城五六〇二番地一

（甲）株式会社リゾート・ジャパン

代表取締役　ジョセフ・リグビー

長野県北安曇郡白馬村大字神城二七四二五番地一二五

（乙）株式会社レイクサイド

代表取締役　ジョセフ・リグビー

第22期決算公告　令和８年４月28日

長野県北安曇郡白馬村大字北城5602番地１

株式会社リゾート・ジャパン

代表取締役　ジョセフ・リグビー

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	148,557
	固定資産	1,027,218
	合計	1,175,776
負純資産債及の部	流動負債	570,075
	固定負債	498,932
	株主資本	106,769
	資本金	3,000
	利益剰余金	103,769
	その他利益剰余金	103,769
	（うち当期純利益）	(109)
	合計	1,175,776

第8期決算公告　令和８年４月28日

長野県北安曇郡白馬村大字神城27425番地125

株式会社レイクサイド

代表取締役　ジョセフ・リグビー

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,903
	固定資産	192,828
	繰延資産	279
	合計	198,011
負純資産債及の部	流動負債	71
	固定負債	249,840
	株主資本	△51,900
	資本金	10,000
	利益剰余金	△61,900
	その他利益剰余金	△61,900
	（うち当期純損失）	(6,391)
	合計	198,011

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙、丙、丁、戊及び己）

https://couleurcourt-okazaki.com/p

令和八年四月二十八日

名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号三晃社ビル三階

（甲）株式会社アフェクトホールディングス

代表取締役　末友　啓支

名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号三晃社ビル三階

（乙）株式会社クルール岡崎

代表取締役　阿部　博宣

名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号三晃社ビル三階

（丙）株式会社クルール各務原

代表取締役　服部　光秀

名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号三晃社ビル三階

（丁）株式会社クルール岐阜

代表取締役　末友　志穂

名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号三晃社ビル三階

（戊）株式会社クルール尾張

代表取締役　国井　真志

名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号三晃社ビル三階

（己）株式会社クルール豊田

代表取締役　国井　真志

第14期決算公告　令和８年４月28日

名古屋市中区丸の内三丁目20番９号三晃社ビル３階

株式会社アフェクトホールディングス

代表取締役　末友　啓支

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	771,548
	固定資産	336,282
	繰延資産	229
	合計	1,108,060
負純資産債及の部	流動負債	643,467
	固定負債	297,838
	株主資本	166,754
	資本金	1,000
	利益剰余金	165,754
	その他利益剰余金	165,754
	（うち当期純損失）	(21,310)
	合計	1,108,060

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

名古屋市中区栄一丁目一六番一六号チサンマンション栄六〇三号室

（甲）東柏株式会社

代表取締役　東柏　由興

名古屋市中区栄一丁目一六番一六号チサンマンション栄六〇三号室

（乙）株式会社東商会

代表取締役　東柏　由興

決　算　公　告　　令和８年４月28日

名古屋市中区栄一丁目16番16号
チサンマンション栄603号室

東柏株式会社

代表取締役　東柏　由興

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	277,067
	固定資産	3,206,158
	合計	3,483,226
負純資産及び債の部	流動負債	54,166
	固定負債	886,326
	株主資本	2,542,733
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,532,733
	その他利益剰余金	2,532,733
	（うち当期純利益）	(75,317)
	合計	3,483,226

決　算　公　告　　令和８年４月28日

名古屋市中区栄一丁目16番16号
チサンマンション栄603号室

株式会社東商会

代表取締役　東柏　由興

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,334
	固定資産	64,437
	合計	107,772
負純資産及び債の部	流動負債	3,592
	固定負債	87,483
	株主資本	16,696
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,696
	その他利益剰余金	6,696
	（うち当期純利益）	(7,073)
	合計	107,772

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

大阪市北区豊崎三丁目一九番三号ピアスタワー一二階

（甲）株式会社ｉｒｏｄａｓ

代表取締役　渡辺　健太

東京都渋谷区代々木一丁目三〇―一五天翔代々木ビルＳ四〇二―Ｃ号室

（乙）株式会社テクシュー

代表取締役　内木　雄登

第８期決算公告　　令和８年４月28日

大阪市北区豊崎三丁目19番３号
ピアスタワー12階

株式会社ｉｒｏｄａｓ

代表取締役　渡辺　健太

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,119,014
	固定資産	151,895
	合計	1,270,909
負純資産及び債の部	流動負債	472,529
	固定負債	461,031
	株主資本	337,349
	資本金	10,000
	利益剰余金	327,349
	その他利益剰余金	327,349
	（うち当期純利益）	(117,040)
	合計	1,270,909

第１期決算公告　　令和８年４月28日

東京都渋谷区代々木一丁目30―15
天翔代々木ビルＳ402―Ｃ号室

株式会社テクシュー

代表取締役　内木　雄登

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,438
	固定資産	248
	繰延資産	549
	合計	34,236
負純資産及び債の部	流動負債	2,940
	固定負債	14,286
	株主資本	17,009
	資本金	26,577
	利益剰余金	△9,567
	その他利益剰余金	△9,567
	（うち当期純損失）	(9,567)
	合計	34,236

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十五日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

奈良県生駒郡三郷町立野北二丁目九番七号

（甲）株式会社瀬川商事

代表取締役　瀬川　敬永

奈良県生駒郡三郷町立野北二丁目九番七号

（乙）藪根メンテナンス株式会社

代表取締役　瀬川　敬永

第３期決算公告

令和８年４月28日

奈良県生駒郡三郷町立野北二丁目９番７号

株式会社瀬川商事

代表取締役　瀬川　敬永

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	14,560
	固定資産	26,050
	合計	40,610
負純資産及び債の部	流動負債	26,010
	賞与引当金	40
	固定負債	6,220
	株主資本	8,380
	資本金	9,000
	利益剰余金	△620
	その他利益剰余金	△620
	（うち当期純損失）	(5,887)
	合計	40,610

第２期決算公告

令和８年４月28日

奈良県生駒郡三郷町立野北二丁目９番７号

藪根メンテナンス株式会社

代表取締役　瀬川　敬永

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,930
	固定資産	1,636
	繰延資産	486
	合計	5,052
負純資産及び債の部	流動負債	11,176
	固定負債	4,293
	株主資本	△10,417
	資本金	8,000
	利益剰余金	△18,417
	その他利益剰余金	△18,417
	（うち当期純損失）	(10,834)
	合計	5,052

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

石川県白山市尾添イ五五番地

（甲）株式会社ＹＡＭＡＺＡＫＩＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　山﨑　貴文

石川県金沢市桜田町一丁目五九番地

（乙）株式会社荒木石油店

代表取締役　山﨑　貴文

第６期決算公告　　令和８年４月28日

石川県白山市尾添イ55番地

株式会社
ＹＡＭＡＺＡＫＩＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　山﨑　貴文

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,859
	固定資産	798,905
	合計	818,764
負純資産及び債の部	流動負債	6,611
	固定負債	45,791
	株主資本	766,360
	資本金	8,000
	資本剰余金	750,159
	利益剰余金	8,200
	利益準備金	2,800
	その他利益剰余金	5,400
	（うち当期純利益）	(6,489)
	合計	818,764

第53期決算公告

令和８年４月28日

石川県金沢市桜田町一丁目59番地

株式会社荒木石油店

代表取締役　山﨑　貴文

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,694
	固定資産	70,560
	合計	74,254
負純資産及び債の部	流動負債	182
	固定負債	2,159
	株主資本	71,912
	資本金	14,000
	利益剰余金	57,912
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	54,412
	（うち当期純損失）	(87,951)
	合計	74,254

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

石川県加賀市山中温泉二天町ホ四〇番地一
（甲）宮本産業株式会社
代表取締役　宮本　昌和

石川県加賀市山中温泉二天町ホ四〇番地一
（乙）株式会社宮本商事
代表取締役　宮本　峰幸

第46期決算公告

令和8年4月28日
石川県加賀市山中温泉二天町ホ40番地1
株式会社宮本商事
代表取締役　宮本　峰幸

貸借対照表の要旨（令和7年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,143
	固定資産	15,496
	合計	43,639
負債及び純資産の部	流動負債	158
	固定負債	—
	株主資本	43,481
	資本金	10,000
	利益剰余金	33,481
	利益準備金	3,110
	その他利益剰余金	30,371
	（うち当期純利益）	(56)
	合計	43,639

第56期決算公告　令和8年4月28日
石川県加賀市山中温泉二天町ホ40番地1
宮本産業株式会社
代表取締役　宮本　昌和

貸借対照表の要旨（令和7年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	258,698
	固定資産	328,227
	合計	586,925
負債及び純資産の部	流動負債	242,877
	（うち賞与引当金）	(2,780)
	固定負債	128,941
	株主資本	215,107
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,200
	利益剰余金	201,907
	利益準備金	13,030
	その他利益剰余金	188,877
	（うち当期純損失）	(17,766)
	合計	586,925

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

福岡市博多区千代二丁目二番四三―一〇一号
（甲）株式会社慶州
代表取締役　岩田　正信

福岡市博多区千代二丁目二番四三―一〇一号
（乙）株式会社K・Iコーポレーション
代表取締役　岩田　正信

第34期決算公告

令和8年4月28日
福岡市博多区千代二丁目2番43―101号
株式会社慶州
代表取締役　岩田　正信

貸借対照表の要旨（令和7年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	504,650
	固定資産	2,135,423
	合計	2,640,074
負債及び純資産の部	流動負債	124,124
	固定負債	2,341,802
	株主資本	174,146
	資本金	10,000
	利益剰余金	164,146
	その他利益剰余金	164,146
	（うち当期純利益）	(81,943)
	合計	2,640,074

第14期決算公告

令和8年4月28日
福岡市博多区千代二丁目2番43―101号
株式会社K・Iコーポレーション
代表取締役　岩田　正信

貸借対照表の要旨（令和7年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	32,947
	固定資産	178,475
	合計	211,422
負債及び純資産の部	流動負債	13,598
	固定負債	172,327
	株主資本	25,496
	資本金	3,000
	利益剰余金	22,496
	その他利益剰余金	22,496
	（うち当期純利益）	(32,540)
	合計	211,422

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

佐賀県鳥栖市姫方町一六六〇番地
（甲）株式会社福岡ソノリク
代表取締役　園田　壽俊

横浜市鶴見区大黒埠頭六番地丸全昭和運輸株式会社ビル四階
（乙）インターハーベストジャパン株式会社
代表取締役　園田　壽俊

第34期決算公告

令和8年4月28日
佐賀県鳥栖市姫方町1660番地
株式会社福岡ソノリク
代表取締役　園田　壽俊

貸借対照表の要旨（令和7年5月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,780,839
	固定資産	8,414,490
	合計	13,195,330
負債及び純資産の部	流動負債	6,153,643
	固定負債	5,029,389
	株主資本	2,012,296
	資本金	67,500
	利益剰余金	1,944,796
	利益準備金	16,875
	その他利益剰余金	1,927,921
	（うち当期純利益）	(121,242)
	合計	13,195,330

第10期決算公告

令和8年4月28日
横浜市鶴見区大黒埠頭6番地丸全昭和運輸株式会社ビル4階
インターハーベストジャパン株式会社
代表取締役　園田　壽俊

貸借対照表の要旨（令和7年5月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	269,661
	固定資産	4,021
	合計	273,683
負債及び純資産の部	流動負債	92,223
	固定負債	64,162
	株主資本	117,297
	資本金	60,000
	利益剰余金	57,297
	その他利益剰余金	57,297
	（うち当期純利益）	(49,758)
	合計	273,683

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するK2合同会社（住所川崎市高津区溝口一丁目一三番一三号）に対して当社の海外投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

川崎市高津区北見方二丁目四番三号
丸広興業株式会社
代表取締役　田辺　広司

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社gata（住所川崎市高津区北見方二丁目四番一号）に対して当社の不動産賃貸業及び資産管理事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

川崎市高津区北見方二丁目四番三号
丸広興業株式会社
代表取締役　田辺　広司

第58期決算公告

令和8年4月28日
川崎市高津区北見方二丁目4番3号
丸広興業株式会社
代表取締役　田辺　広司

貸借対照表の要旨（令和7年5月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	319,868
	固定資産	572,640
	合計	892,509
負債及び純資産の部	流動負債	39,656
	固定負債	208,324
	株主資本	644,528
	資本金	10,000
	利益剰余金	634,528
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	634,028
	（うち当期純利益）	(38,125)
	合計	892,509

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し乙、丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、三社の株主総会の承認決議は令和八年四月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）下記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都港区麻布台三丁目一番五号麻布台日ノ樹ビル七〇三

（甲）株式会社オフィス・ジー
代表取締役　佐藤　靖

東京都港区麻布台三丁目一番五号

（乙）有限会社アイ・ライズ
取締役　佐藤　靖

東京都港区麻布台三丁目一番五号

（丙）株式会社ティーオーエア
代表取締役　佐藤　靖

第24期決算公告

令和８年３月27日

石川県金沢市専光寺町そ68番地

株式会社コラビス

代表取締役　香田　龍一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,597,390
	固定資産	290,081
	合計	2,887,472
負債及び純資産の部	流動負債	1,499,680
	固定負債	230,870
	株主資本	1,156,920
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,076,920
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,056,920
	（うち当期純利益）	（265,364）
	合計	2,887,472

第11期決算公告

令和８年４月28日

東京都港区麻布台三丁目１番５号

株式会社ティーオーエア

代表取締役　佐藤　靖

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,095
	固定資産	8,718
	資産合計	17,813
負債及び純資産の部	流動負債	27,277
	負債合計	27,277
	株主資本	△9,463
	資本金	90,000
	利益剰余金	△99,463
	その他利益剰余金	△99,463
	（うち当期純損失）	（8,794）
	純資産合計	△9,463
	負債・純資産合計	17,813

第40期決算公告

令和８年４月28日

東京都港区麻布台三丁目１番５号
麻布台日ノ樹ビル703

株式会社オフィス・ジー

代表取締役　佐藤　靖

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	205,599
	固定資産	5,456
	資産合計	211,055
負債及び純資産の部	流動負債	78,144
	負債合計	78,144
	株主資本	132,911
	資本金	10,000
	利益剰余金	122,911
	その他利益剰余金	122,911
	（うち当期純利益）	（4,912）
	純資産合計	132,911
	負債・純資産合計	211,055

第29期決算公告

令和８年３月27日

石川県金沢市専光寺町そ68番地

株式会社ベプロ

代表取締役　土田　恵子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	106,855
	固定資産	8,837
	合計	115,693
負債及び純資産の部	流動負債	26,987
	固定負債	110
	株主資本	88,595
	資本金	3,000
	利益剰余金	85,595
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	84,845
	（うち当期純利益）	（16,602）
	合計	115,693

第46期決算公告

令和８年４月28日

石川県金沢市藤江南二丁目41番地

株式会社山崎屋

代表取締役　高登　恵子

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,888
	固定資産	6,058
	資産合計	9,947
負債及び純資産の部	流動負債	2,231
	（うち賞与引当金）	（89）
	固定負債	820
	（うち退職給付引当金）	（458）
	（うち店舗整理損失引当金）	（78）
	負債合計	3,051
	株主資本	6,562
	資本金	50
	資本剰余金	1,096
	資本準備金	16
	その他資本剰余金	1,079
	利益剰余金	5,415
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	5,410
	（うち当期純利益）	（1,309）
	評価・換算差額等	333
	その他有価証券評価差額金	333
	純資産合計	6,895
	負債・純資産合計	9,947

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、三社の株主総会の承認決議は令和八年四月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）下記のとおりです。

令和八年四月二十八日

石川県金沢市藤江南二丁目41番地

（甲）株式会社やまやビジネスパートナー
代表取締役　山崎　健造

石川県金沢市藤江南二丁目41番地

（乙）株式会社山崎屋
代表取締役　高登　恵子

石川県金沢市藤江南二丁目41番地

（丙）株式会社ティーオーエア
代表取締役　佐藤　靖

第13期決算公告

令和８年４月28日

石川県金沢市藤江南二丁目41番地

株式会社やまやビジネスパートナー

代表取締役　山崎　健造

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,134,161
	固定資産	22
	合計	4,134,183
負債及び純資産の部	流動負債	33,591,833
	固定負債	—
	株主資本	△29,457,650
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△34,457,650
	その他利益剰余金	△34,457,650
	（うち当期純利益）	（2,495,227）
	合計	4,134,183

第27期決算公告

令和８年３月27日

石川県金沢市東蚊爪町ト45番地１

株式会社田川自動車

代表取締役　田川　博基

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	64,245
	固定資産	7,141
	合計	71,387
負債及び純資産の部	流動負債	29,766
	固定負債	110
	株主資本	41,510
	資本金	6,000
	利益剰余金	35,510
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	34,010
	（うち当期純利益）	（9,403）
	合計	71,387

第50期決算公告

令和８年３月27日

石川県金沢市高尾台四丁目151番地

株式会社オリエンタル

代表取締役　小路　昌弘

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	76,363
	固定資産	69,821
	合計	146,185
負債及び純資産の部	流動負債	103,088
	固定負債	99,817
	株主資本	△56,720
	資本金	10,000
	利益剰余金	△66,720
	その他利益剰余金	△66,720
	（うち当期純利益）	（24,463）
	合計	146,185

第14期決算公告　令和８年３月27日
石川県金沢市専光寺町レ３番地18
株式会社Ｇａｐｐａ
代表取締役　高桑　和浩

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	58,584
	固定資産	87
	合計	58,672
負純資産の債及び部	流動負債	4,364
	固定負債	110
	株主資本	54,197
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	44,197
	その他利益剰余金	44,197
	（うち当期純利益）	(6,288)
	合計	58,672

第14期決算公告　令和８年２月24日
石川県金沢市専光寺町レ３番地18
株式会社Ａ２ロジ
代表取締役　喜多　和行

貸借対照表の要旨（令和７年12月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,392,073
	固定資産	121,101
	合計	2,513,174
負純資産の債及び部	流動負債	1,392,501
	固定負債	72,939
	株主資本	1,047,733
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	1,037,733
	その他利益剰余金	1,037,733
	（うち当期純利益）	(357,949)
	合計	2,513,174

第40期決算公告

令和８年４月28日

滋賀県長浜市落合町645番地
パセリエンタープライズ株式会社
代表取締役　松本　規義

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,506
	固定資産	967
	繰延資産	1
	資産合計	2,475
負債及び純資産の部	流動負債	1,098
	固定負債	588
	負債の部合計	1,686
	株主資本	788
	資本金	23
	資本剰余金	95
	資本準備金	95
	利益剰余金	669
	利益準備金	31
	その他利益剰余金	637
	（うち当期純損失）	(66)
	純資産の部合計	788
	負債・純資産合計	2,475

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲乙の株主総会の承認決議は令和八年三月二十日に終了しています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十八日
滋賀県長浜市落合町六四五番地
（甲）パセリエンタープライズ株式会社
代表取締役　松本　規義
滋賀県長浜市落合町六四五番地
（乙）株式会社トピア
代表取締役　松本　隆道

第12期決算公告　令和８年４月28日
滋賀県長浜市落合町六四五番地
株式会社トピア
代表取締役　松本　隆道

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18
	固定資産	5
	資産合計	23
負純資産の債及び部	流動負債	5
	固定負債	12
	負債の部合計	18
	株主資本	4
	資本金	10
	利益剰余金	△5
	その他利益剰余金	△5
	（うち当期純損失）	(3)
	純資産の部合計	4
	負債・純資産合計	23

第24期決算公告

令和８年３月27日

東京都千代田区平河町二丁目16番１号
株式会社レックスアドバイザーズ
代表取締役　岡村　康男

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	723,487
	固定資産	156,918
	資産合計	880,406
負純資産の債及び部	流動負債	186,537
	賞与引当金	38,397
	固定負債	45,805
	負債合計	232,342
	株主資本	642,189
	資本金	60,000
	資本剰余金	473,892
	資本準備金	420,291
	その他資本剰余金	53,600
	利益剰余金	108,297
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	107,997
	（うち当期純利益）	(9,234)
	評価・換算差額等	5,873
	その他有価証券評価差額金	5,873
	純資産合計	648,063
	負債・純資産合計	880,406

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年五月一日に予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年四月二十八日
福島県福島市天神町一三番一七号ＡＩＲＷＡＹＳビル
（甲）須藤・エンタープライズグループホールディングス株式会社
代表取締役　須藤　淳一
福島県福島市天神町一三番一七号ＡＩＲＷＡＹＳビル
（乙）シティ株式会社
代表取締役　須藤　淳一

第18期決算公告
令和８年４月28日
福島県福島市天神町13番17号
ＡＩＲＷＡＹＳビル
シティ株式会社
代表取締役　須藤　淳一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	240,062
	固定資産	2,170,012
	繰延資産	925
	資産合計	2,411,000
負純資産の債及び部	流動負債	65,663
	固定負債	1,962,343
	株主資本	382,993
	資本金	5,000
	利益剰余金	377,993
	その他利益剰余金	377,993
	（うち当期純利益）	(27,316)
	負債・純資産合計	2,411,000

第21期決算公告
令和８年４月28日
福島県福島市天神町13番17号
ＡＩＲＷＡＹＳビル
須藤・エンタープライズグループホールディングス株式会社
代表取締役　須藤　淳一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	165,498
	固定資産	3,261,729
	資産合計	3,427,227
負純資産の債及び部	流動負債	594,936
	固定負債	2,153,814
	株主資本	678,477
	資本金	10,000
	利益剰余金	668,477
	その他利益剰余金	668,477
	（うち当期純利益）	(48,749)
	負債・純資産合計	3,427,227

令和７年度決算公告

令和８年４月28日　　東京都千代田区二番町５番地25
二番町センタービル７階

日本ヒルズ・コルゲート株式会社

代表取締役　アルノー・ジャン・ジェローム・ブレル

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,267,822	流動負債	8,597,657
固定資産	1,809,566	賞与引当金	298,308
		固定負債	180,393
		株主資本	1,299,338
		資本金	50,000
		利益剰余金	1,249,338
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,236,838
		（うち当期純利益）	（174,625）
資産合計	10,077,388	負債・純資産合計	10,077,388

吸収分割公告

有限会社及び左記会社は吸収分割契約書において、甲は乙の不動産事業、素形材事業、医療機器事業及び丙は甲のエンジニアリング事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので、甲及び乙は、それぞれ承継させる権利義務を管理し、承継させることにいたしました。

公告は、本公告掲載の吸収分割の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、甲は令和八年六月一日付でユニソングループ株式会社に商号変更する予定です。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

（丙）

令和八年四月二十八日

長野県茅野市ちの六五〇番地

（甲）

代表取締役社長　野村ユニソン株式会社

（丙）

代表取締役社長　野村ユニソン株式会社

（乙）

長野県茅野市ちの六二八番地

代表取締役社長　ナンシン機工株式会社

長野県茅野市ちの六五二番地

代表取締役社長　藤一森株式会社

（乙）下記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,236,057	流動負債	8,015,159
固定資産	5,240,962	（賞与引当金）	（126,400）
		固定負債	1,426,491
		（役員退職慰労引当金）	（42,000）
		負債合計	9,441,650
		株主資本	4,035,370
		資本金	50,000
		資本剰余金	6,363
		資本準備金	2,850
		自己株式処分差益	3,513
		利益剰余金	3,979,007
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	3,966,507
		（うち当期純利益）	（243,074）
		純資産合計	4,035,370
資産合計	13,477,020	負債・純資産合計	13,477,020

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,733,929	流動負債	2,662,991
固定資産	1,082,814	固定負債	237,172
		（役員退職慰労引当金）	（30,500）
		負債合計	2,900,163
		株主資本	1,916,579
		資本金	48,000
		利益剰余金	1,868,579
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,843,579
		（うち当期純利益）	（163,464）
		純資産合計	1,916,579
資産合計	4,816,743	負債・純資産合計	4,816,743

第８期決算公告

令和８年４月28日　　東京都品川区上大崎二丁目10番44号

NAVER J.Hub株式会社

代表取締役　金　　鎭熙

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,291,141	流動負債	5,101,105
固定資産	190,497,369	固定負債	84,453,388
		（退職給付引当金）	（93,388）
		負債合計	89,554,494
		株主資本	105,234,016
		資本金	50,000
		資本剰余金	108,180,000
		資本準備金	55,625,000
		その他資本剰余金	52,555,000
		利益剰余金	△ 2,995,983
		その他利益剰余金	△ 2,995,983
		純資産合計	105,234,016
資産合計	194,788,511	負債・純資産合計	194,788,511

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	109,558	営業外費用	2,445,373
売上原価	157,972	経常利益	5,702,847
売上総損失	48,414	特別損失	11,141,337
販売費及び一般管理費	613,419	税引前当期純損失	5,438,489
営業損失	661,833	法人税、住民税及び事業税	1,210
営業外収益	8,810,055	当期純損失	5,439,699

第27期決算公告

令和８年４月28日

東京都品川区大崎二丁目１番１号

ＡＢＢ株式会社

代表取締役社長　ロイック・ペコンドン–ラクロワ

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	21,572	流動負債	17,594
固定資産	4,115	（賞与引当金）	（487）
有形固定資産	1,708	（役員賞与引当金）	（15）
無形固定資産	7	（製品保証引当金）	（1,196）
投資その他の資産	2,400	（工事損失引当金）	（39）
		固定負債	171
		（役員退職慰労引当金）	（11）
		（製品保証引当金）	（82）
		負債合計	17,766
		株主資本	7,922
		資本金	1,000
		資本剰余金	276
		資本準備金	276
		利益剰余金	6,646
		その他利益剰余金	6,646
		純資産合計	7,922
資産合計	25,688	負債・純資産合計	25,688

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	48,888	特別利益	8
営業費用	40,831	特別損失	4
営業利益	8,057	税引前当期純利益	8,365
営業外収益	322	法人税、住民税及び事業税	2,000
営業外費用	18	法人税等調整額	516
経常利益	8,360	当期純利益	5,848

第 17 期 決 算 公 告

令和８年３月25日　愛媛県八幡浜市保内町宮内１―289―１

オレンジベイフーズ株式会社

代表取締役　横瀬　達洋

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,599,952	流動負債	6,004,686
固定資産	540,291	賞与引当金	13,937
		固定負債	44,531
		退職給付引当金	42,930
		負債合計	**6,049,218**
		株主資本	1,091,026
		資本金	240,000
		資本剰余金	240,000
		資本準備金	240,000
		利益剰余金	611,026
		その他利益剰余金	611,026
		（うち当期純利益）	（211,531）
		純資産合計	**1,091,026**
資産合計	**7,140,244**	**負債・純資産合計**	**7,140,244**

第 42 期 決 算 公 告

令和８年４月28日

神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目403番地35

株式会社メタテクノ

代表取締役社長　中山　聖

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	960,012	流動負債	367,448
固定資産	626,459	賞与引当金	15,378
		固定負債	212,667
		退職給付引当金	79,097
		株主資本	952,342
		資本金	40,000
		利益剰余金	912,342
		利益準備金	17,000
		その他利益剰余金	895,342
		（うち当期純利益）	（55,460）
		評価・換算差額等	54,014
		有価証券評価差額金	54,014
資産合計	**1,586,471**	**負債・純資産合計**	**1,586,471**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年四月二十八日

北海道千歳市泉沢一〇〇七番地一六八

（甲）株式会社アーキビジョン二十一

代表取締役　丹野　正則

札幌市清田区美しが丘三条十丁目二番一五号

（乙）株式会社アーキビジョン・ホールディングス

代表取締役　丹野　正則

第 41 期 決 算 公 告

令和８年４月28日　北海道千歳市泉沢1007番地168

株式会社アーキビジョン二十一

代表取締役　丹野　正則

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,561	流動負債	7,203
固定資産	11,123	固定負債	8,532
		補修引当金	777
		株主資本	1,949
		資本金	50
		資本剰余金	129
		資本準備金	10
		その他資本剰余金	119
		利益剰余金	1,812
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	1,801
		（うち当期純利益）	（708）
		自己株式	△43
資産合計	**17,685**	**負債・純資産合計**	**17,685**

第 15 期 決 算 公 告

令和８年４月28日

札幌市清田区美しが丘三条十丁目２番15号

株式会社アーキビジョン・ホールディングス

代表取締役　丹野　正則

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,854	流動負債	1,508
固定資産	1,924	固定負債	1,017
		補修引当金	68
		株主資本	1,252
		資本金	35
		利益剰余金	1,218
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	1,216
		（うち当期純利益）	（789）
		自己株式	△1
資産合計	**3,779**	**負債・純資産合計**	**3,779**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号

（甲）テレフレックスメディカルジャパン株式会社

代表取締役　今井　佳子（井上　佳子）

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号

（乙）ＶＩ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　今井　佳子（井上　佳子）

令和８年４月28日

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

テレフレックスメディカルジャパン株式会社

代表取締役　今井　佳子（井上　佳子）

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,653,236	流動負債	1,067,747
固定資産	314,617	固定負債	41,300
		株主資本	1,858,806
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,000,000
		その他資本剰余金	1,000,000
		利益剰余金	758,806
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	733,806
		（うち当期純利益）	（241,650）
資産合計	**2,967,853**	**負債・純資産合計**	**2,967,853**

令和８年４月28日

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

ＶＩ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　今井　佳子（井上　佳子）

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	565,562	流動負債	409,361
固定資産	25	賞与引当金	11,585
		固定負債	140,000
		株主資本	16,226
		資本金	8,000
		資本剰余金	8,718
		資本準備金	8,000
		その他資本剰余金	718
		利益剰余金	△492
		その他利益剰余金	△492
		（うち当期純利益）	（8,000）
資産合計	**565,587**	**負債・純資産合計**	**565,587**

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

また、甲は資本金の額を一億六千八百万五千円減少し五千万円とすることにいたしました。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十八日

大阪府堺市北区百舌鳥本町一丁六番地一

（甲）株式会社うえきばちカンパニー

代表取締役　梶原　崇志

大阪府堺市南区御池台三丁一番四号

（乙）株式会社ＬＹＫＫＥ

代表取締役　梶原　崇志

大阪府堺市北区百舌鳥本町一丁六番地一

（丙）有限会社オフィスエイド

代表取締役　梶原　崇志

第２期決算公告

令和８年４月28日

大阪府堺市南区御池台三丁１番４号

株式会社ＬＹＫＫＥ

代表取締役　梶原　崇志

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	122,049
	固定資産	14,371
	合計	136,419
負債及び純資産の部	流動負債	52,071
	固定負債	34,992
	株主資本	49,357
	資本金	1,000
	利益剰余金	48,357
	その他利益剰余金	48,357
	（うち当期純利益）	(54,916)
	合計	136,419

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月五日であり、株主総会の決議は令和八年四月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

沖縄県石垣市字真栄里八七三番地一

ＩＳＨＩＧＡＫＩ　ＧＲＥＡＴ　ＮＡＴＵＲＥ株式会社

代表取締役　刀祢　達哉

決　算　公　告

令和８年４月28日

沖縄県石垣市字真栄里873番地１

ＩＳＨＩＧＡＫＩ　ＧＲＥＡＴ　ＮＡＴＵＲＥ株式会社

代表取締役　刀祢　達哉

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		120,644	流動負債	776
固定資産		162,462	固定負債	230
繰延資産		4,380	株主資本	286,480
			資本金	160,000
			資本剰余金	150,000
			資本準備金	150,000
			利益剰余金	△23,519
			その他利益剰余金	△23,519
			（うち当期純損失）	(5,477)
資産合計		287,487	負債・純資産合計	287,487

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都世田谷区東玉川一丁目三四番七号

（甲）ＭＡＫＥＲＳ　ＤＥＳＩＧＮ株式会社

代表取締役　橋本　純子

東京都世田谷区東玉川一丁目三四番七号

（乙）株式会社ユナイテッドブルー

代表取締役　橋本　荘一

東京都世田谷区東玉川一丁目三四番七号

（丙）ＢＬＡＵ　Ｄｅｓｉｇｎ　Ｃｏｍｐｌｅｘ株式会社

代表取締役　橋本　荘一

第８期決算公告

令和８年４月28日

東京都世田谷区東玉川一丁目34番７号

ＭＡＫＥＲＳ　ＤＥＳＩＧＮ株式会社

代表取締役　橋本　純子

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,646	流動負債	9,347
固定資産	118	固定負債	118
		株主資本	△7,701
		資本金	1,000
		利益剰余金	△8,701
		その他利益剰余金	△8,701
		（うち当期純損失）	(6,788)
資産合計	1,765	負債・純資産合計	1,765

第18期決算公告

令和８年４月28日

東京都世田谷区東玉川一丁目34番７号

株式会社ユナイテッドブルー

代表取締役　橋本　荘一

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,102
	固定資産	1,010
	合計	14,112
負債及び純資産の部	流動負債	818
	株主資本	13,293
	資本金	3,000
	利益剰余金	10,293
	その他利益剰余金	10,293
	（うち当期純損失）	(2,244)
	合計	14,112

第17期決算公告

令和８年４月28日

東京都世田谷区東玉川一丁目34番７号

ＢＬＡＵ　Ｄｅｓｉｇｎ　Ｃｏｍｐｌｅｘ株式会社

代表取締役　橋本　荘一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,472
	固定資産	1,516
	合計	5,989
負債及び純資産の部	流動負債	9,484
	株主資本	△3,495
	資本金	2,000
	利益剰余金	△5,495
	その他利益剰余金	△5,495
	（うち当期純損失）	(1,300)
	合計	5,989

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和八年四月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十八日

長野市若里四丁目一七番一号
（甲）ヴェルヌクリスタル株式会社
代表取締役　田中　厚志

長野市若里四丁目一七番一号
（乙）ヴェルヌアクア株式会社
代表取締役　田中　厚志

長野市若里四丁目一七番一号
（丙）ヴェルヌエナジー株式会社
代表取締役　田中　厚志

第３期決算公告

令和８年４月28日

長野市若里四丁目17番１号
ヴェルヌアクア株式会社
代表取締役　田中　厚志

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,904
	資産合計	**14,904**
負債及び純資産の部	流動負債	10,795
	負債合計	**10,795**
	株主資本	4,108
	資本金	2,000
	利益剰余金	2,108
	その他利益剰余金	2,108
	（うち当期純利益）	(892)
	純資産合計	**4,108**
	負債・純資産合計	**14,904**

第３期決算公告

令和８年４月28日

長野市若里四丁目17番１号
ヴェルヌエナジー株式会社
代表取締役　田中　厚志

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,863
	資産合計	**1,863**
負債及び純資産の部	流動負債	81
	負債合計	**81**
	株主資本	1,782
	資本金	1,500
	利益剰余金	282
	その他利益剰余金	282
	（うち当期純損失）	(200)
	純資産合計	**1,782**
	負債・純資産合計	**1,863**

第４期決算公告

令和８年４月28日

長野市若里四丁目17番１号
ヴェルヌクリスタル株式会社
代表取締役　田中　厚志

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		84,766	流動負債	145,743
固定資産		11,380	**負債合計**	**145,743**
			株主資本	△49,596
			資本金	10,000
			利益剰余金	△59,596
			その他利益剰余金	△59,596
			（うち当期純利益）	(8,770)
			純資産合計	**△49,596**
資産合計		**96,146**	**負債・純資産合計**	**96,146**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十八日

京都市右京区西京極堤町四四番地二
（甲）株式会社デポルテックコンサルティング
代表取締役　添田　隆司

大阪市中央区南本町二丁目四番六号
（乙）アビエーションインターナショナルジャパン株式会社
代表取締役　柴田　祐希

京都市右京区西京極堤町四四番地二
（丙）株式会社ＳＸマーケティング
代表取締役　柴田　祐希

第16期決算公告

令和８年４月28日

大阪市中央区南本町二丁目４番６号
アビエーションインターナショナルジャパン株式会社
代表取締役　柴田　祐希

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	34,415
	固定資産	4,484
	資産合計	**38,899**
負債及び純資産の部	流動負債	105,252
	固定負債	69,360
	株主資本	△135,713
	資本金	50,000
	利益剰余金	△185,713
	その他利益剰余金	△185,713
	（うち当期純利益）	(19,799)
	負債・純資産合計	**38,899**

第３期決算公告

令和８年４月28日

京都市右京区西京極堤町44番地２
株式会社ＳＸマーケティング
代表取締役　柴田　祐希

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,685
	固定資産	—
	資産合計	**10,685**
負債及び純資産の部	流動負債	2,056
	固定負債	—
	株主資本	8,629
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,371
	その他利益剰余金	△1,371
	（うち当期純損失）	(409)
	負債・純資産合計	**10,685**

第７期決算公告

令和８年４月28日

京都市右京区西京極堤町44番地２
株式会社デポルテックコンサルティング
代表取締役　添田　隆司

貸借対照表の要旨　（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		23,242	流動負債	19,543
固定資産		5,103	固定負債	—
			株主資本	8,802
			資本金	10,000
			資本剰余金	10,932
			資本準備金	10,932
			利益剰余金	△12,130
			その他利益剰余金	△12,130
			（うち当期純損失）	(7,233)
資産合計		**28,345**	**負債・純資産合計**	**28,345**

第24期決算公告

令和８年４月28日

神奈川県海老名市社家六丁目14番５号

株式会社スペース

代表取締役　植田　敏司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,173
	固定資産	606,483
	資産合計	681,657
負純資産の債及び部	流動負債	9,155
	固定負債	220,000
	株主資本	452,502
	資本金	10,000
	利益剰余金	563,802
	その他利益剰余金	563,802
	（うち当期純利益）	(46,620)
	自己株式	△121,300
	負債・純資産合計	681,657

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示については、甲は確定した最終事業年度はありません。乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十八日

静岡県沼津市高島本町一二番二二号

（甲）グランジャーグループ株式会社

代表取締役　植田　敏司

神奈川県海老名市社家六丁目一四番五号

（乙）株式会社スペース

代表取締役　植田　敏司

2025年度決算公告

2026年４月28日

東京都港区赤坂九丁目７番１号

マーシュジャパン株式会社

代表取締役　中西　　主

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,194,438
	固定資産	9,717,678
	資産合計	27,912,116
負債及び純資産の部	流動負債	17,334,540
	（うち事業構造改善引当金）	(29,086)
	固定負債	567,695
	（うち退職給与引当金）	(11,860)
	負債合計	17,902,236
	株主資本	10,006,335
	資本金	83,333
	資本剰余金	79,386
	資本準備金	79,386
	利益剰余金	9,843,615
	利益準備金	20,833
	その他利益剰余金	9,822,782
	（うち当期純利益）	(6,460,018)
	評価・換算差額等	3,544
	その他有価証券評価差額金	3,544
	純資産合計	10,009,880
	負債・純資産合計	27,912,116

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都江戸川区中央四丁目一一番八号

（甲）ＷｙＬ株式会社

代表取締役　岩本　大希

山形県東田川郡三川町大字青山字外川原二三四番地一

（乙）株式会社ｋｕｋｕｒｕ

代表取締役　岩本　大希

沖縄県豊見城市字根差部四一四番地七

（丙）株式会社ゆいんちゅ

代表取締役　山川　将人

東京都江戸川区中央四丁目一一番八号

（丁）ウィルホールディングス株式会社

代表取締役　岩本　大希

第162期決算公告

令和８年４月28日

東京都台東区上野公園４番58号

株式会社精養軒

代表取締役　定方　　郷

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,719,951
	固定資産	1,216,038
	合計	5,935,989
負債及び純資産の部	流動負債	494,270
	賞与引当金	46,400
	その他	447,870
	固定負債	2,262,109
	退職給付引当金	390,370
	役員退職慰労引当金	98,085
	その他	1,773,654
	株主資本	3,179,610
	資本金	50,000
	資本剰余金	64,969
	資本準備金	4,330
	その他資本剰余金	60,639
	利益剰余金	3,064,640
	利益準備金	32,850
	その他利益剰余金	3,031,790
	（うち当期純利益）	(949,341)
	合計	5,935,989

第10期決算公告

令和８年４月28日

山形県東田川郡三川町大字青山字外川原234番地１

株式会社ｋｕｋｕｒｕ

代表取締役　岩本　大希

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	115,264
	固定資産	100,118
	合計	215,381
負純資産の債及び部	流動負債	32,599
	固定負債	176,048
	株主資本	6,735
	資本金	4,000
	利益剰余金	2,735
	その他利益剰余金	2,735
	（うち当期純利益）	(10,695)
	合計	215,381

第10期決算公告

令和８年４月28日

東京都江戸川区中央四丁目11番８号

ＷｙＬ株式会社

代表取締役　岩本　大希

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	230,310
	固定資産	47,573
	合計	277,883
負純資産の債及び部	流動負債	86,466
	固定負債	285,190
	株主資本	△93,773
	資本金	9,100
	利益剰余金	△102,873
	その他利益剰余金	△102,873
	（うち当期純損失）	(109,995)
	合計	277,883

第３期決算公告

令和８年４月28日

東京都江戸川区中央四丁目11番８号

ウィルホールディングス株式会社

代表取締役　岩本　大希

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	704,524
	固定資産	159,870
	繰延資産	255
	合計	864,649
負純資産の債及び部	流動負債	6,519
	固定負債	6,605
	株主資本	851,526
	資本金	449,277
	資本剰余金	446,277
	資本準備金	446,277
	利益剰余金	△44,029
	その他利益剰余金	△44,029
	（うち当期純損失）	(43,861)
	合計	864,649

第10期決算公告

令和８年４月28日

沖縄県豊見城市字根差部414番地７

株式会社ゆいんちゅ

代表取締役　山川　将人

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	59,585
	固定資産	1,006
	合計	60,591
負純資産の債及び部	流動負債	24,940
	固定負債	12,875
	株主資本	22,776
	資本金	4,100
	利益剰余金	18,676
	その他利益剰余金	18,676
	（うち当期純利益）	(13,848)
	合計	60,591

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十八日

東京都千代田区富士見二丁目二番一二号
（甲）株式会社ＫＩＤＳ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ
代表取締役　井戸　勝

東京都千代田区富士見二丁目二番一二号
（乙）株式会社ＳｈｉＳｉ
代表取締役　鷲見　宗馬

東京都千代田区富士見二丁目二番一二号
（丙）株式会社３７７６
代表取締役　荻原　紀彦

東京都千代田区富士見二丁目二番一二号
（丁）株式会社Ｊｏｅｌ　ｄｉｎｎｅｒ
代表取締役　小泉　貴洋

東京都千代田区富士見二丁目二番一二号
（戊）株式会社Ｗａｒｅ　Ｆａｒｍ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ
代表取締役　木内　博一

第８期決算公告

令和８年４月28日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
シジョンジャパン株式会社
代表取締役　プラシャント・レイ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	59,387,532
	固定資産	78,778
	資産合計	**59,466,310**
負債及び純資産の部	流動負債	27,521,674
	賞与引当金	919,960
	株主資本	31,944,636
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	21,944,636
	その他利益剰余金	21,944,636
	（うち当期純利益）	(6,015,185)
	負債・純資産合計	**59,466,310**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千五百九十三万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十八日
東京都港区東新橋一丁目五番二号
日本ビズアップ株式会社
代表取締役　吉岡　和守

第29期決算公告

令和８年４月28日
東京都港区東新橋一丁目５番２号
日本ビズアップ株式会社
代表取締役　吉岡　和守

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	648,815
	固定資産	732,200
	資産合計	**1,381,015**
負債及び純資産の部	流動負債	145,376
	賞与引当金	1,316
	退職金給付引当金	4,454
	その他	139,606
	固定負債	2,088,813
	その他	2,088,813
	負債合計	**2,234,189**
	株主資本	△853,174
	資本金	285,935
	資本剰余金	79,475
	資本準備金	80,000
	その他資本剰余金	△525
	利益剰余金	△1,218,317
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△1,218,317
	（うち当期純利益）	(75,523)
	自己株式	△267
	純資産合計	**△853,174**
	負債・純資産合計	**1,381,015**

第12期決算公告

令和８年４月28日
東京都千代田区富士見二丁目２番12号
株式会社ＳｈｉＳｉ
代表取締役　鷲見　宗馬

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	41,478,093
	固定資産	24,271,535
	資産合計	**65,749,628**
負債及び純資産の部	流動負債	47,685,482
	固定負債	20,517,000
	株主資本	△ 2,452,854
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△ 5,452,854
	その他利益剰余金	△ 5,452,854
	（うち当期純損失）	(7,713,656)
	負債・純資産合計	**65,749,628**

第12期決算公告

令和８年４月28日
東京都千代田区富士見二丁目２番12号
株式会社３７７６
代表取締役　荻原　紀彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,453,051
	資産合計	**6,453,051**
負債及び純資産の部	流動負債	83,226
	株主資本	6,369,825
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	3,369,825
	その他利益剰余金	3,369,825
	（うち当期純損失）	(373,792)
	負債・純資産合計	**6,453,051**

第20期決算公告

令和８年４月28日

東京都千代田区富士見二丁目２番12号

株式会社ＫＩＤＳ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ

代表取締役　井戸　勝

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,083,799
	固定資産	2,046,856
	資産合計	**6,130,655**
負債及び純資産の部	流動負債	634,356
	賞与引当金	3,073
	固定負債	966,136
	株主資本	4,530,163
	資本金	5,000
	資本剰余金	323,400
	資本準備金	323,400
	利益剰余金	5,012,438
	その他利益剰余金	5,012,438
	（うち当期純利益）	(58,097)
	自己株式	△ 810,675
	負債・純資産合計	**6,130,655**

第３期決算公告

令和８年４月28日
東京都千代田区富士見二丁目２番12号
株式会社Ｗａｒｅ　Ｆａｒｍ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ
代表取締役　木内　博一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,222,542
	資産合計	**2,222,542**
負債及び純資産の部	流動負債	70,000
	株主資本	2,152,542
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△ 847,458
	その他利益剰余金	△ 847,458
	（うち当期純損失）	(324,101)
	負債・純資産合計	**2,222,542**

第７期決算公告

令和８年４月28日
東京都千代田区富士見二丁目２番12号
株式会社Ｊｏｅｌ　ｄｉｎｎｅｒ
代表取締役　小泉　貴洋

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	743,021
	固定資産	1,764,000
	資産合計	**2,507,021**
負債及び純資産の部	流動負債	2,339,200
	固定負債	34,758,400
	株主資本	△ 34,590,579
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	△ 84,590,579
	その他利益剰余金	△ 84,590,579
	（うち当期純損失）	(33,232,343)
	負債・純資産合計	**2,507,021**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙三九の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至乙三九は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://weeds-publicnotice.com

（乙一乃至乙七）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月二十一日

掲載頁　二頁

（乙八）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十八日

掲載頁　一五五頁（号外第一九四号）

（乙九乃至乙二九）下記のとおりです。

（乙三〇乃至乙三八）

計算書類の公告義務はありません。

（乙三九）https://weeds-publicnotice.com

令和八年四月二十八日

大阪府茨木市西駅前町一三番二五号

（甲）株式会社ウィーズ

代表取締役　塩月　清和

札幌市北区北三十二条西五丁目一番二三号

ビアンノース一階

（乙一）コアファルマ株式会社

代表取締役　中村　清誉

大阪府大東市平野屋一丁目三番一一号

（乙二）メディキュア株式会社

代表取締役　中村　清誉

徳島市沖浜町明治開三四二番地

（乙三）レリーブ株式会社

代表取締役　中村　清誉

大阪府枚方市堤町五―九

（乙四）株式会社ＫＫＣ

代表取締役　石束　卓巳

長野県松本市大字岡田下岡田六番地一三

（乙五）株式会社おくすりホンポ

代表取締役　本保　武俊

鳥取市千代水一丁目一五六番地

（乙六）株式会社こやま薬局

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙七）株式会社バインファーマシー

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙八）株式会社ｈ―ｓｔｙｌｅ

代表取締役　中村　清誉

岡山県浅口市金光町占見新田七四〇番地二

（乙九）こんこうファーマシー株式会社

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙一〇）一照株式会社

代表取締役　中村　清誉

広島市中区舟入南二丁目一二番一〇号

（乙一一）株式会社ＭＰＧ

代表取締役　毛利下昌宏

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙一二）株式会社ペンギン薬局

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙一三）株式会社よこやま薬局

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙一四）ファーマシーマネジメント株式会社　代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙一五）フィデリティキャピタル株式会社　代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙一六）メディカルキャピタル株式会社

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙一七）メディカルセンター株式会社

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙一八）メディカルパートナーズ株式会社　代表取締役　中村　清誉

長野県上田市中央二丁目三番一六号二〇四号

（乙一九）河合ＨＤ株式会社

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙二〇）株式会社ファーマシーセンター

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙二一）株式会社ファーマシーツー

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙二二）株式会社ファーマシーフォー

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙二三）株式会社プライベートイースト

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙二四）株式会社プライベートウエスト

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙二五）株式会社阪神ファーマシー

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙二六）株式会社ｆ・関西

代表取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙二七）株式会社コーナンＨＤ

代表取締役　中村　清誉

広島市中区舟入本町一〇―一二―一

（乙二八）株式会社ＫＩＺＵＮＡ

代表取締役　岡崎　修司

福岡県久留米市合川町一五一二番地一

（乙二九）株式会社公薬局

代表取締役　小野　潤家

長野県上田市緑が丘一丁目二六番二五号

（乙三〇）有限会社いとう薬局

代表取締役　本保　武俊

広島市南区西蟹屋四丁目八番三一号

（乙三一）有限会社ウイラポ

取締役　亀谷　直樹

神奈川県横浜市保土ケ谷区岩井町二二二番地

（乙三二）有限会社オフィスグリーンピュア

取締役　薬師寺元泰

岩手県盛岡市前九年二丁目二番三八号

（乙三三）有限会社グリーン薬局

取締役　中村　清誉

秋田市将軍野青山町三番一六号

（乙三四）有限会社中央薬局

取締役　中村　清誉

青森県弘前市大字早稲田二丁目八番地八

（乙三五）有限会社ティー・エス・メディカル

取締役　中村　清誉

兵庫県尼崎市御園町二四番地尼崎第一ビル四〇二号

（乙三六）有限会社ひまわり薬局

取締役　中村　清誉

東京都清瀬市旭が丘二丁目五番七号一〇二号室

（乙三七）有限会社ひらの薬局

取締役　中村　清誉

長野県北佐久郡立科町大字芦田二五八〇番地

（乙三八）有限会社マルヤマ

取締役　本保　武俊

広島市中区舟入本町一〇番一二号一Ｆ

（乙三九）株式会社ＧＲＩＴ

代表取締役　岡崎　修司

第15期決算公告

令和８年４月28日

広島市中区舟入南二丁目12番10号

株式会社ＭＰＧ

代表取締役　毛利下昌宏

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	173,909
	固定資産	9,314
	合計	183,223
負債及び純資産の部	流動負債	57,818
	株主資本	125,405
	資本金	3,000
	利益剰余金	122,405
	その他利益剰余金	122,405
	（うち当期純利益）	(18,814)
	合計	183,223

第６期決算公告

令和８年４月28日

兵庫県尼崎市御園町24番地尼崎第一ビル402号

一照株式会社

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	691,905
	固定資産	23,835
	合計	715,740
負債及び純資産の部	流動負債	388,337
	株主資本	327,403
	資本金	1,000
	利益剰余金	326,403
	その他利益剰余金	326,403
	（うち当期純損失）	(1,759)
	合計	715,740

第19期決算公告

令和８年４月28日

岡山県浅口市金光町占見新田740番地２

こんこうファーマシー株式会社

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	313,164
	固定資産	11,569
	合計	324,734
負債及び純資産の部	流動負債	76,602
	株主資本	248,132
	資本金	3,000
	利益剰余金	245,132
	その他利益剰余金	245,132
	（うち当期純利益）	(19,038)
	合計	324,734

第５期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
ファーマシーマネジメント株式会社
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	618
	固定資産	50,000
	繰延資産	306
	合計	50,924
負純資債産及のび部	流動負債	59,176
	株主資本	△ 8,251
	資本金	1
	利益剰余金	△ 8,252
	その他利益剰余金	△ 8,252
	（うち当期純損失）	(2,097)
	合計	50,924

第10期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
株式会社よこやま薬局
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	123,667
	固定資産	1,538
	合計	125,205
負純資債産及のび部	流動負債	6,601
	株主資本	118,604
	資本金	5,000
	利益剰余金	113,604
	その他利益剰余金	113,604
	（うち当期純利益）	(6,672)
	合計	125,205

第17期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
株式会社ペンギン薬局
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	45,817
	固定資産	2,424
	合計	48,241
負純資債産及のび部	流動負債	56,418
	株主資本	△ 8,176
	資本金	3,500
	利益剰余金	△ 11,676
	その他利益剰余金	△ 11,676
	（うち当期純損失）	(19,669)
	合計	48,241

第４期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
メディカルセンター株式会社
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,287
	固定資産	102,600
	資産合計	103,887
負純資債産及のび部	流動負債	25,932
	固定負債	91,600
	株主資本	△ 13,644
	資本金	1
	利益剰余金	△ 13,645
	その他利益剰余金	△ 13,645
	（うち当期純利益）	(3,563)
	合計	103,887

第４期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
メディカルキャピタル株式会社
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	37
	固定資産	306
	合計	343
負純資債産及のび部	流動負債	24,059
	株主資本	△ 23,715
	資本金	1
	利益剰余金	△ 23,716
	その他利益剰余金	△ 23,716
	（うち当期純損失）	(298)
	合計	343

第４期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
フィデリティキャピタル株式会社
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	283
	固定資産	27,500
	合計	27,783
負純資債産及のび部	流動負債	45,951
	株主資本	△ 18,167
	資本金	1
	利益剰余金	△ 18,168
	その他利益剰余金	△ 18,168
	（うち当期純損失）	(1,427)
	合計	27,783

第５期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
株式会社ファーマシーセンター
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,884
	固定資産	41,069
	合計	42,954
負純資債産及のび部	流動負債	19,267
	固定負債	45,500
	株主資本	△ 21,812
	資本金	1
	利益剰余金	△ 21,813
	その他利益剰余金	△ 21,813
	（うち当期純損失）	(2,532)
	合計	42,954

第５期決算公告

令和８年４月28日
長野県上田市中央二丁目３番16号204号
河合ＨＤ株式会社
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,813
	固定資産	66,413
	合計	71,227
負純資債産及のび部	流動負債	567
	固定負債	82,574
	株主資本	△ 11,914
	資本金	1
	利益剰余金	△ 11,915
	その他利益剰余金	△ 11,915
	（うち当期純損失）	(2,150)
	合計	71,227

第４期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
メディカルパートナーズ株式会社
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	120
	固定資産	280,000
	合計	280,120
負純資債産及のび部	流動負債	107,329
	固定負債	200,312
	株主資本	△ 27,521
	資本金	1
	利益剰余金	△ 27,522
	その他利益剰余金	△ 27,522
	（うち当期純損失）	(4,666)
	合計	280,120

第５期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
株式会社プライベートイースト
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,967
	固定資産	59,700
	合計	61,667
負純資債産及のび部	流動負債	30,595
	固定負債	21,436
	株主資本	9,635
	資本金	1
	利益剰余金	9,634
	その他利益剰余金	9,634
	（うち当期純利益）	(5,066)
	合計	61,667

第６期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
株式会社ファーマシーフォー
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	213
	固定資産	367,497
	合計	367,710
負純資債産及のび部	流動負債	211,472
	固定負債	195,000
	株主資本	△ 38,762
	資本金	1
	利益剰余金	△ 38,763
	その他利益剰余金	△ 38,763
	（うち当期純損失）	(6,705)
	合計	367,710

第６期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
株式会社ファーマシーツー
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	69,348
	固定資産	128,400
	合計	197,748
負純資債産及のび部	流動負債	450
	固定負債	196,432
	株主資本	865
	資本金	1
	利益剰余金	864
	その他利益剰余金	864
	（うち当期純利益）	(30,730)
	合計	197,748

第２期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
株式会社f-関西
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	646
	固定資産	910,000
	合計	910,646
負債及び純資産の部	流動負債	158
	固定負債	946,785
	株主資本	△ 36,297
	資本金	10
	利益剰余金	△ 36,307
	その他利益剰余金	△ 36,307
	（うち当期純損失）	(25,179)
	合計	910,646

第８期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
株式会社阪神ファーマシー
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	200,023
	固定資産	1,600,000
	合計	1,800,023
負債及び純資産の部	流動負債	1,718,559
	株主資本	81,464
	資本金	150,000
	資本剰余金	150,000
	資本準備金	150,000
	利益剰余金	△ 218,535
	その他利益剰余金	△ 218,535
	（うち当期純損失）	(12,630)
	合計	1,800,023

第６期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
株式会社プライベートウエスト
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,543
	固定資産	181,077
	合計	190,620
負債及び純資産の部	流動負債	128,105
	固定負債	86,250
	株主資本	△ 23,734
	資本金	1
	利益剰余金	△ 23,735
	その他利益剰余金	△ 23,735
	（うち当期純損失）	(3,670)
	合計	190,620

第16期決算公告

令和８年４月28日
福岡県久留米市合川町1512番地１
株式会社公薬局
代表取締役　小野　潤家

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	88,959
	固定資産	1,455
	合計	90,414
負債及び純資産の部	流動負債	72,458
	固定負債	55,390
	株主資本	△ 37,434
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 38,434
	その他利益剰余金	△ 38,434
	（うち当期純利益）	(6,803)
	合計	90,414

第１期決算公告

令和８年４月28日
広島市中区舟入本町10―12―１
株式会社ＫＩＺＵＮＡ
代表取締役　岡﨑　修司

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,251
	固定資産	97,074
	合計	100,325
負債及び純資産の部	流動負債	2,582
	固定負債	100,000
	株主資本	△ 2,256
	資本金	100
	利益剰余金	△ 2,356
	その他利益剰余金	△ 2,356
	（うち当期純損失）	(2,356)
	合計	100,325

第４期決算公告

令和８年４月28日
兵庫県尼崎市御園町24番地
尼崎第一ビル402号
株式会社コーナンＨＤ
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	253,490
	固定資産	2,078,360
	合計	2,331,851
負債及び純資産の部	流動負債	230,253
	固定負債	1,400,607
	株主資本	700,990
	資本金	400,001
	資本剰余金	400,000
	資本準備金	400,000
	利益剰余金	△ 99,010
	その他利益剰余金	△ 99,010
	（うち当期純損失）	(14,183)
	合計	2,331,851

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲、乙、丙及び戊の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十八日

岐阜県瑞浪市益見町二丁目一三〇番地
（甲）株式会社アイランドジー・アイ
代表取締役　石野　政道

岐阜県瑞浪市益見町二丁目一三〇番地
（乙）株式会社ジー・アイ
代表取締役　石野　政道

岐阜県瑞浪市益見町二丁目一三〇番地
（丙）株式会社ジー・アイ　ドゥー
代表取締役　石野　政道

岐阜県瑞浪市益見町二丁目一三〇番地
（丁）合同会社愛
代表社員
株式会社アイランドジー・アイ
職務執行者　石野　政道

岐阜県瑞浪市益見町二丁目一三〇番地
（戊）株式会社慈愛
代表取締役　石野　政道

第31期決算公告

令和８年４月28日
岐阜県瑞浪市益見町二丁目130番地
株式会社アイランドジー・アイ
代表取締役　石野　政道

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	497,389,366
	固定資産	170,415,522
	合計	667,804,888
負債及び純資産の部	流動負債	146,967,885
	固定負債	265,626,000
	株主資本	255,211,003
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	245,211,003
	その他利益剰余金	245,211,003
	（うち当期純利益）	(8,182,174)
	合計	667,804,888

第37期決算公告

令和８年４月28日
岐阜県瑞浪市益見町二丁目130番地
株式会社慈愛
代表取締役　石野　政道

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	62,582,988
	固定資産	10,997,467
	合計	73,580,455
負債及び純資産の部	流動負債	23,930,912
	株主資本	49,649,543
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	4,992,000
	その他資本剰余金	4,992,000
	利益剰余金	41,463,543
	利益準備金	2,321,000
	その他利益剰余金	39,142,543
	（うち当期純利益）	(4,106,391)
	自己株式	△1,806,000
	合計	73,580,455

第16期決算公告

令和８年４月28日
岐阜県瑞浪市益見町二丁目130番地
株式会社ジー・アイ　ドゥー
代表取締役　石野　政道

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	29,797,231
	固定資産	25,141,131
	合計	54,938,362
負債及び純資産の部	流動負債	21,554,782
	株主資本	33,383,580
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	32,383,580
	その他利益剰余金	32,383,580
	（うち当期純利益）	(3,444,585)
	合計	54,938,362

第17期決算公告

令和８年４月28日
岐阜県瑞浪市益見町二丁目130番地
株式会社ジー・アイ
代表取締役　石野　政道

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	74,916,515
	固定資産	35,863,269
	合計	110,779,784
負債及び純資産の部	流動負債	8,447,966
	株主資本	102,331,818
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	101,331,818
	その他利益剰余金	101,331,818
	（うち当期純利益）	(6,756,321)
	合計	110,779,784